

大空町地域防災計画

【第3次改訂版】

平成29年9月

大空町防災会議

大空町地域防災計画

〈一般対策編〉

目 次

第1部 総則

第1章 計画の基本方針.....	1
第2章 計画の構成.....	1
第3章 計画の効果的推進.....	1
第4章 用 語.....	1
第5章 防災計画の修正要領.....	2
第6章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	2
第7章 町民及び事業所の基本的責務.....	8

第2部 大空町の概況

第1章 町の地勢.....	10
第2章 災害記録.....	12

第3部 防災ビジョン

第1章 基本方針.....	14
第2章 地域防災力の向上.....	14
第3章 災害に強い防災体制づくり.....	15
第4章 減災のまちづくり.....	15

第4部 災害予防計画

第1章 水害予防計画.....	16
第2章 風害予防計画.....	21
第3章 雪害予防計画.....	22
第4章 融雪災害予防計画.....	24
第5章 土砂災害予防計画.....	26
第6章 建築物災害予防計画.....	29
第7章 消防計画.....	30
第8章 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備計画.....	33
第9章 避難体制整備計画.....	34
第10章 要配慮者対策計画.....	36
第11章 自主防災組織の育成計画.....	39
第12章 積雪・寒冷対策計画.....	43
第13章 防災思想普及・啓発計画.....	45
第14章 防災訓練計画.....	47

第5部 災害応急対策計画

第1章	防災組織	49
第2章	職員の動員計画	57
第3章	災害情報通信計画	59
第4章	災害広報計画	74
第5章	応急措置実施計画	76
第6章	避難対策計画	79
第7章	救助・救出計画	85
第8章	災害警備計画	86
第9章	交通応急対策計画	88
第10章	輸送計画	93
第11章	食料供給計画	95
第12章	給水計画	98
第13章	上下水道施設対策計画	100
第14章	衣料、生活必需物資供給計画	101
第15章	石油類燃料供給計画	103
第16章	医療救護計画	104
第17章	防疫計画	106
第18章	廃棄物等処理計画	108
第19章	飼養動物対策計画	110
第20章	文教対策計画	111
第21章	住宅対策計画	115
第22章	被災宅地安全対策計画	117
第23章	行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画	119
第24章	障害物除去計画	122
第25章	応急土木対策計画	124
第26章	応急飼料計画	125
第27章	労務供給計画	126
第28章	ヘリコプター等活用計画	128
第29章	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	131
第30章	広域応援計画	135
第31章	職員応援要請計画	137

第 32 章	防災ボランティアとの連携計画	139
第 33 章	災害義援金募集（配分）計画	141
第 34 章	救助法の適用と応急救助活動計画	142
第 6 部 特殊災害対策計画		
第 1 章	航空機災害対策計画	144
第 2 章	鉄道災害対策計画	152
第 3 章	道路災害対策計画	155
第 4 章	危険物等災害対策計画	158
第 5 章	大規模な火事災害対策計画	164
第 6 章	林野火災予消防計画	167
第 7 章	火山噴火災害対策計画	170
第 7 部 復旧・復興対策計画		
第 1 章	災害復旧	175
第 2 章	被災者の生活再建等への支援	177
第 3 章	被災者生活再建支援法に基づく支援	179
第 4 章	産業復興支援	180

第1部 総 則

第1章 計画の基本方針

この計画は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、大空町防災会議が策定する計画であり、大空町（以下「町」という。）の地域にかかわる防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、町及び防災関係機関がその機能のすべてを挙げて、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、具体的事項を定め防災の万全を期する。

第2章 計画の構成

一般対策編、地震津波対策編及び資料編により構成する。

第3章 計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が損なわれないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、多様な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

第4章 用 語

この防災計画において、次の各号に掲げる用語は、以下に定めるところによる。

基 本 法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
救 助 法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
町 防 災 会 議	大空町防災会議
本 部 （ 長 ）	大空町災害対策本部（長）
防 災 計 画	大空町地域防災計画
災 害	災害対策基本法第2条第1号に定める災害
防 災	災害対策基本法第2条第2号に定める防災
指 定 行 政 機 関	災害対策基本法第2条第3号に定める指定行政機関
指 定 地 方 行 政 機 関	災害対策基本法第2条第4号に定める指定地方行政機関
指 定 公 共 機 関	災害対策基本法第2条第5号に定める指定公共機関
指 定 地 方 公 共 機 関	災害対策基本法第2条第6号に定める指定地方公共機関

第5章 防災計画の修正要領

町防災会議は、基本法第42条の定めにより、防災計画に随時検討を加え、必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正する。

ただし、軽易な事項又は緊急の必要があるときは、町長（会長）が修正し、町防災会議に報告する。

第6章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議の構成機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者が防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

第1 指定地方行政機関

1 網走開発建設部

- (1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること
- (2) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること
- (3) 災害対策用資機材等の地域への支援に関すること
- (4) 直轄河川の整備並びに災害復旧に関すること
- (5) 国道の整備並びに災害復旧に関すること
- (6) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること
- (7) 補助事業に係る指導、監督に関すること
- (8) 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、河道閉塞による湛水又は噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流に関する緊急調査及び情報提供に関すること

2 北海道農政事務所北見地域センター

- (1) 災害時における応急用食料の調達及び供給に関すること
- (2) 災害応急飼料対策において、要請に応じて応急飼料として飼料作物を供給する等、必要な措置を行うこと

3 網走南部森林管理署

- (1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること
- (2) 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること
- (3) 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと
- (4) 災害時において地方公共団体等の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと

4 東京航空局女満別空港出張所

- (1) 航空事業者の災害防止に関する指導を行うこと
- (2) 航空保安施設の管理に当たること

- (3) 航空機の遭難に際し捜索及び救難の調整を図ること
- (4) 災害時における航空輸送の連絡調整を行うこと

5 網走地方気象台

- (1) 気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集及び発表をすること
- (2) 観測成果を解析、総合し予報（注意報を含む）警報並びに情報（以下「防災気象情報」という。）を発表すること
- (3) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること
- (4) 防災知識の普及及び指導を行うこと

第2 自衛隊（陸上自衛隊美幌駐屯地）

災害派遣要請権者の要請等に基づく人命又は財産保護のための救護活動及び応急復旧活動に関すること

第3 北海道知事部局

1 オホーツク総合振興局地域政策部

- (1) オホーツク総合振興局地域災害対策連絡協議会に関すること
- (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置を講ずること
- (3) 災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること
- (4) 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関すること
- (5) 自衛隊の災害派遣に関すること

2 オホーツク総合振興局網走建設管理部

- (1) 水防技術の指導に関すること
- (2) 所轄河川の改良、修繕及び災害復旧に関すること
- (3) 所轄河川の維持管理に関すること
- (4) 所轄河川の水位、雨量等の情報の伝達に関すること
- (5) 道道の維持、災害復旧等に関すること

3 女満別空港管理事務所

- (1) 空港及び空港設備の使用及び保守管理に関すること
- (2) 航空機災害に際し関係機関への連絡及び情報提供に関すること
- (3) 空港及びその周辺における航空機災害の消火救難に関すること

4 オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室（網走保健所）

- (1) 災害時における各医療機関の連絡調整に関すること
- (2) 災害時における防疫活動の指導助言に関すること
- (3) 防疫薬剤供給対策に関すること

- (4) 被災者の健康管理に関する事
- (5) 災害時の応急給水に係る指導助言に関する事
- (6) 食品衛生・環境衛生の指導監視に関する事
- (7) 死亡獣畜等の処理に関する指導助言に関する事
- (8) 逸走犬の管理に係る指導助言に関する事
- (9) 感染症患者の移送等に関する事

5 オホーツク総合振興局東部森林室

- (1) 林野火災の予防対策に関する事
- (2) 所轄道有林の治山対策に関する事
- (3) 災害時において地方公共団体等の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行う事
- (4) 災害対策上、所轄道有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化に関する事

6 網走農業改良普及センター

農作物の被害調査及び報告に関する事

7 オホーツク教育局

- (1) 災害等における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導に関する事
- (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関する事

8 北海道警察北見方面本部網走警察署

- (1) 町民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関する事
- (2) 災害情報の収集に関する事
- (3) 災害警備本部の設置運用に関する事
- (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事
- (5) 犯罪の予防、取締り等に関する事
- (6) 危険物に対する保安対策に関する事
- (7) 広報活動に関する事
- (8) 防災関係機関が行う防災業務の協力に関する事

第4 大空町

1 大空町

- (1) 防災会議に関する事
- (2) 防災警戒本部の設置及び関係課の招集に関する事
- (3) 災害対策本部の設置及び組織の運営に関する事
- (4) 災害時における一時避難施設、給水、食料供給等災害応急対策に関する事
- (5) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関する事
- (6) 防災訓練に関する事

- (7) 防災思想の普及に関する事
- (8) 防災組織の整備及び防災用資機材の備蓄に関する事
- (9) 災害情報の収集及び伝達に関する事

2 大空町教育委員会

- (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関する事
- (2) 文教施設及び文化財の保全対策並びに被害調査等に関する事

第5 消防機関

1 網走地区消防組合大空消防署・東藻琴出張所

- (1) 災害時における人命救助及び財産保護に関する事
- (2) 災害の予防措置に関する事
- (3) 災害時の防災教育、訓練等の普及・啓発及び指導に関する事
- (4) 災害時における各医療機関との協力体制に関する事
- (5) 災害時の応援要請に関する事

第6 指定公共機関

1 北海道旅客鉄道株式会社旭川支社北見ブロック管理

- (1) 災害時における鉄道輸送の確保に関する事
- (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の移送等にかかわる支援に関する事

2 東日本電信電話株式会社北海道支店

- (1) 災害時における通信施設の安全確保に関する事
- (2) 非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ電報・電話の利用制限を行う重要通信の確保に関する事

3 日本放送協会北見放送局

気象の予警報及び被害状況等に関する報道並びに防災広報業務に関する事

4 北海道電力株式会社網走営業所

- (1) 電力施設等の防災管理に関する事
- (2) 災害時における電力の円滑な供給に関する事

5 日本赤十字社北海道支部オホーツク地区大空町分区

- (1) 救援物資の供給に関する事
- (2) 救助に関し、民間団体等が行う救助活動の連絡調整に関する事
- (3) 義援金の受領及び募集に関する事

6 日本郵便株式会社女満別郵便局、東藻琴郵便局及び豊住郵便局

- (1) 災害時における郵便輸送の確保に関する事
- (2) 集配業務等を通じて収集した被害町民の避難先及び被害状況に関する事

第7 指定地方公共機関

1 一般社団法人美幌医師会

災害時における救急医療及び助産に関すること

2 一般社団法人北海道薬剤師会北見支部

災害時における調剤、医薬品の供給に関すること

3 社団法人北海道獣医師会オホーツク支部

災害時における飼養動物の対応に関すること

4 網走川土地改良区

(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること

(2) 被災組合員に対する融資及びその他あっせんに関すること

(3) 関係河川の樋門・樋管の防災管理に関すること

第8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 女満別町農業協同組合、オホーツク網走農業協同組合東藻琴支所

(1) 農作物の災害応急対策、指導に関すること

(2) 被災農業者に対する融資のあっせんに関すること

(3) 農業生産資機材及び生活物資の確保及び経営指導に関すること

(4) 農産物の需給調整に関すること

(5) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること

2 大空町商工会

(1) 被災商工業者に対する融資のあっせん及び経営指導に関すること

(2) 災害時における物価の安定及び救助物資、復旧資機材の確保等への協力に関すること

(3) 災害時における商工業者の経営指導及び中央資金の導入に関すること

(4) 町が行う被害調査及び応急対策の協力に関すること

3 網走地区森林組合

(1) 被災組合員に対する融資のあっせんに関すること

(2) 災害時の応急対策資機材の供給協力に関すること

(3) 林野火災の予防に関すること

(4) 林野火災時における消火及び応急対策に関すること

(5) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること

4 女満別中央病院、大空町東藻琴診療所

(1) 入院、通院患者の避難誘導に関すること

(2) 災害時における傷病者等の医療、助産、救助に関すること

(3) 災害時における医師・看護師の派遣に関すること

(4) 災害時の防疫対策及び医療の協力に関すること

5 社会福祉法人女満別福祉会、社会福祉法人東藻琴福祉会

- (1) 特別養護老人ホーム入所者の避難誘導に関する事
- (2) 老人デイサービスセンター利用者の避難誘導に関する事
- (3) 施設の防疫対策に関する事

6 一般輸送業者

- (1) 災害時における救護物資の緊急輸送等に係わる関係機関の支援に関する事
- (2) 災害時の災害対策及び救助活動に対する重機等の協力に関する事
- (3) 災害復旧資機材の輸送協力に関する事

7 大空建設業協会

- (1) 防災協定による応急対策への協力に関する事
- (2) 被災建物の一時復旧に対する協力に関する事
- (3) 仮設住宅の建設に関する事
- (4) 水道・下水道の復旧に対する協力に関する事

8 自治会連合会

- (1) 自治会内町民に対する防災意識の高揚に関する事
- (2) 自治会内において発生した災害状況の通報に関する事
- (3) 災害時における情報伝達及び避難等（特に災害時要援護者）の協力活動に関する事
- (4) 被災者調査及び援護の支援活動に関する事

9 危険物関係施設の管理者

- (1) 災害時における危険物貯蔵施設の保全に関する事
- (2) 暖房用燃料等の安定供給に関する事
- (3) LPガスの保全及び供給に関する事

10 西網走漁業協同組合

- (1) 被災組合員に対する融資のあっせんに関する事
- (2) 災害時の応急対策資機材の供給協力に関する事
- (3) 町が行う被害調査及び応急対策への協力に関する事

11 社会福祉法人大空町社会福祉協議会

- (1) 被災者救護の支援に関する事
- (2) 防災ボランティア等の民間団体及び個人の行う救助活動連絡調整に関する事

第7章 町民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。町民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでもどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある。

第1節 町民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努める。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法、避難路、避難場所等及び家族との連絡方法の確認
- (2) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、救急用品等の非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (3) 隣近所との相互協力関係の養成
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への配慮
- (7) 自主防災組織の結成

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者・要配慮者の救助
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動
- (5) 町及び防災関係機関への協力
- (6) 自主防災組織の活動

第2節 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、町民への貢献、町への協力等事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努める。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定、運用
- (2) 防災体制の整備及び事業所の耐震化の促進
- (3) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (4) 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応

- (5) 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 施設利用者及び従業員への災害情報の提供
- (3) 施設利用者及び従業員の避難、救助
- (4) 初期消火活動等の応急対策
- (5) ボランティア活動への支援等、地域への貢献
- (6) 町との防災協定による災害応急対策への協力

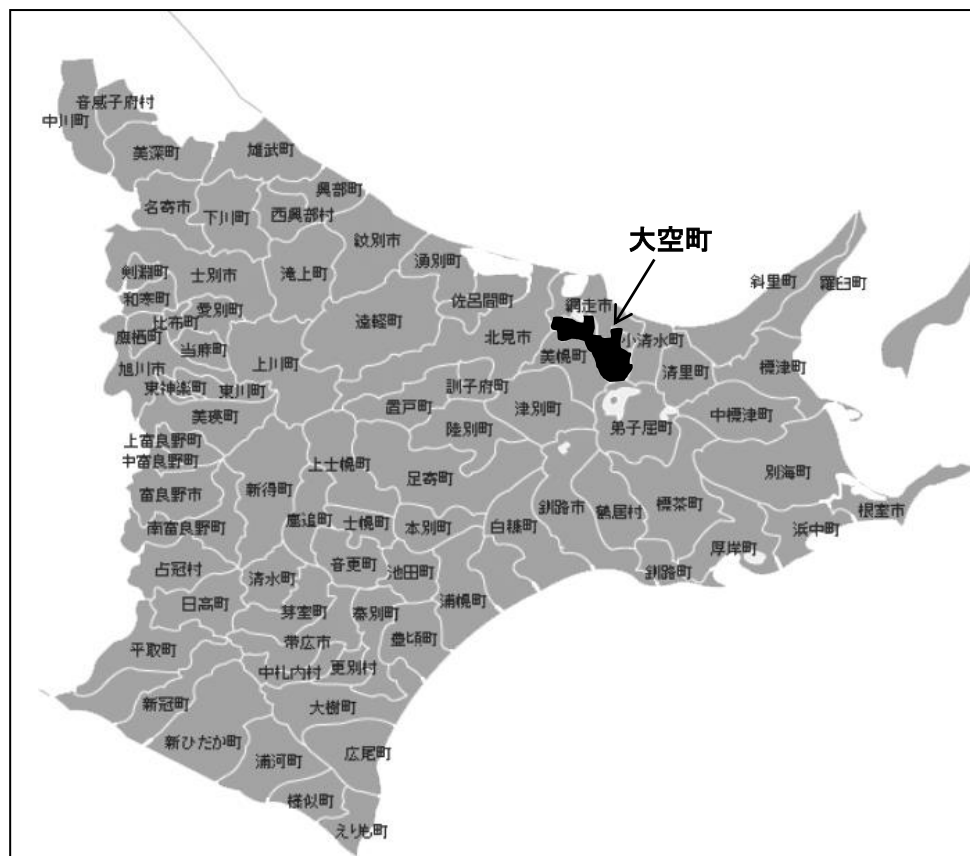
第2部 大空町の概況

第1章 町の地勢

第1節 位置及び面積

大空町は、北海道の北東部に位置し、東は小清水町、西は北見市、南は美幌町、北は網走市と接し、網走国定公園と阿寒国立公園に囲まれ、緯度は、東経 144 度 23 分から 144 度 02 分、北緯 43 度 42 分から 43 度 58 分の範囲に位置している。

行政面積は 343.62 km²で、女満別地区が 159.24 km²、東藻琴地区が 184.38 km²である。



第2節 地勢

北西に位置する網走湖には、阿寒岳を源とし流程 115 kmの網走川、藻琴山に発する女満別川、またサラカオーマキキン川、トマップ川が流入し、網走川流域は帯状の平野となっている。東藻琴地区を貫く流程 24 kmの藻琴川は、藻琴山を水源とし、シンプイ藻琴川、東洋川、チグサ藻琴川とあわせて東藻琴の丘陵地帯を流れ、網走市の藻琴湖にそそぎ、東藻琴地区の東部を流れる丸万川は、涛沸湖にそそいでいる。

町をめぐる主な山系は東西に千島火山脈が、西部には北見山脈系の山々が連なり、千島火山系に属する藻琴山はその裾を網走湖に向かって北北西に漸次低走の波状形を呈し、藻琴山の海拔 1,000mから網走湖女満別湖畔の 0mまで、なだらかな丘陵地を形成している。

東藻琴地区と接する弟子屈町川湯には、北海道内 20 活火山（北方四島の 11 火山を除く）のひとつであり、千島火山群を成すアトサヌプリ（通称川湯硫黄山）がある。

山頂部の溶岩ドームは、数百年前の噴火で形成されたと推測され、現在も活発な硫気活動が続いている。

第3節 気象

町の気象は、年平均気温については女満別地域気象観測所の平年値で6.3℃、年降水量については東藻琴地域雨量観測所の平年値で756.8mmである。

春先から夏にかけてオホーツク海高気圧が停滞すると、連日冷たい北寄りの風が吹き、気温の低い日が続くため、冷害に見舞われることがある。しかし、太平洋高気圧が北海道を覆うようになると一気に盛夏となり、連日最高気温が30℃を越すことも珍しくない。また、春先から初夏にかけて「フェーン現象」が発生すると空気が乾燥し、山火事や一般火災の起きやすい気象状態となる。

初霜は一般的に9月下旬、晩霜は5月中旬であるが、6月上旬に降霜をみることがある。

降雪は11月中旬に始まり、12月中旬には根雪となり、融雪は4月中旬までと遅いが、一般に降雪量は、少ない。

冬期の気象は比較的晴れの日が多く、放射冷却のため最低気温が-20℃以下になることがある。

近年の大空町における過去の気象概況は、下表のとおりである。

気 象 概 要

年	項目	年降水量 (mm)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	年平均気温 (℃)	最大風速・風向 (m/s)
平成 15 年		699.0	29.9	-24.3	5.5	15.0 S
平成 16 年		683.0	35.0	-20.4	6.8	20.0 SSW
平成 17 年		580.0	33.9	-22.6	6.1	17.0 NNW
平成 18 年		907.0	33.6	-23.3	6.3	19.0 SSE
平成 19 年		573.0	34.6	-21.2	6.1	13.0 S
平成 20 年		471.5	32.2	-22.5	6.1	18.0 S
平成 21 年		788.0	32.0	-19.7	6.4	15.4 NNE
平成 22 年		741.5	36.4	-23.4	7.1	15.9 N
平成 23 年		919.0	33.9	-22.7	6.4	15.5 S

※ 資料：気象庁女満別地域気象観測所。

※ 降水量は、冬季間観測していないので、東藻琴地域雨量観測所の降水量を掲載。

第2章 災害記録

大空町における災害記録は、次のとおりである。

災害記録（女満別地区）

年 月	災害の種類	災 害 の 概 要
昭和 31 年 5 月	火 災	山林 20ha
昭和 35 年	水 害	床上浸水 6 戸、冠水 20ha
昭和 37 年 6 月	降 灰	十勝岳爆発により降灰
昭和 39 年 5 月	火 災	工場 439 m ²
昭和 49 年 8 月	航 空 機	セスナ機墜落、負傷者 2 人、機体破損
昭和 50 年 5 月	水 害	床上浸水 9 棟、床下浸水 9 棟、54 人
昭和 52 年 8 月	航 空 機	YS 1 1 型機胴体着陸 機体一部破損
平成 4 年 9 月	水 害	床上浸水 2 棟、床下浸水 4 棟
平成 10 年 8 月	水 害	床上浸水 1 棟、床下浸水 6 棟
平成 13 年 9 月	大 雨	大雨により網走湖の水位上昇
平成 16 年 1 月	大 雪	発達した低気圧による大雪 排雪のため自衛隊派遣要請
9 月	強 風	台風 18 号による暴風により建物、倒木被害
平成 18 年 10 月	大 雨	大雨により網走川、網走湖増水
平成 25 年 3 月	暴 風 雪	発達した低気圧による暴風雪 国道 3 9 号（本郷～湖南）に約 3 0 0 台の車両が立ち往生 救出のため自衛隊派遣要請
平成 27 年 10 月	大 雨	台風 2 3 号から変わった低気圧による大雨により被害（8 日雨量 183 mm）、床下浸水 3 件 女満別川湖南地区で堤防決壊 サラカオーマキキン川住吉地区で堤防決壊
平成 28 年 8 月	大 雨	台風 7 号・1 1 号による大雨により被害 （14 日から 21 日までの雨量 280. 5 mm）

災害記録（東藻琴地区）

年 月	災害の種類	災 害 の 概 要
昭和 2 年 5 月	火 災	福富地区で民家 4 戸、300ha を焼失
昭和 5 年 5 月	火 災	藻琴山山麓地帯で大火事（小清水町界から美幌町界までの 広範囲を焼失）
昭和 6 年 5 月	火 災 低 温	末広地区で山火事、民家 6 戸類焼 大凶作（米は 2 割が収穫皆無で 5 割以上の減収、畑作は半 分が 5 割の減収）
昭和 11 年 6 月	火 災	市街中央部の豚小屋から出火、風速 15m/s の風にあおら れ 27 戸を焼失
昭和 19 年 5 月	火 災	福富地区で山火事 300ha 焼失、消防隊員 1 名死亡
昭和 37 年 3 月	火 災	末広小学校から出火、校舎 1 棟全焼
6 月	降 灰	十勝岳爆発により降灰
昭和 39 年 4 月	風 害	強風により家屋被害
9 月	低 温	冷害対策を実施
昭和 41 年 9 月	低 温	冷害対策本部を設置
昭和 42 年 9 月	火 災	東洋地区国有林で山火事
11 月	地 震	震度 4、震源地弟子屈方面
昭和 44 年 7 月	降 雹	954ha に被害、対策協議会を設置
平成 4 年 9 月	大 雨	台風 17 号による大雨、床下浸水 4 戸 藻琴山地域雨量観測所で 231 mm（10 日～12 日）の雨量、 災害対策本部を設置
平成 10 年 8 月 9 月	大 雨	大雨により、河川 5 か所の氾濫、藻琴山地域雨量観測所で 135 mm（27 日～29 日）の雨量 台風 5 号による大雨、藻琴山地域雨量観測所で 144 mm（16 日）の雨量

年 月	災害の種類	災 害 の 概 要
平成 13 年 9 月	大 雨	発達した低気圧による大雨被害、藻琴山地域雨量観測所で 234mm (9 日～13 日) の雨量
平成 16 年 1 月 9 月	大 雪 強 風	発達した低気圧による大雪 台風 18 号による暴風により、建物、倒木被害
平成 18 年 10 月	大 雨	大雨により被害、藻琴山地域雨量観測所で 279 mm (7 日～ 9 日) の雨量
平成 27 年 10 月	大 雨	台風 2 3 号から変わった低気圧による大雨により被害 (8 日雨量 169.5 mm)
平成 28 年 8 月	大 雨	台風 7 号・1 1 号による大雨により被害 (14 日から 21 日までの雨量 248 mm)

※雨量は女満別航空気象観測所及び東藻琴地域雨量観測所のデータを参照

第3部 防災ビジョン

第1章 基本方針

近年は自然環境の変化により予測を超える災害が発生し、まちづくりの原点である防災対策に対して、地域が一丸となった対策を講ずることにより、安心して暮らすことのできる環境整備が求められている。

本町は、その自然的な立地条件などから比較的災害の少ない地域であるが、今後はいつでも起こり得る自然災害を想定し、改めて人的、経済的な被害の軽減を図る減災対策を講ずる。

また、安心して安全な暮らしを確保するため、町民、地域、行政が防災対策に取り組むことの必要性を念頭に置き、以下の基本方針を掲げる。

防災対策の基本は、

- 自助** 町民一人ひとりが自分の命は自分で守る
- 共助** 町民が連携してまちの安全はみんなで守る
- 公助** 行政が災害に強い地域の基盤整備を進める

の3つであると言われており、これらがうまく連携を保つことによって、防災効果のある減災のまちづくりを推進する。

本町では、町民一人ひとりが災害に備え、地域の自主防災組織など防災活動への積極的な参加を促進し、減災のまちづくりを推進していくために、次の基本方針に沿って防災対策に取り組むこととする。

【防災対策に関する基本方針】

- (1) 地域防災力の向上
- (2) 災害に強い防災体制づくり
- (3) 減災のまちづくり

第2章 地域防災力の向上

第1節 町民の防災行動の推進

自然災害がもたらす被害は、町民生活、地域経済等において、平常時とは異なる環境に置かれるといった認識のもと、町民一人ひとりが災害に備えることを推進するため、防災知識の普及・啓発に努める。

第2節 自主防災組織づくりの推進

自治会が取り組む地域の自主防災組織結成を支援し、避難路や避難所の点検活動等、日頃からの防災活動の促進を図る。

第3章 災害に強い防災体制づくり

第1節 要配慮者支援体制の充実

要配慮者に対する安全確保などの支援が円滑に行われるよう、支援体制を充実する。

第2節 ボランティア協力体制の整備

災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会と連携し、平常時からボランティアや関係団体と連携を図り、受入体制の整備やボランティア活動環境等の整備を推進する。

第3節 自主防災組織の相互協力体制の推進

各地域の自主防災組織による地域防災活動を、より実効性のあるものにするために、自主防災組織連絡協議会等を設立し、相互協力体制の確立や、研修会などによる活動の活性化を図るとともに、地域防災リーダーの育成を図る取組を進める。

第4節 災害教訓の伝承

町は、町民がさまざまな災害の教訓を伝承し、災害に対する心構えなどの意識を養い、自助、共助の防災体制づくりをするために、各種資料の公開などにより、災害教訓の伝承活動の支援を行う。

第4章 減災のまちづくり

第1節 避難施設の耐震化

拠点避難施設となる公共施設の耐震化に取り組み、耐震化されるまでの間その施設を避難所とする場合には、避難時の点検方法等をあらかじめ定めておく。

第2節 津波避難施設等の整備

安全な場所への避難路整備、海拔表示板の設置など津波避難への施設等整備に取り組む。

第3節 津波避難計画の策定

円滑な津波避難を行うため津波避難計画の策定に取り組む。

第4節 都市計画の推進

施設、道路整備計画は、防災対策を考慮した都市計画に努め、減災のまちづくりを推進する。

第4部 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎となるものである。

災害予防は、基本法第47条に定める災害予防責任者(指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上の重要な施設の管理者)が、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のために必要な施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努める。

第1章 水害予防計画

河川はん濫等による浸水・内水はん濫等の災害に対する被害を未然に防止し、軽減を図るための計画は、次のとおりである。

第1節 基本方針

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。また、特に水防上警戒を要する区域等は、河川監視を随時実施し、河川の管理に万全を期する。

第2節 重要警戒区域

大雨警報等が発表された場合には、警戒区域を警戒巡視するとともに、町民等に広報し、注意を呼びかけ実際の降雨状況に応じて、災害警戒区域の町民に避難の指示等を迅速に実施し、町民の安全の確保を図る。

さらに、町は平常時より町民に対し、避難場所や避難経路の周知を図るとともに、広報紙等で地すべり等の危険な前ぶれ等の兆候など知識の普及に努める。

1 水防区域

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想され、警戒を要する区域は次のとおりである。

重要水防区域 1

河川名	左右岸	種別	重要度	築堤名	距離標	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現況築堤高
網走川	左岸	堤防高	B	住吉築堤	18.10 ～ 20.10	2.03	19	3.68	5.18	5.18
網走川	左岸	堤防高	B	豊里築堤	20.30 ～ 23.50	3.28	21.8	5.75	7.25	8
網走川	左岸	堤防高	B	豊里築堤	23.90 ～ 24.70	0.68	24.2	7.58	9.08	9.6
網走川	左岸	堤防高	B	豊里築堤	25.10 ～ 26.10	1.07	25.6	8.61	10.11	10.85

河川名	左右岸	種別	重要度	築堤名	距離標	延長	位置	計画 高水位	計画 築堤高	現況 築堤高
網走川	右岸	堤防高	B	本郷築堤	18.10 ～ 24.50	6.32	21.2	5.31	6.81	7.24

重要水防区域 2

河川名	左右岸	種別	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画 高水位	計画 築堤高	現況 築堤高
網走川	右岸	法崩れ 地すべり	B	本郷築堤	19.70 ～ 19.90	—	0.17	19.8	4.28	5.78	5.9
網走川	右岸	法崩れ 地すべり	B	本郷築堤	19.90 ～ 20.00	—	0.08	20	4.42	5.92	6.27
網走川	—	工作物	B	湖響橋	19	1	—	19	3.68	5.18	5.48
網走川	—	工作物	B	治水橋	20.23	1	—	20.23	4.59	6.09	6.24
網走川	—	工作物	B	豊郷橋	23.45	1	—	23.45	6.99	8.49	8.52
網走川	右岸	旧川跡	要注意	本郷築堤	20.91 ～ 21.15	—	0.24	21	5.18	6.68	7.09

重要水防区域 (知事管理区間)

水系名	河川名	右・ 左岸	起点位置 (Km)			終点位置 (Km)			重要 水防 区域 延長	重要 度	築堤 有・無	備考
			地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
網走川	女満別川	左岸	湖南	(市) 鷗橋 から 0.15km 下流	0	湖南	JR から 0.05km 上流	0.4	0.4	A	有	
網走川	女満別川	左岸	湖南	JR から 0.05km 上流	0.4	湖南	(国) 女満 別橋から 1.1km 上 流	2.6	2.2	B	有	樋門
網走川	女満別川	左岸	湖南	(国) 女満 別橋から 1.1km 上 流	2.6	湖南	(町) 滴橋	3.5	0.9	B	有	
網走川	女満別川	右岸	朝日	(国) 女満 別橋から 1.1km 上 流	2.6	朝日	(町) 滴橋	3.5	0.9	B	有	
網走川	トマップ 川	左岸	元町	JR から 0.07km 下流	0	元町	(町) 山本 橋から 0.07km 上流	0.3	0.3	B	有	
網走川	トマップ 川	左岸	元町	(町) 山本 橋から 0.07km 上流	0.3	日の出 町	(町) 公園 橋から 0.1km 上 流	0.5	0.2	B	有	
網走川	トマップ 川	右岸	元町	JR から 0.07km 下流	0	元町	(町) 山本 橋から 0.07km 上流	0.3	0.3	B	有	
網走川	トマップ 川	右岸	元町	(町) 山本 橋から 0.07km 上流	0.3	日の出 町	(町) 公園 橋から 0.1km 上 流	0.5	0.2	B	有	

2 低地帯における浸水予測区域

網走湖岸等の低地帯における洪水浸水等が予測される区域は次のとおりである。

(1) 河川はん濫

被害発生予想区域					予想される被害	
地区名	水系名	河川名	危険区域延長 (m)	災害の要因	耕地 (ha)	その他
本郷、住吉、豊里	網走川	網走川	6,200	決壊、漏水	946	—
湖南地区	網走川	女満別川	6,000	決壊、漏水	畑 20	—
旭橋～藻琴橋	藻琴川	藻琴川	500	決壊	畑	—

(2) 市街地における低地帯の浸水予測区域

被害発生予想区域					予想される被害	
地区名	水系名	河川名	危険区域延長 (m)	災害の要因	耕地 (ha)	その他
日の出・公園	網走川	トマップ川	2,000	降雨・融雪による湖水逆流	畑 3	—
湖畔	網走川	網走川(湖)	5,000	降雨・融雪による増水	—	キャンプ場、道路の冠水

3 津波等危険区域

網走湖畔において、最大で1 m未満の津波の発生がする可能性があるとして予想されている。

第3節 予防対策

1 水防体制の確立

注意報、警報等の情報を迅速に町民に伝達するため、関係事業者の協力を得て、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化等により水防体制の確立を図る。

2 水防上警戒を要する区域の指定に関する事項

水防上警戒を要する区域の指定があったときは、以下の事項を定める。

(1) 水防上警戒を要する区域ごとの洪水予報等の伝達方法

町は、各種ハザードマップ等により、河川のはん濫、土砂災害、津波災害への警戒・避難の啓発を推進する。

(2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第4部第9章「避難体制整備計画」による。

(3) 主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地

3 洪水予報等の伝達方法

第5部第3章「災害情報通信計画」による。

4 避難に関する事項

第4部第9章「避難体制整備計画」による。

第4節 治水事業の推進

台風、集中豪雨等による洪水の防止を図るため、水系一貫した治水整備計画を充実し、河川改良及び河川維持修繕事業の実施を推進するとともに、長期的かつ計画的な河川対策を推進する。

1 河川改良事業

河川の本川は、狭部の拡幅、堆積土砂の掘削、浚渫、護岸、水制等の施工、河積の拡大及び河道の安定を図る。

2 河川維持修繕事業

平常時から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、異常が認められたときは、直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持、護岸、水制の修繕、堆積土砂の除去等を実施する。

第5節 水防資機材等の備蓄

1 備蓄

水防活動に必要な資機材等の備蓄を図る。

2 点検

観測施設、備蓄資機材等は、平素から計画的な点検を行い、改善補充等機能の維持に努める。

第6節 河川等の管理強化

河川等の管理者は、水門等その管理する施設の操作に当たっては、下流地域における異常出水の防止に十分配慮して行う。

第2章 風害予防計画

暴風、竜巻等による災害を予防するための対策等、道と連携を図り、風害予防の総合的な推進を図るための計画は、次のとおりである。

第1節 基本方針

町は、暴風、竜巻等による公共施設への災害を予防するため、道と連携を図り、風害予防の総合的な推進を図る。

第2節 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施する。

1 応急対策上重要な施設の安全性

町は、学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性向上に配慮する。

2 施設管理者に対する安全対策の徹底

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じ、施設管理者に対し、看板やアンテナ等の固定等、強風による落下防止対策等の徹底を促す。

第3章 雪害予防計画

降雪等により予想される大雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下「雪害」という）に対処するとともに、冬期の積雪期における路線確保、除雪機械の配置等、迅速かつ的確な除雪作業を図るための計画は、次のとおりである。

第1節 基本方針

町は、降雪やなだれ、**着雪など**による電力施設、通信施設の雪害防止対策、道路の凍結、封鎖などの被害防止又は軽減するための対策を行う。

第2節 予防対策

1 除雪路線実施区分

- (1) 国 道 網走開発建設部
- (2) 道 道 オホーツク総合振興局網走建設管理部
- (3) 町 道 大空町

町は、特に交通確保が必要となる主要道路を優先して実施するものとし、雪害時に対処するため、あらかじめ即応体制を整える。

2 町道の除雪要領

町道の除雪は、次の要領で実施する。

- (1) 除雪路線の交通量、消防対策等の検討及び対策の決定
- (2) 常時1車線は確保した除雪の実施
- (3) 大量の除雪が必要な場合における民間車両の借上げ等による走行路線の確保
- (4) 常に気象予報への注意と状況に応じた配車による万全な体制の確保

第3節 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設置に当たっては、次の事項に留意する。

1 交通に支障のない場所の選定

雪捨場は、交通に支障のない場所を選定し、やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避所を設ける等交通の妨げにならないよう配慮する。

2 溢水災害の防止

河川等を利用して雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分協議のうえ決定することとし、投下に際して溢水災害を防止する。

第4節 なだれ防止対策

町民に被害を及ぼすおそれのあるなだれ発生予想箇所を対象に、関係機関は、それぞれ業務所轄区域内のなだれ発生予想区域に防止柵の設置を行う。

また、標示板により町民へ周知する。

第5節 通信施設の雪害防止対策

町は、電話施設の雪害防止及び電話回線障害の復旧の迅速化を図るため、東日本電信電話株式会社北海道支店に対し、施設の整備、応急対策の強化等を促す。

第6節 電力施設の雪害防止対策

町は、電力施設の雪害防止のため、北海道電力株式会社網走営業所に対し、送電線の冠雪、着氷雪対策等、必要な対策を講ずるよう要請する。

第7節 警戒体制

各関係機関は、気象官署の発表する予警報及び情報並びに現地情報を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入る。

1 本部の設置

町長は、災害対策本部設置基準により次の状況を勘案し、必要と認めたときは、本部を設置する。

- (1) 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき
- (2) 雪害による交通マヒ、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模、範囲から緊急、応急措置を要するとき

第4章 融雪災害予防計画

北海道融雪災害対策実施要綱に準じ、防災関係機関がそれぞれ相互連携のもと、融雪災害に対処するための計画は、次のとおりである。

第1節 基本方針

町は、融雪による河川の出水災害に対処するため、水防計画及び本計画の定めにより、関係機関との相互連携のもと、予防計画を実施する。

第2節 予防対策

1 気象情報の把握

融雪期においては、気象台の気象警報等を参考に地域内の降雪や積雪状況を的確に把握するとともに、気象に関する情報又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努める。

2 水防区域内等の警戒

町は、水防区域内及び山崩れ・地すべり等の懸念のある地域の危険を事前に察知し、被害の拡大を防止するため、次により万全の措置を講ずる。

- (1) 町及び消防機関は、町民等の協力を得て、既往の被害箇所、その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行う。
- (2) 町は、警察等の関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておく。

3 河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去

河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びびじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努める。また、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分実施する。

4 流下能力の確保

堰、水門等河川工作物の管理者は、河川の上流部に集積している木材の搬出等に当たり、関係者に指導を行い、流下能力の確保を図る。

第3節 水防資機材の整備、点検

町及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的に実施するため、融雪出水前に水防資機材の整備、点検を行うとともに、関係機関及び資機材保有業者等とも十分な打合せを行い、資機材の効率的な活用を図る。

第4節 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力を確保する。

第5節 交通規制等の措置

町は気象情報を把握し、なだれ等の発生が予想される場合は、随時パトロールを実施するとともに関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずる。

第5章 土砂災害予防計画

土砂災害（地すべり・急傾斜地崩壊・土石流）を予防するための計画は、次のとおりである。

第1節 基本方針

町は、降雨、融雪、地震等発生時の土砂災害から町土を保全し、町民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき、計画的な予防対策を実施する。

第2節 重要警戒区域

土砂災害（地すべり・急傾斜地崩壊・土石流）に関する重要警戒を要する各指定地域は下表のとおりである。

地すべり・がけ崩れ被害発生予想区域

地区名	災害の要因	面積	摘要
上 東	地すべり	12,000㎡	
栄 町	土地陥没	150,000㎡	旧軍用防空壕が設けられた地区であり、今後も陥没の危険が大きい

土石流危険区域

区域名	水系名	河 川 名	溪 流 名	延 長	予想される被害	
					道路	その他
朝日	網走川	女満別川	恋の川	1,000m	0.1Km	畑、原野
住吉	網走川	サラカオーマキキン川	サラカオーマキキン川	950m	—	畑
東洋	藻琴川	東洋川	東洋川	4,260m	1.0Km	
山園	藻琴川	フ化場沢川	喜平川	1,720m	0.1Km	
山園	藻琴川	フ化場沢川	フ化場沢川	330m	2.0Km	山園ふるさとセンター
山園	藻琴川	林道沿川	林道沿川	4,310m	1.7Km	
山園	藻琴川	チグサ藻琴川	学校の沢川	70m	0.8Km	

第3節 予防対策

1 避難体制の確保

土砂災害のおそれのある区域ごとに避難体制を確保し、町民の安全確保に努める。

2 要配慮者

土砂災害のおそれのある区域において、主として高齢者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者に対し、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等、予報及び警報の伝達方法を定める。

3 町民への周知

土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項、その他土砂災害のおそれのある区域において円滑な警戒避難を確保するうえで、必要な事項を町民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、その他の必要な措置を講ずる。

第4節 災害の形態別予防計画

1 地すべり等予防計画

町民に対し、地すべり防止区域の周知に努めるとともに、危険区域の町民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や町民自身による防災措置（異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）を行うよう周知・啓発する。

2 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）予防計画

危険区域の町民に対し、常に危険に対する認識を持って、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の早期発見に留意するとともに、町民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）を行うよう周知・啓発する。

3 土石流予防計画

町民に対し、土石流危険渓流の周知に努めるとともに、危険区域の町民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や町民自身による防災措置（自主避難等）を行うよう周知・啓発する。

4 山地災害の予防計画

森林は、降雨等による土砂の流出を防止する等大きな役割を果たすため、荒廃林地の復旧、防災林の設置及び火災予防施設の設置等の対策を検討する。

第5節 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

土砂災害防止法第7条に基づく、土砂災害に関する情報の収集、予報又は警報の**発表**及び伝達は、**第5部第3章「災害情報通信計画」**の定めにより、迅速かつ的確に行う。

なお、危険区域の情報内容は、雨量、地表水、湧水、表層、亀裂、樹木の倒伏等、住家等の損壊、町民及び滞在者の数とする。

第6節 予報又は警報の発表及び伝達

気象庁・気象台からの予報又は警報が**発表**された場合には、報道機関を通じた周知を図るほか、状況により必要と判断される場合には、町からは広報車・インターネット等により町民へ伝達する。

また、土砂災害危険箇所等で前兆現象（湧き水、ひび割れ等）を発見した者は、町への通報に努めるよう周知協力を促すとともに、災害の発生が予測される場合には、関係機関と協力し、警戒・巡視活動を行う。

前兆現象の巡視・点検ポイント

	がけ崩れ危険箇所	土石流危険溪流	地すべり危険箇所
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面の状況(亀裂・はらみ出し・浮き石の有無) ・湧水箇所とその量 ・擁壁の変状 ・立木の変状 	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流上流の崩壊の有無や溪流堆積物の状況 ・砂防えん堤の堆砂状況 ・溪流の水位 	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面の状況(亀裂・はらみ出し) ・擁壁、路面、家屋等の変状 ・立木の変状 ・地下水位、湧水の濁り・量・変位量(伸縮計等)の確認、クラックの拡大
大雨時	<ul style="list-style-type: none"> ・湧水の量の増加、急激な濁り ・新たな湧水箇所 ・落石、斜面の変状 ・表面流の発生、増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流の水位、濁り具合、石の流れる音 ・樹木の流れる量 	<ul style="list-style-type: none"> ・井戸水の水位の低下 ・亀裂の広がり ・湧水の量の増加及び急激な濁り
大雨後	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合にはその箇所の変状 ・災害が発生していなくても、平常時との変化(砂防えん堤の堆砂状況、斜面の変状等)の確認 		

出典:土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報の活用について
平成18年3月土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報検討会資料～
http://www.mlit.go.jp/liver/sabo/kondankai/zencho/060331_s1.pdf

第7節 避難、救助

避難、救助は、第5部第7章「救助・救出計画」による。

第8節 警戒避難体制

当該警戒区域における警戒体制の基準は下表のとおりである。

区分	基準雨量		警戒体制の内容
第1警戒体制	大雨注意報	1時間雨量が30mm以上、又は土壌雨量指数が76以上の状態で、雨による災害が予想される場合	危険区域の警戒巡視、町民に対する気象状況の広報を実施する。
第2警戒体制	大雨警報	平坦地の1時間雨量が50mm以上、土壌雨量指数が117以上の状態で、大雨によって、重大な災害が予想される場合	危険区域の町民に避難の指示等を行う。

※ 「土壌雨量指数」とは、降った雨が土壌中にどれだけ貯まっているかを見積もり、土砂災害の危険性を示したもので、1km格子毎に基準が設定されており、そのうち最小値を基準表に記載したもの

第6章 建築物災害予防計画

風水害、火災等の災害から建築物を防御するための計画は、次のとおりである。

第1節 基本方針

町は、オホーツク振興局と協議のうえ、各種災害による建築物の滅失や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の推進、安全性の指導等に努める。

第2節 予防対策

建築物の災害予防対策として以下の対策を講ずる。

1 木造建築物の防火対策の推進

延焼のおそれがある木造住宅等の外壁等の不燃化を促進する。

2 既存建築物の耐震化の促進

建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進する。

このため、町は建築関係団体と連携し、耐震化促進体制を整備する。

3 ブロック塀等の倒壊防止

災害によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、既設ブロック塀等の補強を勧奨するとともに、新たに施工・設置する場合には、施工・設置基準を遵守させる等、安全性の確保に努める。

4 窓ガラス等の落下物対策

災害による落下物からの危害を防止するため、緊急輸送路及び町が指定する避難路に面する3号特定建築物の耐震化や建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等の所有者又は管理者に対し落下の防止対策を促す。

5 被災建築物の安全対策

(1) 応急危険度判定士の認定と登録

道は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、応急危険度判定士を認定し、登録する。

(2) 応急危険度判定実施体制の整備

町は、オホーツク総合振興局の協力のもと、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

第3節 がけ地に近接する建築物の防災対策

オホーツク総合振興局が、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域での建築物の建築制限を行った場合、町は危険住宅を対象に、がけ地等近接危険住宅移転事業制度（資料編4-6）を活用し、安全な場所への移転に取り組む。

第7章 消防計画

消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法（昭和23年法律第186号）等に基づき、水火災又は地震等の災害事象（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関がその任務を十分に果たし、迅速かつ効果的な活動を図るための計画は、次のとおりである。

第1節 基本方針

大規模火災の発生及びこれに伴う人的、物的被害の拡大が予想されるため、町及び消防機関は、火災発生の防止や火災被害の軽減を図るため、消防体制を整備するとともに、地域ぐるみの消防活動を推進する。

第2節 組織計画

1 平常時の組織機構

平常時における消防機関が日常業務を円滑かつ迅速に行うための機構で、網走地区消防組合消防本部規則（昭和52年網走地区消防組合規則第1号）、網走地区消防組合消防署組織規程（平成6年網走地区消防組合訓令第4号）、網走地区消防組合消防団組織規則（昭和52年網走地区消防組合規則第2号）の定めるところによる。町の消防組織は、資料編4-7及び4-8に記載のとおりである。

2 平常時の定義

平常時とは、日常業務及び通常火災、救助・救急等の消防活動をいう。

3 非常災害時の組織機構

非常災害時における消防機関が、消防活動を迅速かつ的確に遂行するための事務分掌は、網走地区消防組合警防規程（平成22年網走地区消防組合訓令第7号、以下「警防規程」という。）の定めによる。

網走地区消防組合の警防組織機構は、資料編4-9に記載のとおりである。

4 非常災害の定義

非常災害とは、原則として全消防職員及び消防団員を召集し、又は消防組合構成機関並びに近隣消防機関にも応援を求めなければならないような災害等をいう。

第3節 消防力の整備

消防力の整備は、町の消防力の現勢を正しく把握し、消防力の整備指針（平成17年消防庁告示第9号）及び消防水利の基準（平成17年消防庁告示第10号）等に合わせていく。

町は予想される災害の規模、被害等あらゆる災害事象に対応できる消防力の増強及び更新等の整備を長期的に実施する。

現有消防施設等は資料編4-10に記載のとおりである。

第4節 災害予防計画

災害等を未然に防止するため、予防査察、町民の自主的予防及び協力体制の確立、指導等防災思想の普及に努める。

1 予防査察

査察は、網走地区消防組合予防査察規程（平成22年網走地区消防組合訓令第2号）第4章第1節「査察」に基づき、地域の特殊性及び季節的条件等を総合的に判断し、効率的・効果的に査察が執行できるよう年度査察計画により、災害等の未然防止を図る。

2 防火思想の普及

(1) 火災予防運動の実施

年3回の火災予防運動を実施し、網走地区消防組合予防規程（平成22年網走地区消防組合訓令第13号、以下「予防規程」という。）第6章「予防広報」に基づき、各事業所に対する防火に関する研修会及び消防訓練の指導、さらに防火チラシ及びポスター等の防火資料を配布して防火思想の普及徹底に努める。

(2) 火災予防の啓発等

予防規程第11条に基づき、防火意識の高揚を図るため、町民、児童、団体及び事業所の関係者に対し、適宜、火災予防の啓発、育成及び広報を行う。

(3) 自主防災組織の育成

予防規程第13条に基づき、民間組織である幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブの育成強化を図り、火災予防思想普及向上に努める。

(4) 危険物の保安

危険物製造所等は、施設の適否、設備等について定期的に立入検査を実施し、危険物の製造、貯蔵の取扱いについて指導するとともに、大空町危険物連絡協議会等を通じて危険物事故防止を推進する。

第5節 警報発令伝達

1 火災警報発令条件

町長は、消防法第22条第3項の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発令することができる。（実効湿度が60%以下であって最小湿度30%以下、若しくは平均風速12m/s以上が予想される場合とする。）

2 警報の伝達及び周知

火災警報を発令した場合の伝達及び周知は、警防規程第28条「火災警報発令時の処置」及び第29条「異常気象時の処置」に基づき大空消防署長が必要な処置を行う。

3 解除

町長は、気象の状況が火災予防上危険のない状態に至ったと認めたときは、速やかに火災警報を解除しなければならない。

第6節 警防活動

災害等の警戒及び鎮圧のため、次の警防活動を行う。

1 消防職員、消防団員の召集

災害等の発生し、又は発生するおそれがある場合、その他警戒警備等のために必要があると認めるときは、警防規程第45条「召集の発令」、第46条「参集」、第77条「団員への準用」に基づき、消防職員、消防団員を召集して出動隊を編成し、消防力の強化を図る。

2 警防行動

災害等の種別・規模及び発生場所により、警防規程第7章「警防行動」に基づき、出動及び警防活動を実施する。

3 救助及び救急活動

災害事故等による要救助者の救出及び傷病者に応急措置を施し、速やかに医療機関に搬送するための活動は、網走地区消防組合救急業務規程（平成22年網走地区消防組合訓令第15号）及び特殊救急業務計画（平成9年）の定めるところによる。

4 避難誘導

町民及び被災者等の避難誘導等は、第5部第6章「避難・対策計画」に基づく。

5 現場広報活動

災害の状況、気象その他の情報を町民に周知し、二次災害の防止に努める。

第7節 応援要請

大規模な災害等が発生した場合において、消防力の効率的運用を図るため、北海道広域消防相互応援協定により、相互間の連携を密にして消防活動を行う。

1 北海道広域消防相互応援協定による応援要請

消防は、大規模な災害等が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援要請を行う。

2 応援受入体制の確立

消防は、他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援受入体制を確立しておく。

第8節 教育訓練

消防職員・消防団員は、消防活動に必要な動作、操作及び小隊の活動を習熟するため警防規程第6章「訓練及び演習」に基づき計画的に教育訓練を実施し、災害等に対応できる活動技術及び組織的な活動能力の向上を図る。

第8章 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備計画

災害時における町民の生活に必要な食料、その他の物資の確保及び応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備を図るための計画は、次のとおりである。

第1節 基本方針

町は、大規模災害により、流通機構が麻痺状態になった場合に備えて、被災者に飲料水、食料及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図る。

第2節 食料等の確保

1 食料その他の物資の調達と備蓄

町は、食料の備蓄に努めるとともに食料販売業者及び保有機関と食料その他の物資調達に関する協定を締結し、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。なお、流通備蓄を含めた備蓄及び調達先を常時見直し、災害時における食料の確保に努める。

また、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備に努める。

2 町民への備蓄啓発

町は、防災週間や防災関連事業等を通じ、町民に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等々の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第3節 防災資機材の整備

町は、道の協力のもと、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において災害が発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努める。

第4節 備蓄倉庫等の整備

町は、災害時用の食料、資機材等を備えるため、保管場所等の確保及び整備に努める。

第9章 避難体制整備計画

各種災害時における避難場所、避難所の確保及び整備等を図るための計画は、次のとおりである。

第1節 基本方針

町は、町民、特に高齢者、障がい者等の要配慮者が、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難体制の確立に努める。

このため、大規模災害から、町民の安全を確保するために必要な避難場所及び避難路の整備を図るとともに、避難場所、避難経路に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備する。

第2節 避難場所の確保及び標識の設置

1 案内標識を設置

町は、地震による大規模火災、事故等の災害から住民の安全を確保するために必要な避難場所及び避難路の整備を図るとともに、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置するなど、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備しておくものとする。

2 避難場所を整備

建築物が密集する市街地の地震による大規模火災から町民等の安全を確保するため、避難場所を整備するものとする。

なお、整備に当たっては、特に高齢者、障がい者等の災害時要援護者が利用することに十分配慮する。

- (1) 避難場所は、火災からの避難を考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）公共空地等において、1.0㎡/人を基準として設定する。給食は原則として行わない。
- (2) 避難場所は、がけ崩れや浸水などの危険のないところ及び付近に危険物施設等が設置されていない安全な場所とする。

冬期間等、避難場所が使用できないときは、避難所を避難場所として使用する。

第3節 避難所等の確保及び管理

災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した者の収容及び災害発生の危険から身を守るための指定避難所及び福祉避難所並びに指定緊急避難場所をあらかじめ選定、確保し、その整備を図る。

また、災害の状況によっては、町の避難所では対応できない場合があることから、隣接市町等との避難者の相互受入協定等により、収容能力の確保を図る。

1 避難所等の選定要件

- (1) 救援、救護活動が可能な地域
- (2) 浸水等の被害のおそれがない場所
- (3) 給水、給食等の救助活動が可能である場所

- (4) 地割れ、がけ崩れ等が予想されない地質の地域
- (5) 耐震構造で倒壊、損壊等のおそれがない施設
- (6) 危険物、有害物質等を保管、貯蔵又は使用していない施設及び該当施設に隣接しない施設
- (7) その他被災者が生活するうえで町が適当と認める場所

2 指定避難所の管理

- (1) 管理責任者
指定避難所を開設する場合は、管理責任者をあらかじめ定める。
- (2) 必要な資機材
避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備する。
- (3) 休日・夜間等の開設対策
休日・夜間等における指定避難所の開設に支障がないように対策を講ずる。

第4節 避難場所等の町民及び施設管理者等への周知

1 避難場所等の周知

次の事項を、町民及び施設管理者等に対し、周知徹底に努める。

- (1) 避難場所の名称、所在地
- (2) 避難対象世帯、事業所等の地区割り
- (3) 避難場所への経路及び手段

2 避難のための知識の普及

- (1) 平常時における避難のための知識
避難経路、家族の集合場所や連絡方法等
学校においては、児童・生徒の保護者への連絡方法
- (2) 避難時における知識
安全の確保、移動手手段、携行品等
- (3) 避難後の心得
集団生活、避難先の登録等

第10章 要配慮者対策計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保に関する計画は、次のとおりとする。

第1節 安全対策

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、児童及び妊婦等の要配慮者が被害を受ける場合が多く、町、道及び社会福祉施設の管理者は、要配慮者の安全を確保するため、町民・自治会組織及び自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から特に、要配慮者のうち災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 町の対策

(1) 避難行動要支援者の実態把握及び名簿の作成

町は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護するために必要な措置（以下この章において「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿（以下この章において「名簿」という。）を作成するものとする。

(2) 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、次に掲げる機関又は団体とする。

- ア 網走地区消防組合大空消防署、女満別消防団及び東藻琴消防団
- イ 北海道警察北見方面本部網走警察署
- ウ 大空町民生委員児童委員
- エ 大空町社会福祉協議会
- オ 避難行動要支援者が居住する地域の自主防災組織
- カ 避難行動要支援者が居住する地域の自治会であって、かつ避難支援等を実施し、名簿を適正に管理することができるものと認められる自治会
- キ その他、避難支援等の実施において町長が必要と認めるもの

(3) 名簿に記載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は、次の要件に該当する者のうち在宅である者とする。

- ア 介護保険制度の要介護認定又は要支援認定を受けている者
- イ 身体障害者手帳1級、2級及び内部障害で3級を所持する者
- ウ 療育手帳Aを所持する者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- オ 町の支援を受けている難病患者
- カ その他、災害時の避難に支援が必要であると町長が認める者及び前各号に準じる者であって自力による避難が困難であると町長に申し出た者

(4) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、次に掲げる個人情報を記載するものとし、名簿を作成するのあたり避難支援者に該当する者を把握するため、関係課で把握している情報及び必要の応じ北海道その他の者から取得する情報を活用し、名簿を作成するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所

- オ 電話番号その他の連絡先
 - カ 避難支援を必要とする理由
 - キ その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項
- (5) 名簿の更新に関する事項
- 避難行動要支援者の状況は、転入・転出、障がいの発現、介護認定等により常に変化するものであることから、定期的に名簿情報を更新し可能な限り最新の情報に保つよう努めるものとする。
- (6) 避難支援等関係者への事前の名簿提供及び名簿情報の適正管理のための措置
- 町は、災害発生に備え、名簿登載者のうち避難支援等関係者への名簿提供について同意を得た者の情報を提供するものとし、提供にあたっては、名簿情報の適正管理のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- ア 名簿には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、提供する避難支援等関係者が避難支援等を行うための必要最低限の名簿情報を提供する。
 - イ 避難行動要支援者の情報が、無用に共有・利用されないよう避難支援等関係者に指導する。
 - ウ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分説明する。
 - エ 施錠可能な場所への保管を指導する。
 - オ 受け取った名簿を必要以上の複製しないよう指導する。
 - カ 機関又は団体内部で名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- (7) 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 町は、要配慮者が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑の避難のための立ち退きを行うことができるよう、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるように努めるとともに、同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意し、多様な情報伝達手段を用いて高齢者や障がい者に合った必要な情報を選んで流すよう、特に配慮しなければならない。
- (8) 避難支援等関係者の安全確保
- 避難支援等関係者本人並びにその家族の生命及び身体の安全を守ることからが大前提であることから、町は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するものとする。

2 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者が多いため、町はその管理者に対し、施設の災害に対する安全性の向上を促す。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防署等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を整備する。

また、平常時から町との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣町民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりに努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防署等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力強化のため、町の指導のもとに、緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

第2節 援助活動

町は、要配慮者の把握に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

1 避難行動要支援者の安否確認

災害発生後、直ちに把握している避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

2 避難所等への移送

要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- (1) 避難所への移送
- (2) 医療機関への移送
- (3) 施設等への緊急入所

3 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

4 在宅者への支援

要配慮者について在宅での生活が可能と判断された者には、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

5 応援依頼

救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、道、隣接市町等へ応援を要請する。

第3節 外国人に対する対策

町及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次の条件・環境づくりに努めるとともに、多様な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

- 1 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 2 多言語による広報の充実
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第11章 自主防災組織の育成計画

「自分たちのまち、地域は自分たちで守る」という自発的防災意識を高め、町民、事業所等との連携による災害時の円滑な応急活動実施に向け、自主防災組織づくりとその育成を図るための計画は、次のとおりである。

第1節 基本方針

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、町民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、女性の参画に配慮した自主防災組織の育成に努める。

第2節 町民による自主防災組織の育成

町は、地域ごとの自主防災組織の育成を推進するとともにその支援を行う。

自主防災組織は、町民の日常生活の繋がり、平常時の防災活動の実施、災害時の町民の避難行動を考慮した組織とする。

第3節 事業所等の自主防災組織の育成

多数の者が利用し、又は仕事に従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所で、自衛消防組織が法令により義務づけられている一定の事業所は、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。その他の事業所は、自主的な防災組織の設置により、防災体制の整備、強化に努める。

第4節 自主防災組織の編成

自主防災組織は、その機能を十分に発揮するため、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

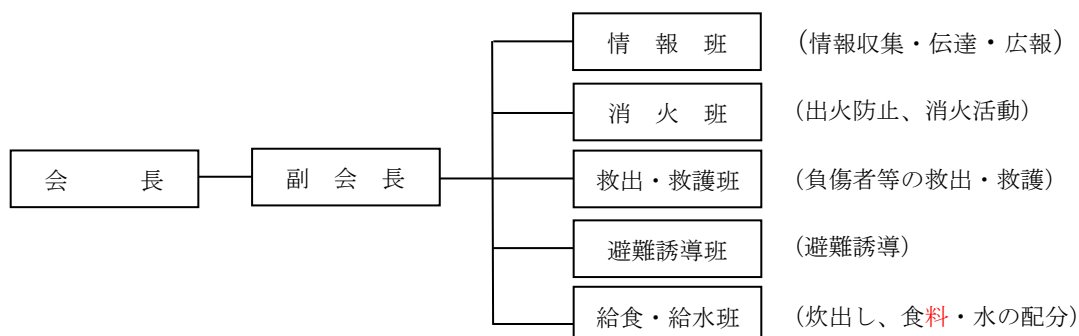
1 町民相互の緊密な連携

自主防災組織は、町民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、町民が連帯感を持てるよう、自治会等を単位として編成する。

2 昼夜間の活動を考慮した編成

他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないような編成に努める。

■ 自主防災組織の編成例



第5節 自主防災組織の活動

1 各班の業務分担

(1) 自主防災組織の業務分担例

自主防災組織の各班の業務分担例は次のとおりとする。

■ 自主防災組織の業務分担例

班 名	予防活動	応急活動
情 報 班	研修、パンフレット等による啓発 情報収集伝達の訓練	災害情報の収集と伝達 災害状況の把握と防災関係機関への 連絡
消 火 班	家庭での消火方法の周知 防火用水の確保 初期消火の訓練の実施	出火防止の広報 初期消火活動
救出・救護班	負傷者の救出・救護に必要な用具の 調達、技術の習得 救出・救護訓練の実施	負傷者、障がい者、高齢者等の救出・ 救護活動
避 難 誘 導 班	地元避難場所、避難路の巡回、点検、 現状把握 避難訓練の実施	避難場所、避難路の安全確保 避難誘導及び人員確保
給食・給水班	非常持出し品の情報 炊飯、給水用具等の管理 必要物資のあっせん	非常持出し品の呼びかけ 炊出し等の給食・給水活動

(2) 役割分担への配慮

役割分担を決めるときには、地域の特性を考慮し、各班の活動量を検討のうえ、特定の班に過重とならないようにする。

また、情報、消火、救助等の技術習得者を活用し、地域防災の指導的役割とし、組織の強化を図る。

2 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、町民一人ひとりの平常時からの備えと災害時の的確な行動が大切である。そのため、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 要配慮者の把握

災害時における避難誘導・救出・救護活動を迅速・的確に行うため、高齢者(とりわけひとり暮らしの高齢者)、障がい者等の実態把握に努める。

(3) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、町民一人ひとりが適切な措置ができるように、平常時から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練は次のものがあげられる。なお、訓練を計画する際には、地域の特性を考慮する。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に町民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により、下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町の一定の地域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地域の防災上の弱点等を見出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する町民の立場に立った図上訓練を実施する。

(4) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く、町民各自が点検を実施する他、自主防災組織は、期日を定めて一斉に防災点検を行うよう努める。

(5) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努める。また、これら資機材は災害時に速やかな応急措置の対応に向け平常時から点検を行う。

3 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を正確かつ迅速に把握して町等へ報告する。また、防災関係機関の提供する情報を町民に伝達し、町民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を定める。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を町民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後も、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末等出火防止のための措置を講ずるよう呼びかける。

また、火災が発生した場合、消火器等を使い、初期消火に努める。

(3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者を発見したときは、町等に通報し、二次災害に十分注意し、救出活動に努める。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町等から、避難勧告・指示又は避難行動に時間を要する要配慮者等に対する避難準備情報が出された場合には、町民に対してその周知徹底を図る。

また、火災等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

なお、高齢者、乳幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、町民の協力のもとに、避難誘導を図る。

(5) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるため、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

(6) 避難所での援護・協力

町の要請に基づき、避難所での援護と運営管理について協力する。

第12章 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷対策を推進し、積雪・寒冷期における災害の軽減を図るための計画は、次のとおりである。

第1節 基本方針

町は、異常降雪等による道路交通を確保するため、道路の除雪体制の強化、結氷の破碎等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図る。

また、積雪・寒冷対策を推進し、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第2節 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立されるため、町及び防災関係機関等は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効性ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第3節 交通の確保

1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関等による緊急輸送等を円滑に実施するため、道路交通の緊急確保が重要であることから、道路管理者は、除雪体制を強化し、生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 除雪計画の策定

道路管理者は、国道、道道及び町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。

イ 除雪水準の向上

道路管理者は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 冬期交通の確保を図るための道路の整備等

道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路整備や施設整備を推進する。

イ 防雪施設の整備

道路管理者は、地吹雪等による交通障害を防止するため、防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

2 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、車両輸送が困難な場合に備え、あらかじめヘリコプター発着場所（資料編 4-11）の除雪体制を強化する。

第4節 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法の遵守の指導等に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における避難場所、避難路の確保

町及び防災関係機関等は、融雪施設の整備を進めるとともに、避難場所、避難路の確保に努める。

第5節 寒冷対策の推進

1 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（毛布、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備の整備に努める。

2 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪・凍結のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することも予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期的対策を検討する。

第13章 防災思想普及・啓発計画

防災関係職員及び町民に対する災害予防応急対策等防災知識の普及・啓発を図るための計画は、次のとおりである。

第1節 基本方針

町は、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った町民を育成するため、防災意識の高揚や防災知識の普及・啓発、防災教育の推進に努める。

第2節 普及・啓発の方法

1 防災知識の普及・啓発

防災知識の普及・啓発は、以下の方法により行う。

- (1) 各種防災訓練の参加促進
- (2) ホームページ、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙、映画、スライド、ビデオ等の活用
- (3) 広報車両の利用
- (4) パンフレット・ハザードマップの配布
- (5) 講習会・講演会等の開催

2 要配慮者、男女のニーズの違い等への配慮

防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の確立に努める。

また、被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点で十分配慮するよう努める。さらに、地域コミュニティの中で防災に関する教育の普及・推進を図る。

第3節 普及・啓発を要する事項

1 町防災計画の概要

2 防災に関する啓発内容

- (1) 自助（備蓄）の心得
- (2) 防災に対する心得と一般知識
- (3) 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医薬品の準備
- (4) 災害情報の正確な入手方法
- (5) 出火の防止及び初期消火の心得
- (6) 救助・救出、救護に関する事項
- (7) 避難場所、避難方法等に関する事項
- (8) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (9) その他防災に関する事項

第4節 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

1 防災知識等の習得

学校においては、児童・生徒等に対し、災害の現象、防災知識の向上及び災害時における避難などの実践活動習得を、積極的に推進する。

2 教職員等に対する防災に関する研修

児童・生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等を対象とした防災に関する研修機会の充実等に努める。

3 状況に応じた防災教育の実施

防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童・生徒等の発達段階に応じた内容のものを実施する。

4 防災知識の普及

社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災に関する心構え等の知識普及に努める。

第5節 効果的な防災思想の普及・啓発の時期

町は、日頃から防災思想の普及・啓発に務めるほか、防災の日や防災週間等などの時期を選び効果的な普及・啓発に取り組む。

第14章 防災訓練計画

災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と町民に対する防災知識の普及を図るための計画は、次のとおりである。

第1節 基本方針

町は、災害時における応急対策が円滑かつ効果的に実施できるよう、各防災関係機関、自主防災組織、事業所、ボランティア団体及び町民と緊密に連携し、総合訓練及び個別訓練を実施する。

第2節 訓練の種別

災害応急対策の万全を期すために、次に掲げる訓練を実施する。

- 1 水防訓練
- 2 消防訓練
- 3 避難救助訓練
- 4 災害通信連絡訓練
- 5 非常召集訓練
- 6 総合訓練
- 7 防災図上訓練

第3節 実施内容

実施種別毎における訓練は、おおむね次のとおりとし、具体的内容は、災害の被害想定を行い決定する。

1 水防訓練

総務班、建設班、その他の本部員及び大空消防署、消防団、町民等を動員し、通報伝達、水防資機材の輸送、避難誘導、水防工法等の訓練を実施する。

※ 「総務班、建設班、その他の本部員」は、第5部第1章「防災組織」の規定に基づく。

2 消防訓練

消防訓練は、第4部第7章「消防計画」に定める。

3 避難救出訓練

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町民を安全な場所に避難・救出するため、第5部第6章「避難対策計画」及び第7章「救助・救出計画」に基づき、訓練を実施する。

4 災害通信連絡訓練

災害時における気象予警報の伝達及び災害情報の通報等を迅速かつ的確に実施するため、第5部第3章「災害情報通信計画」第3節「災害通信計画」に基づき、訓練を実施する。

5 非常召集訓練

災害時において、迅速に配備体制を整えるよう、非常召集の発令から、伝達及び職員等の動員要領について訓練を実施する。

6 総合訓練

各訓練を組み合わせた総合想定により、防災関係機関の参加を得て連携を保持し、総合訓練を実施する。

7 防災図上訓練

各種災害を想定し、防災関係機関が一体となって活動訓練を図上で実施することにより、災害時における防災体制の整備強化を図るため、町民の防災思想の徹底を図る訓練を実施する。

第4節 町民との連携

訓練は、自治会、自主防災組織、ボランティア及び要配慮者を含めた町民等と連携して実施する。

第5節 相互応援協定に基づく訓練

町は、協定締結先と相互応援の訓練を実施する。

第6節 民間団体等との連携

町、道及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しつつ、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた町民等と連携した訓練を実施する。

第5部 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、また、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画である。

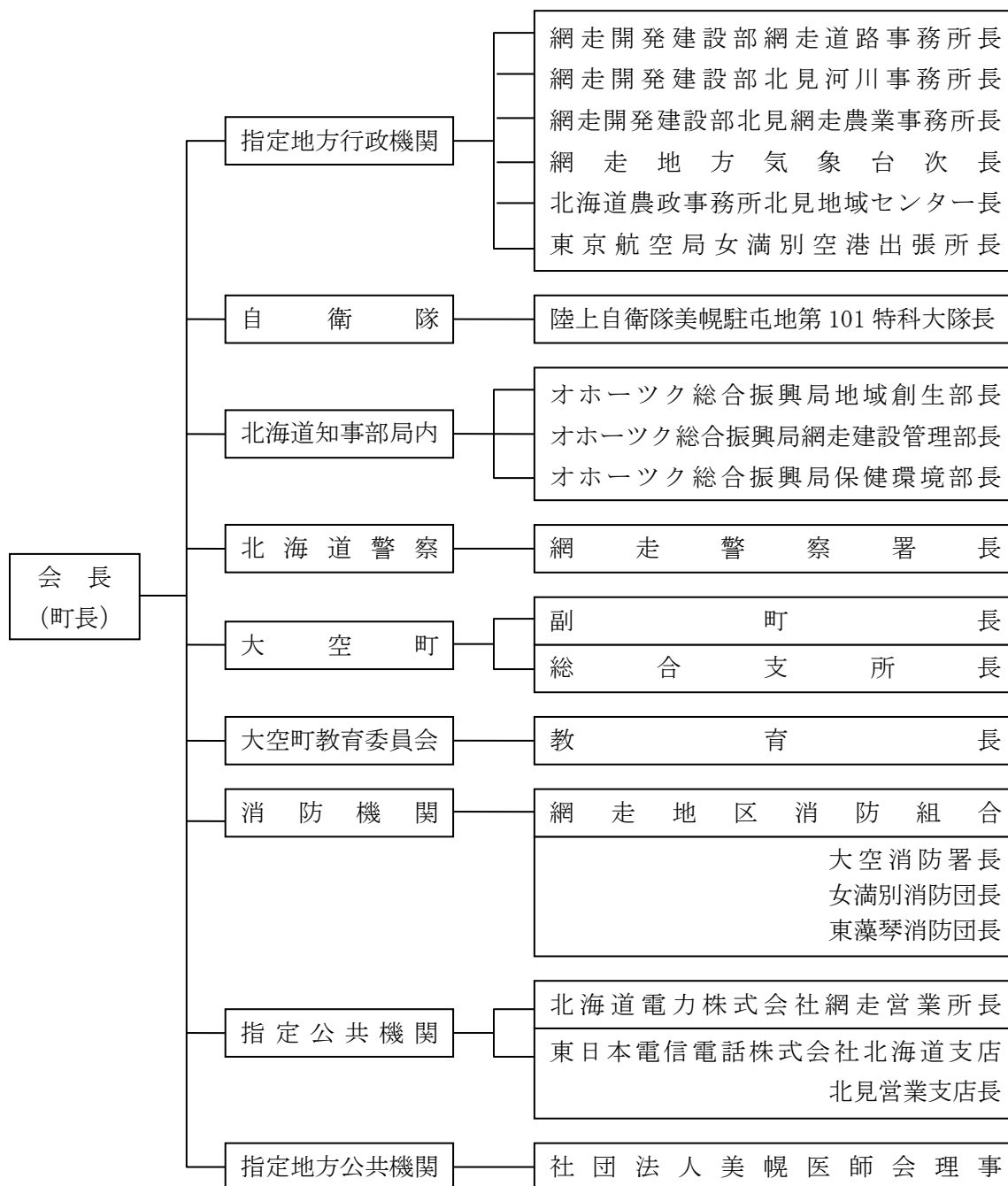
第1章 防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図る。

第1節 防災会議

防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく大空町防災会議条例(大空町条例第16号)第3条第5項第1号から第8号に定める機関を委員として組織するものであり、町における災害に関する基本方針及び計画を策定し、その実施の推進を任務とする。

1 防災会議の組織と構成



2 防災会議の運営

防災会議の運営は、大空町防災会議条例によるほか必要な事項は会長が防災会議に諮って、定める。

資料 5-1 大空町防災会議条例参照

第2節 応急活動体制

町長は、災害・事故による被害等の発生が予想され、必要と認めるときは、災害対策連絡体制を強化し、初動体制に万全を期す。

1 災害警戒本部の設置

町長は、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害情報の収集及び災害応急対策を実施する。

また災害・事故の状況により円滑に災害対策本部に移行する。

2 災害警戒本部の組織等

(1) 組織

警戒本部の組織は、資料編 5-2 のとおりとする。

(2) 所掌事務等

警戒本部各班の所掌事務は、災害対策本部の所掌事務に準ずる。

警戒本部の事務は、総務課において処理する。

3 災害警戒本部の廃止

警戒本部は、災害の発生するおそれがなくなったとき、又は災害応急対策がおおむね完了したとき、若しくは基本法第 23 条第 1 項及び大空町災害対策本部条例の規定に基づく災害対策本部を設置したときは、警戒本部を廃止する。

第3節 災害対策本部

1 災害対策本部の設置

町長は、区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要があると認めるときは、基本法第 23 条第 1 項及び大空町災害対策本部条例に基づき災害対策本部を役場庁舎に、総合支所災害対策本部を総合支所に設置し、防災活動を推進する。

資料 5-3 大空町災害対策本部条例参照

2 町民に対する周知

災害対策本部を設置したときは、第 5 部第 3 章「災害情報通信計画」第 1 節「気象情報の伝達計画」及び資料編 5-4「気象警報等の伝達系統図」により町民に周知する。

資料 5-5 気象情報受理票参照

資料 5-6 災害情報連絡票参照

3 災害対策本部の組織及び業務分担

(1) 災害対策本部の組織構成は、資料編 5-7、5-8 のとおりとする。

(2) 班の所管事務は、大空町災害対策本部所管業務分担表に示すとおりとする。

4 災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部長等の補助員

災害対策本部を設置したときは、災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）にそれぞれ 1 人若しくは 2 人の補助員を配置する。

補助員は本部長、副本部長が災害現場等で活動隊又は町民等に指示又は協議をする場合、連絡又は特命業務を行う。

(2) 災害対策本部会議

災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）は、町長、副町長及び教育長のほかに大空町課設置条例（出納課・農業委員会事務局・選挙管理委員会事務局・教育委員会事務局組織を含む。）の規定による課長等（以下「本部員」という。）をもって構成し、災害の予防及び災害応急対策の総合調整その他防災に関する重要事項を協議する。

(3) 本部会議の開催

ア 本部会議は、本部長が必要により召集し、開催する。

イ 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出する。

ウ 本部員は、会議の召集を必要と認めたときは、総務班長にその旨を申し出る。

(4) 本部会議の協議事項

ア 職員の配備体制、切替え及び廃止に関すること。

イ 災害情報、被害状況の分析及びこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

ウ 関係機関及び隣接市町に対する応援要請並びに災害救助法適用要請に関すること。

エ その他災害対策に重要となる事項に関すること。

(5) 災害対策本部情報連絡係

ア 災害対策本部情報連絡係（以下「情報連絡係」という。）は、災害に関する情報等の収集及び受理、災害対策にかかわる指令の伝達等に当たる。

イ 災害対策本部情報連絡係に係長、副係長及び必要な職員を置き、係長には総務課（地域振興課）管理職を副係長及び必要な職員には総務課（地域振興課）職員を充て、さらに必要がある場合予備班から本部長が指名する。

(6) 災害情報連絡責任者

ア 各班に災害情報連絡責任者（以下「情報連絡責任者」という。）をおく。

イ 情報連絡責任者は、各班長がそれぞれ所属職員の中から指名する。

ウ 情報連絡責任者は、所属班の災害又は被害状況及び被災現地、避難所、炊出し場、救護所等の応急対策実施状況その他所属班内の各般にかかわる災害に対する情報（以下「災害情報等」という。）を逐次とりまとめ、所属班長を経て、総務班に速やかに報告するとともに、災害対策本部からの指令等を所属班長に伝達する。

エ ウの「災害情報等」の報告は、第5部第3章「災害情報通信計画」第4節「災害情報等の報告・収集及び伝達計画」に定めるところによる。

5 災害対策本部の廃止

町長は、災害発生のおそれなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに災害対策本部総務班は知事に通知するとともに、速やかに次に掲げる者のうち必要と認めた者に通知する。

- ア 防災会議構成機関の委員
- イ 防災関係機関
- ウ 応援要請先市町村

第4節 配備体制

1 班員の配備体制

- (1) 災害の被害が予測される班は、所定の情報の収集に当たる。
- (2) 気象情報等により災害が予測される場合、総務班員は所定の機関及び各班から情報を収集して、本部長に報告しなければならない。

2 警戒本部員の非常配備

- (1) 災害警戒本部長は、災害発生のおそれがある場合、災害の発生時における応急対策を迅速かつ強力に推進するために非常配備体制をとる。ただし、災害警戒本部が設置されていない場合であっても、震度3以上の地震発生の場合は第1非常配備をとり、その他必要と認めたときは、非常配備の基準により配備体制をとる。
- (2) 非常配備基準と体制は資料編5-9のとおりとする。ただし、災害の規模及び特性等による基準により難しい場合は、臨機応変の配備体制をとる。

3 非常配備後の活動

- (1) 災害警戒本部長は、町長に状況報告をして、第2非常配備（災害対策本部設置）を決定したときは、直ちにその旨を総務班に指示、総務班は各班長に通知する。
- (2) 総務班から通知を受けた各班長は、直ちに所定の配備を行い、本部長に報告する。
- (3) 各班長は、職員の動員が迅速に行われるよう通信網を活用し、的確に指示できるようにしなければならない。
- (4) 震度5強以上の地震発生時は、第3非常配備となり、本部長からの通知の有無に関係なく所定の配備につかなければならない。
- (5) 非常配備体制下の活動は、おおむね次のとおりとする。

ア 第1非常配備（災害警戒本部）

- (ア) 総務班長は、警戒本部長の配備指令を受け、各班長に通知する。
- (イ) 総務班長は、網走地方气象台、その他関係機関と連絡をとり、気象及び対策通報等関係班長に伝達する。
- (ウ) 各班長は、総務班長からの情報や連絡に即応し、情勢に対応する措置をとる。
- (エ) 総務班長は、総務班員又は予備班員の中から本部長及び副本部長に補助員を配置する。
- (オ) 第1非常配備体制につく職員は、各自の所属する課等の所在場所で待機、指示を受ける。
- (カ) 防災担当者は、予想雨量、水位、その他の情報を関係機関から収集する。
- (キ) 消防機関から災害対策本部との連絡・調整員の派遣を依頼する。

イ 第2非常配備（災害対策本部）

- (ア) 災害対策本部の機能を円滑にし、非常配備体制の確立のため、必要に応じて本部会議を開催する。
- (イ) 各班長は、情報の収集と伝達体制を強化する。
- (ウ) 総務班長は、各班長及び防災関係機関との連絡を密にし、緊急措置について本部長に報告する。
- (エ) 各班長は、次の措置及び状況を総務班長を経由して本部長に報告する。
 - a 事態の重要性を職員に周知徹底させ、所要の人員を非常業務につかせたとき
 - b 装備、資機材、物資、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災地域（被災予想地）へ配置又は設置したとき
 - c 関係班及び災害対策に関係ある外部機関との連絡、活動体制を整備するとき

ウ 第3非常配備

- (ア) 各班長は、災害対策活動に全力で当たるとともに、その活動状況について、総務班長を経由して逐次本部長に報告する。
- (イ) 局所大規模災害時には、現地対策本部を設置して現場指揮に当たるとともに、情報の収集と救助・救出活動を行う。

第5節 本部長（町長）の職務代理

本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る本部長（町長）の職務に関して、本部長（町長）に事故あるときは、副本部長（副町長）がその職務を代理する。

大空町災害対策本部所管業務分担表

班 名	業 務 分 担
<p>総務班 (総務課) (地域振興課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び運営に関する事 2 防災会議に関する事 3 本部員会議に関する事 4 情報の収集及び各関係機関との連絡調整に関する事 5 災害対策の総括に関する事 6 本部長・副本部長の補助員の配置に関する事 7 災害の記録に関する事 8 関係団体・町民組織の出動要請に関する事 9 自衛隊の災害派遣要請依頼に関する事 10 相互応援協定による応援要請に関する事 11 災害対策及び復旧対策資料の収集に関する事 12 災害通信施設の整備・保守に関する事 13 気象の予警報及び町民広報に関する事 14 職員の食料及び寝具の調達供給に関する事 15 職員の非常招集及び配置に関する事 16 職員被災者の調査等に関する事 17 労務供給対策に関する事 18 非常警報、避難勧告等及び解除等の広報に関する事 19 被災地の広報及びマスコミ対応に関する事 20 災害ボランティアに関する事 21 被災町民の陳情に関する事 22 町内各地域の情報収集に関する事 23 被害情報の収集及び報告に関する事 24 災害現地の記録等に関する事 25 被害の調査（人、建築物等の被害）に関する事 26 被災者名簿の作成に関する事 27 災害復旧と大空町総合計画の調整に関する事 28 国・道その他関係機関への陳情及び要望並びに資料の調整に関する事 29 町有財産の被害調査（各班に属しないもの）及び災害復旧対策に関する事 30 関係予算及び決算に関する事 31 災害関係経費の経理に関する事 32 応援隊集結用地及び災害対策資機材に関する事 33 災害応急対策及び復旧対策に要する資金計画に関する事 34 見舞金等の受入れ及び保管に関する事 35 その他各班に属さない事項に関する事
<p>福祉班 (福祉課) (住民福祉課福祉G)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者、傷病者の避難誘導に関する事 2 救急業務に関し消防及び医療機関との連絡調整に関する事 3 被災者の救護誘導及び医療・助産に関する事 4 被災者、傷病者のケアに関する事 5 被災者並びに災害対策従事者の炊出し、食料品の供給に関する事 6 救護物資の受付、配布及び生活必需品の供給、貸与に関する事 7 日赤救援活動の連絡調整及び配置後のボランティアの指揮に関する事 8 災害時の医療品その他衛生資機材の供給に関する事 9 被災地の防疫に関する事 10 その他福祉に関する事
<p>住民班 (住民課) (住民福祉課 住民G)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に係る清掃及び廃棄物処理に関する事 2 自治会への協力要請に関する事 3 行方不明者の捜索、救助に関する事 4 遺体の捜索に関する事 5 遺体の一時収容施設、処理並びに埋葬等に関する事 6 その他環境に関する事 7 税務対策上必要な事項に関する事 8 被災納税者の減免措置に関する事 9 私有財産の被害調査及び応急対策並びに災害保険に関する事 10 被害公営住宅の応急対策に関する事 11 仮設住宅に関する事

班 名	業 務 分 担
産 業 班 (産業課) (地域振興課 産業G)	1 災害時の応急食料の供給及び実施に関する事 2 農林関係被害及び被災者の調整に関する事 3 農業施設、農作物等の被害調査及び応急対策に関する事 4 農林産物に対する防疫に関する事 5 被災家畜の救出及び防疫に関する事 6 農作物種苗等生産資材の確保に関する事 7 営農土木事業に関する事 8 応急融資及び農林業復旧対策に関する事 9 被災者及び救援活動協力者に対する給食、炊出し等に関する事 10 災害時における商工・漁業者の被害調査及び災害復旧対策に関する事 11 被災商工・漁業者の応急融資に関する事 12 災害時の消費物資の確保及び応急処置に関する事 13 災害時の物価抑制等の対策に関する事 14 観光事業等関係の被害調査及び災害復旧対策に関する事 15 労働相談に関する事 16 山火事に関する事 17 災害時における燃料等の需給等の調整
建 設 班 (建設課) (建設課分室)	1 道路・橋・堤防及び河川等の被害調査と応急措置、災害復旧に関する事 2 建築物の被害調査及び応急措置に関する事 3 災害時の建築用復旧資機材の需給に関する事 4 被災者の仮設住宅及び建設用地の確保に関する事 5 復旧資機材、人員、食料等の確保に関する事 6 水防技術の指導に関する事 7 建築、土木業者の協力要請に関する事 8 被災地の飲料水等の供給に関する事 9 仮設トイレ等の設置及び管理に関する事 10 水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事 11 下水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事 12 被災地の清掃等に関する事 13 災害時における傷病者、医薬品、応急資機材及び人員の輸送に関する事 14 道路被害の調査及び応急措置に関する事 15 災害時における運行路線の障害物の除去に関する事 16 救援物資等の輸送及び運行路線に関する事 17 除雪等に関する事
教 育 班 (生涯学習課)	1 学校施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事 2 被災学校の児童・生徒の避難誘導及び救護に関する事 3 児童・生徒に対する学用品等の給与及び防疫に関する事 4 学校施設の避難所への設営に関する事 5 給食施設の被害調査及び応急対策に関する事 6 被災者及び救援活動協力者に対する給食、炊出しに関する事 7 社会教育施設・体育施設の被害調査及び応急措置に関する事 8 社会教育施設入場者の避難誘導に関する事 9 公共避難施設の受入れ及び避難者名簿の作成、傷病者並びに遺体の収容に関する事 10 文化財産等の保護及び応急対策に関する事
予 備 班 (出納課) (議会事務局) (農業委員会) (監査・選管事務局)	1 緊急時において、特に指令がない場合は、他班の応援協力に関する事

第2章 職員の動員計画

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、災害対策本部長が応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員等の動員を図る計画は次のとおりである。ただし、災害対策本部が設置されない場合においても、町長が必要と認めるときは、この動員体制をとることができる。

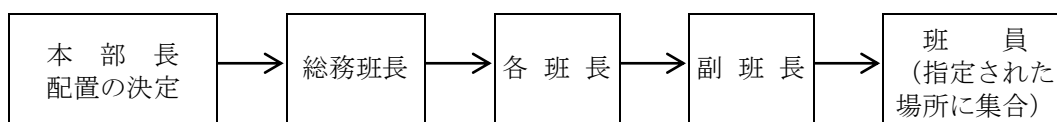
1 職員の配備、伝達系統及び方法

(1) 平常勤務時の伝達系統及び方法

災害対策本部が設置された場合、本部長の指示により総務班長は各班長に対し、庁内放送、電話等により、第1種非常配備あるいは第2種非常配備、さらには緊急事態に備えて全本部員を出動させる第3種非常配備体制を指令する。

各班長は、所属班員をして指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整える。

災害対策本部職員等に対する伝達系統図



※各班長は、あらかじめ班内の伝達系統等を定める。

(2) 休日等又は退庁後の伝達

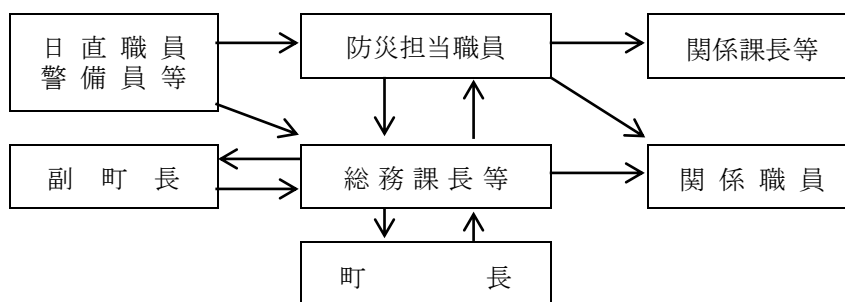
ア 警備員等による非常伝達

日直職員又は警備員等は、災害発生のおそれがある気象情報等が関係機関から通知されたときは、防災担当職員又は総務課長、地域振興課長に連絡する。

イ 防災担当職員の非常伝達

防災担当職員は、警備員からの連絡を受け、その旨を総務課長、地域振興課長に連絡して指示を受け、関係課長に通知する。

日直職員、警備員による伝達系統図



(3) 職員の非常登庁

職員は勤務時間外・休日において登庁の命令を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害発生のおそれがある情報を察知したときは、被害の状況により所属の長と連絡のうえ、又は自己の判断により登庁する。

なお、災害対策本部が設置された場合は、電話又は放送機関に依頼して、テレビ・ラジオ等により周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに登庁する。

(4) 配備体制確立の報告

ア 本部長の指示に基づき各班が配備体制を確立したときは、各班長は直ちに総務班長を通じて本部長に報告し、指示を受ける。

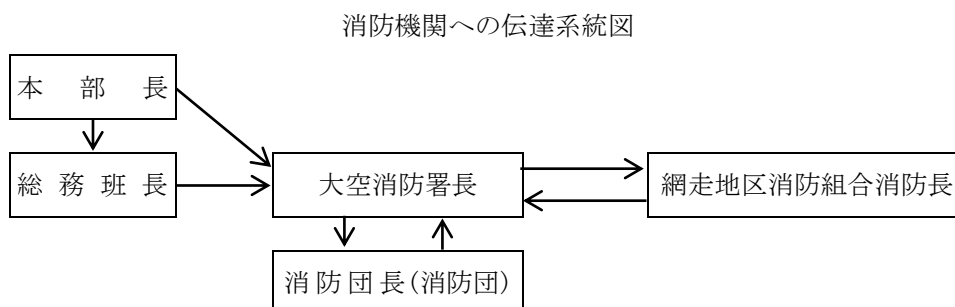
イ 災害対策本部が設置された場合、総務班長は必要により班員の中から本部長、副本部長付き補助員を若干名配置する。

(5) 現場連絡員（副班長）

現場の活動を円滑に行うため、必要により班長が指名し現場連絡員をおく。現場連絡員は、所属班長に状況を報告して指示を受け、現場での指揮監督を行う。

(6) 消防機関への伝達系統図

災害対策本部が設置された場合、その配備体制について消防機関への伝達は、次の伝達系統により行う。なお、消防機関より消防署長又は連絡員を対策本部に派遣する。



2 各班相互動員要請

災害時の状況及び応急措置の推移により、本部長は必要に応じて各班に所属する班員を他の班に応援させる。

災害の状況により、応援を必要とする班は、班長が総務班長を通じて本部長に申し出て、必要な応援を受ける。

第3章 災害情報通信計画

各種災害時の情報通信に関する事項、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等に関する計画は、次のとおりである。

第1節 気象情報の伝達計画

1 特別警報・警報・注意報及び火災気象通報

(1) 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

ア 種類及び発表基準

(ア) 特別警報

大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想されるときに発表される。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想されるときに発表される。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想されるときに発表される。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風雪が吹くと予想されるときに発表される。

(イ) 気象警報・注意報

a 気象警報

大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

b 気象注意報

大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

(ウ) 地面現象警報及び注意報

地面現象警報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
地面現象注意報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

(エ) 浸水警報及び注意報

浸水警報	浸水によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水によって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

(オ) 網走・北見・紋別地方気象情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(カ) 土砂災害警戒情報

北海道と網走地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

(キ) 記録的短時間大雨情報

網走・北見・紋別地方で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

(ク) 竜巻注意情報

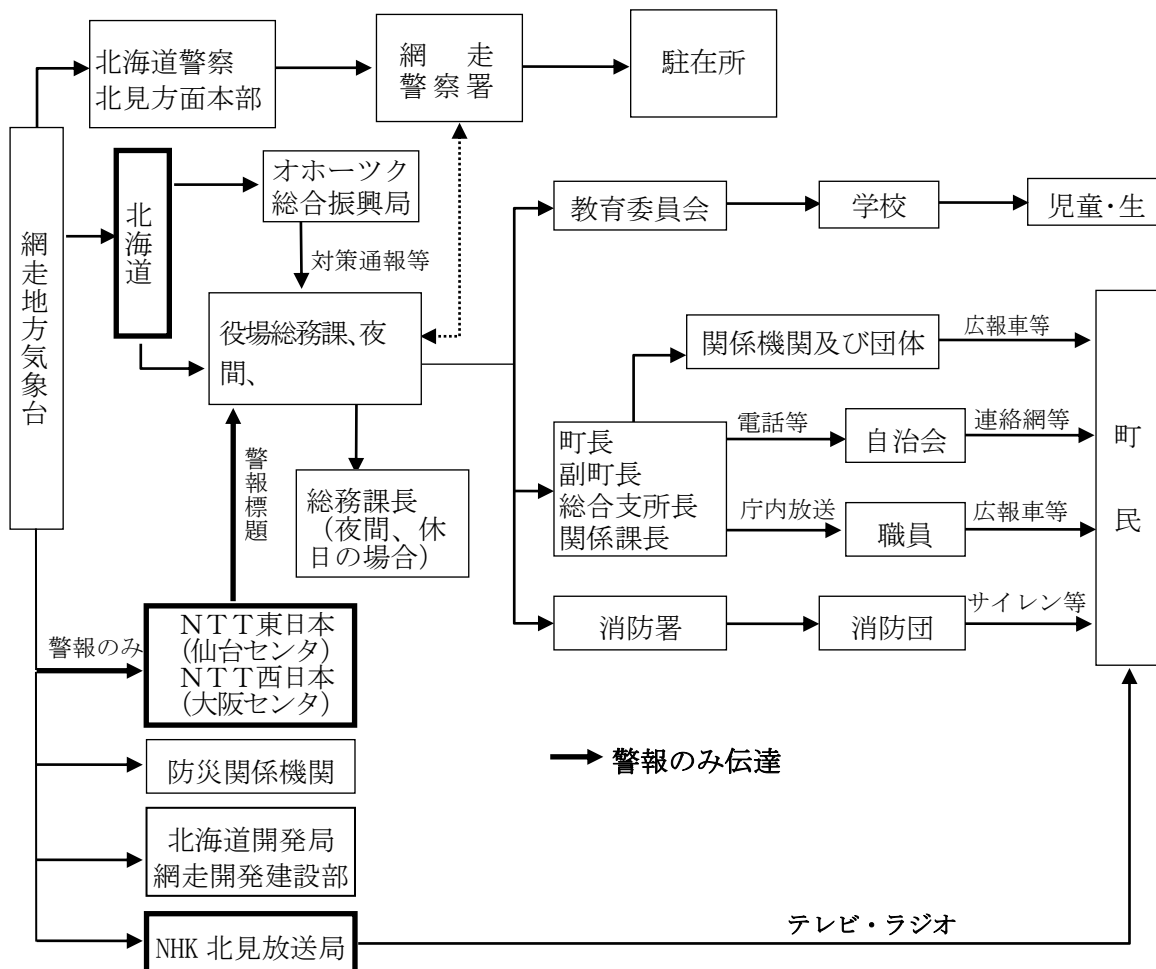
積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、網走・北見・紋別地方に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(2) 警報・注意報の伝達

町長は、気象業務法に基づき網走地方気象台が発表する警報を受けたときは、速やかに町民及び関係機関に連絡、周知徹底する。

網走地方気象台の発表する気象注意報及び情報を受けたときは、気象警報に準ずる。

【気象情報等の伝達系統図】



※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1号の規定に基づく法定伝達先

2 水防活動用気象警報及び注意報

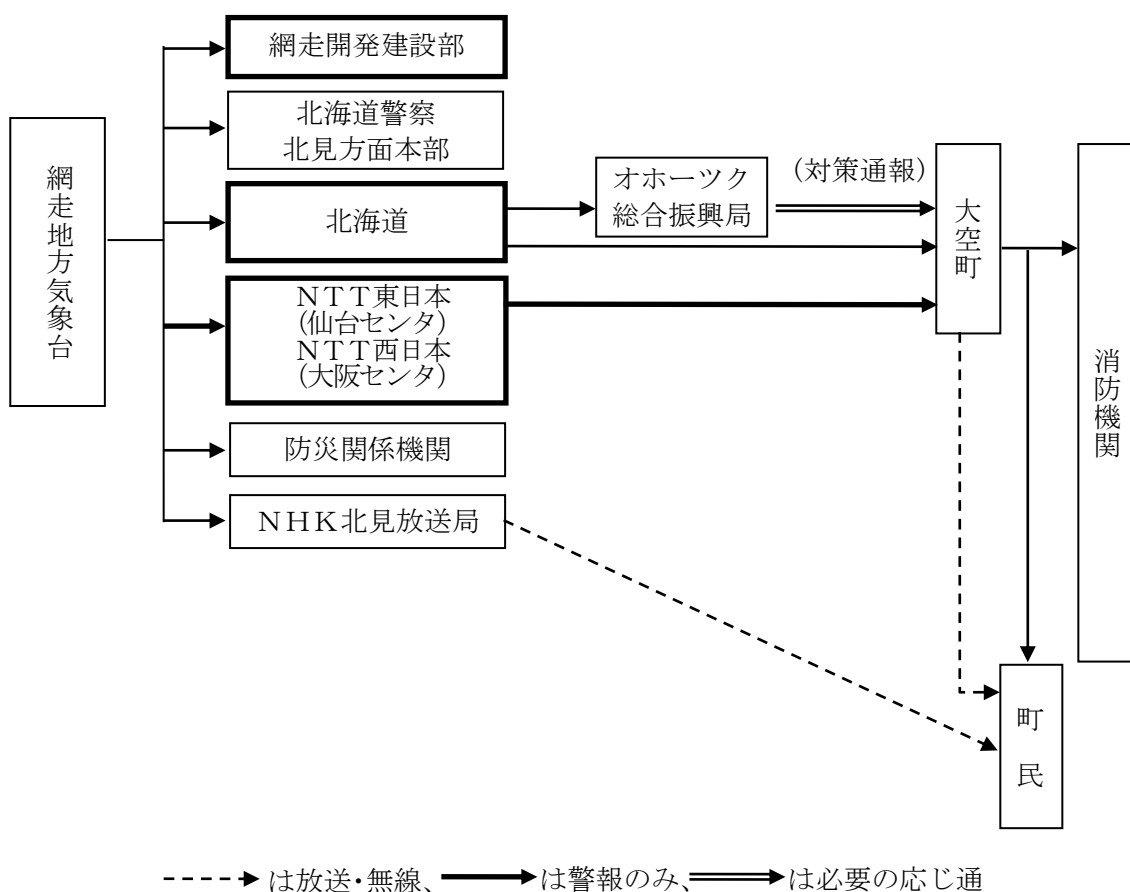
水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報及び警報により代行する。その種類は次のとおりである。

(1) 種類

水防活動用気象注意報	大雨 注意報
水防活動用気象警報	大雨 警報
水防活動用洪水注意報	洪水 注意報
水防活動用洪水警報	洪水 警報

水防活動用気象警報・注意報の伝達は、次の系統により行われ、町長は、水防警報を受けたときは、大空町水防計画の定めるところにより、関係機関及び町民に対し、広報車、電話等により周知徹底する。

【水防活動用気象警報・注意報の伝達系統図】



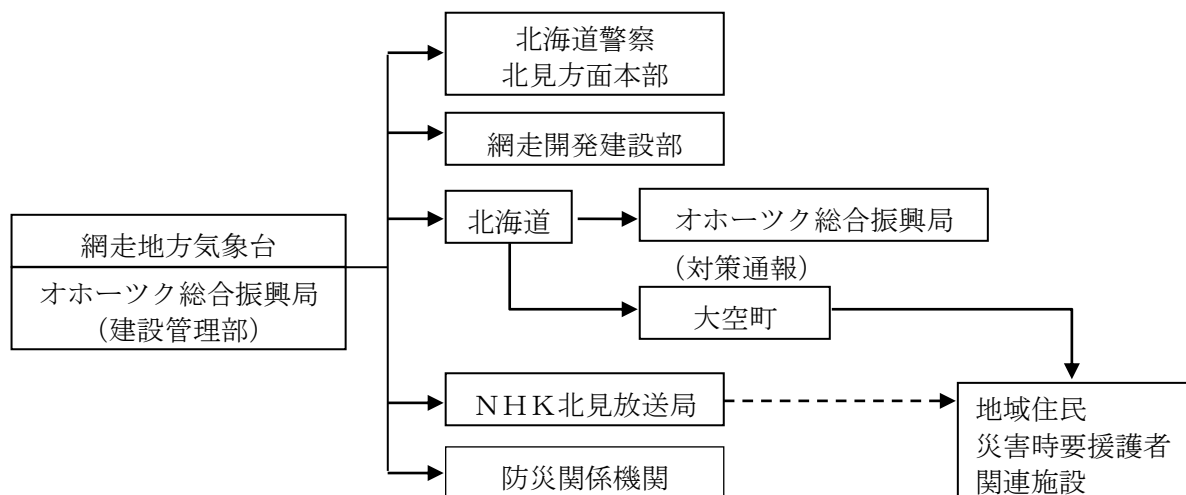
※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第3号の規定に基づく法定伝達先

3 土砂災害警報情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まったときに、町長が防災活動・避難勧告等の判断や住民の自主避難判断の参考となるよう、オホーツク総合振興局と網走地方気象台が共同で作成し、発表する。

伝達は次の系統により行う。

【土砂災害警報情報の伝達系統図】



4 指定河川洪水予報

河川の増水やはん濫等に対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報で、網走地方気象台と網走開発建設部が共同で発表する。

(1) 指定河川及び担当

水系名	河川名	担当
網走川 藻琴川	網走川、美幌川	網走地方気象台、網走開発建設部

(2) 種類及び発表基準

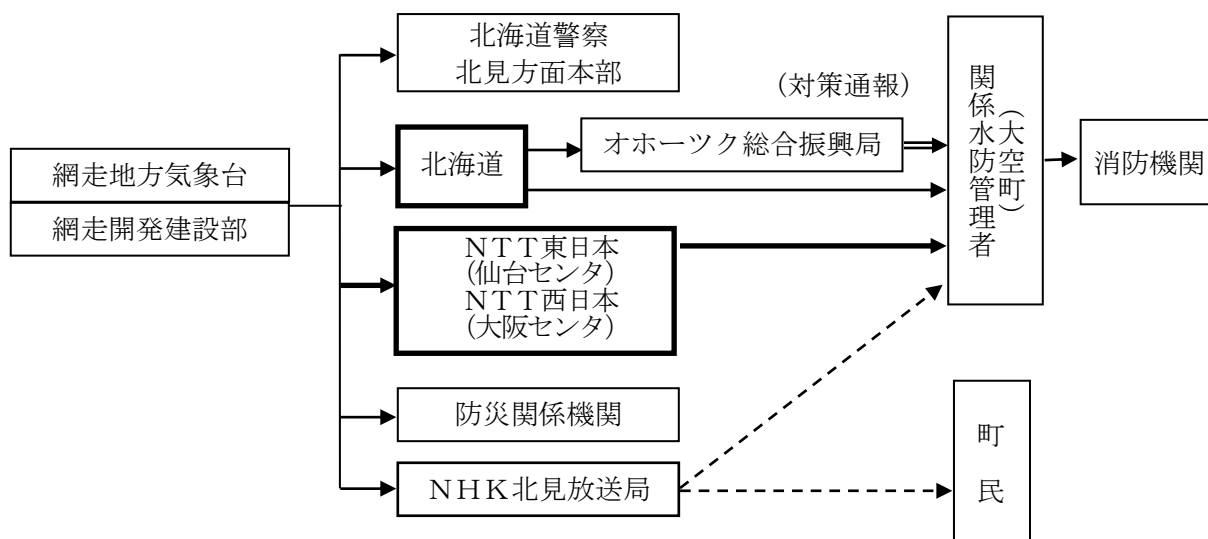
種類	標 題	概 要
洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したときに発表される。 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	はん濫危険情報	はん濫危険水位に達したときに発表される。 いつはん濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。
	はん濫警戒情報	一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難勧告等の発令の判断の参考とする。
洪水注意報	はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備情報等の発令の判断の参考とする。	

(3) 伝達

ア 網走開発建設部と網走地方気象台が共同で発表する場合（水防法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）

伝達は次の系統により行う。

【指定河川洪水予報の伝達系統図】



-----▶ は放送・無線、————▶ は警報のみ、====▶ は必要の応じ通

- ※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 7 条第 4 号の規定に基づく法定伝達先
- ※ NTT 東日本・西日本は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって指定河川洪水予報の通知に代えている。

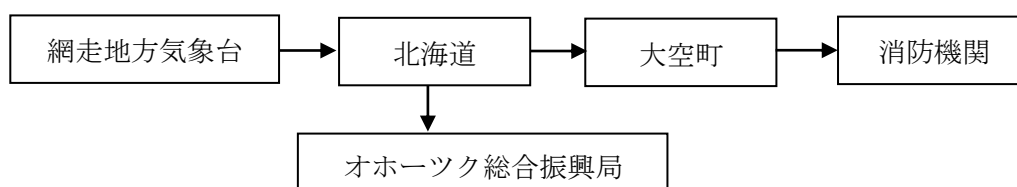
5 火災気象通報

町長が、網走地方気象台の発表する火災気象通報を受けたときは、消防法により火災警報を発令又は解除するものとし、速やかに住民及び関係機関に周知徹底する。この場合、オホーツク総合振興局に通報する。

(1) 伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。

【火災気象通報の伝達系統図】



(2) 通報基準

火災気象通報基準は次のとおりである。

発表官署	通報基準
網走地方気象台	実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは、平均風速が陸上で12m/s 以上の風が予想される場合。 平均風速が基準以上であっても降雨及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

6 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として実施する。

【網走地方気象台が発表する気象警報・注意報発表基準一覧表（大空町）】

種 類		発表基準	
警 報	大雨	表面雨量指数基準	8
		土壌雨量指数基準	117
	洪水	流域雨量指数基準	女満別川流域=14.6、トマップ川流域=4、パナクシュベツ川流域=5.8、サカオマキン川流域=9.5、藻琴川流域=15.3
		複合基準	トマップ川流域=(5、3.6)
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	18m/s、雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm
	波浪	有義波高	
高潮	潮位		
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	5
		土壌雨量指数基準	76
	洪水	流域雨量指数基準	女満別川流域=11.6、トマップ川流域=3.2、パナクシュベツ川流域=4.1、サカオマキン川流域=7.6、藻琴川流域=8.2
		複合基準	トマップ川流域=(5、2.9)
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	10m/s、雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 25cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	70 mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
	濃霧	視程	200m
	乾燥	最小湿度 30%、実効湿度 60%	
	なだれ	①24時間降雪の深さが 30cm 以上 ②積雪の深さ 50 cm以上で、日平均気温が 5℃以上	
	低温	5～10月：（平均気温） 平年より 4℃以上低い日が 2日以上継続 11～4月：（最低気温） 平年より 8℃以上低い	
	霜	最低気温 3℃以下	
	着氷		
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90 mm	

※ 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。

なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

※ 洪水警報・注意報で、基準が設定されていないものはその欄を“-”で示している。

※ 土壌雨量指数基準値は 1 km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、町内における基準値の最低値を示す。

※ 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

第2節 平常時の情報交換及び情報伝達体制の整備

1 通信ネットワークの維持・管理

町は、災害の予測・予知のため、関係機関より提供されていない通信ネットワークを維持・管理し、情報の整理を行う。

2 わかりやすい防災情報の伝達

町は、道及び防災関係機関とともに、高齢者、障がい者等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい防災情報の伝達に努める。

第3節 災害通信計画

災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株式会社北海道支店等の公衆通信設備や防災関係機関が設置した通信設備を使用する。

なお、災害によりそれらの通信設備が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

1 通信連絡方法

災害時における通信方法は、東日本電信電話株式会社の電話及び北海道総合行政情報ネットワーク並びに町防災行政無線によることを原則とする。

東日本電信電話株式会社の電話線が使用不能となった場合は、無線、携帯電話及び他の有線通信施設を使用する。

これも使用不能の場合は、車両等により連絡を行う。

2 電話による通信

(1) 非常扱いの通話

災害その他非常業務の緊急性から、あらかじめ電話にあっては市外局に申し出て承諾を受けた番号の加入電話をもって通信の請求を行う。また、非常電話を要するときは、「非常」の旨を告げて通話を請求し、関係機関に通話する。

なお、災害時に通話をする場合は、東日本電信電話株式会社が指定している災害時優先電話を利用し、「102番」に非常・緊急扱いの通話の申込みをし、通信を確保する。

(資料編 5-10)

(2) 緊急扱いの通話

非常電話に該当するもののほか、電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）に定める市外通話は、緊急電話として通報することができる。この場合の通話方法は、市外通話交換局に対し「緊急」の旨を告げて呼出し、関係機関に通報する。

(資料編 5-10)

3 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

非常扱いの電報とは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防、若しくは救援、交通、通信、若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報である。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報とする。なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(資料編 5-11)

4 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

(1) 北海道開発局関係無線による通信

北海道開発局及び開発建設部を経て行う。

(2) 消防無線による通信

網走地区消防組合大空消防署・東藻琴出張所を経て行う。

(3) 陸上自衛隊の通信等による通信

北部方面総監部、師団・旅団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。

(4) 警察電話による通信

警察専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経て行う。

(5) 警察無線電話装置による通信

北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局（パトカー）等を経て行う。

(6) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道の本庁、総合振興局及び振興局、又は市町村等を経て行う。

(7) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記(1)から(6)までに掲げる各通信系を使用し、又は利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して行う。

5 無線通信施設

(1) 北海道総合行政情報ネットワーク

機関名	北海道	
所在地	大空町女満別西3条4丁目	大空町東藻琴360番地の1
備考	大空町役場総務課	東藻琴総合支所地域振興課

(2) 大空町防災行政無線

機関名	大空町建設課事業所	大空町建設課分室事業所
所在地	大空町女満別西3条6丁目	大空町東藻琴360番地の1
備考	事業所、建設課、総務課 基地局1基 移動局10基 携帯11基	事業所、建設課分室、地域振興課 基地局1基 中継局2基 移動局11基 携帯6基

(3) 消防業務無線

機関名	網走地区消防組合大空消防署	網走地区消防組合大空消防署 東藻琴出張所
所在地	大空町女満別西3条4丁目	大空町東藻琴360番地の1
備考	基地局2基 移動局11基 携帯8基	基地局2基 移動局21基

6 通信途絶時等における措置

上記1から5までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は著しく困難であるときは、臨機の措置を講ずる。

第4節 災害情報等の報告・収集及び伝達計画

災害時において応急対策に必要な措置を実施するため、災害情報及び被害状況を迅速かつ的確に収集するための計画は、次のとおりである。

1 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の異常現象(地すべり、なだれ、火災、異常出水、河川の水位、堤防決壊、火山等)の発見者は、遅滞なく最寄りの防災機関(役場、総合支所、消防、警察)へ通報する。

(2) 役場・総合支所への通報

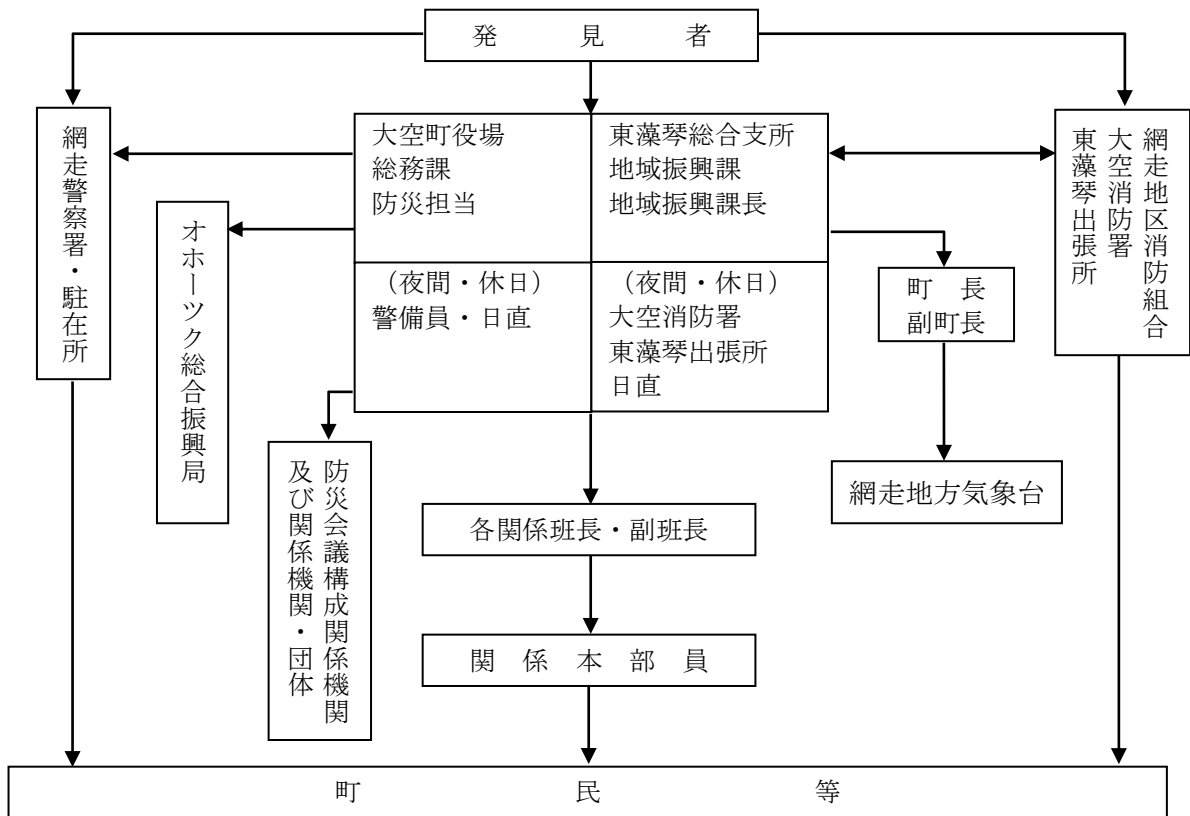
発見者からの通報を受けた警察官、消防署員は、直ちにこれを確認し、大空町役場又は東藻琴総合支所に通報する。

(3) 町から各機関への通知及び町民への周知

通報を受けた職員は、速やかに総務課長又は地域振興課長に報告し、課長の指示により処理する。総務課長又は地域振興課長は、副町長及び町長に報告するとともに、災害の規模、被害の状況などにより町長が必要と認めたときは、網走地方气象台、関係機関(オホーツク総合振興局等)に通知するとともに、町民に周知徹底を図る。

(4) 災害情報報告伝達系統

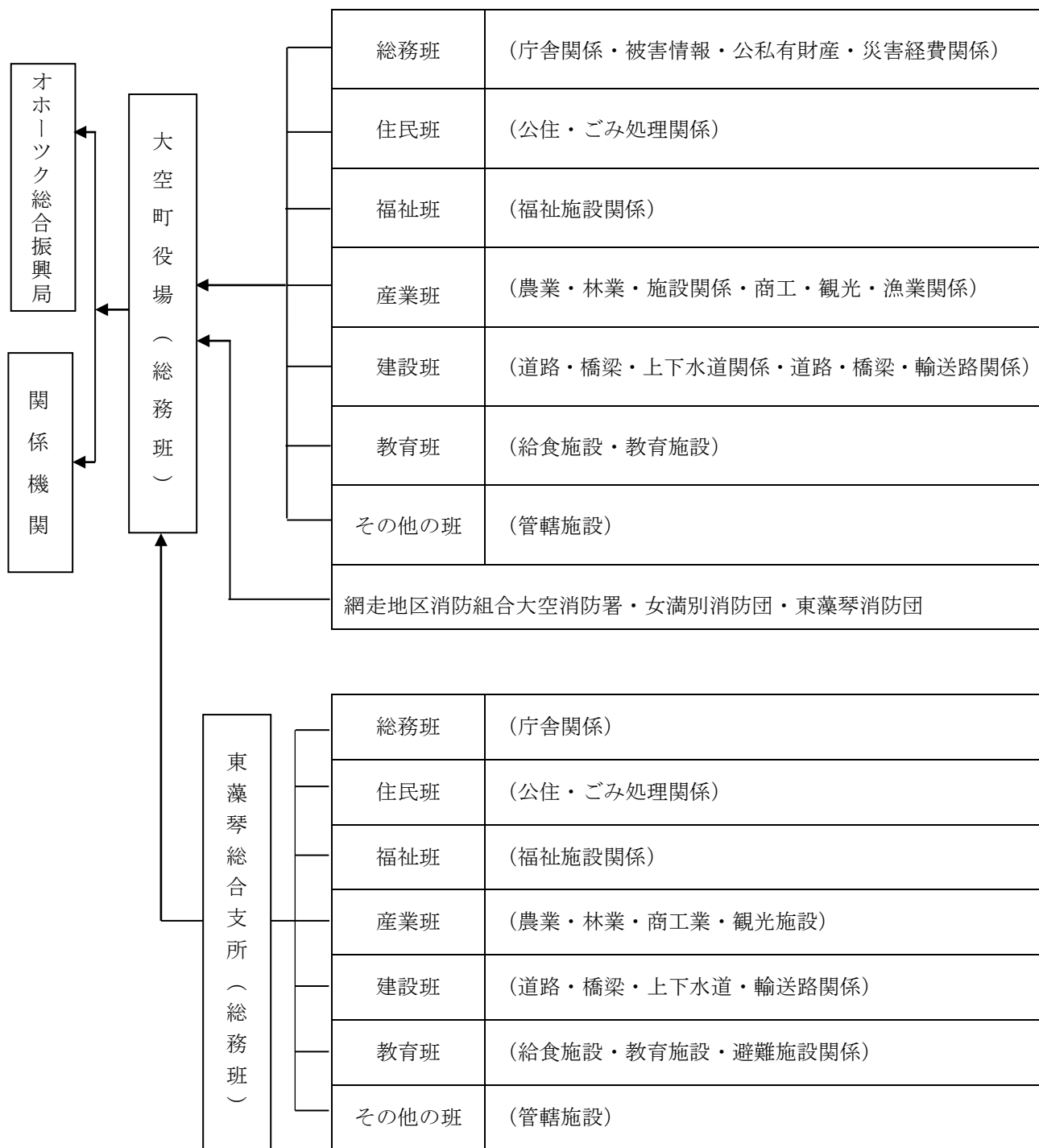
災害情報及び被害状況の報告系統図は、次のとおりである。



2 被害状況の伝達

災害対策本部は、被害報告系統により収集した被害状況を各関係機関に伝達するが、その系統図は、次のとおりである。

被害伝達系統図



3 災害及び被害状況の報告要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の定めにより、災害情報をオホーツク総合振興局及び関係機関に報告する。

(1) 取扱要領

- ア 各班長は、所管にかかわる災害及び被害状況を収集して、災害報告系統図により総務班長を経て、副本部長及び本部長に報告する。ただし、重要な事項は、各班長が総務班長、副本部長及び本部長に直接報告する。
- イ 各班長は、基本法以外の法令に基づき被害報告等を行う場合は、総務班長と連絡調整を行い相違のないようにしなければならない。

(2) 報告の対象

- ア 人的被害・住家被害が発生したもの
- イ 救助法の適用基準に該当する程度のもの
- ウ 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- エ 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で町として軽微であったとしても、管内全体から判断して報告を要すると認められるもの
- オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるもの
- カ その他特に指示があった災害

(3) 報告の種類

ア 各班の報告（資料編 5-12）

各班長等は、災害及び被害の状況を連絡票又は電話等で逐次総務班長に連絡、総務班長は、副本部長、本部長に報告する。

イ 災害情報（資料編 5-13）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかにオホーツク総合振興局長に報告する。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告する。

ウ 被害状況報告（資料編 5-14）

被害状況報告は、次の区分によりオホーツク総合振興局長に報告する。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）は除外する。

(ア) 速報

被害発生後直ちに件数のみ報告する。

(イ) 中間報告

被害状況が判明次第、報告する。

なお、報告内容に変更が生じたときはその都度報告する。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合は、その指示による。

(ウ) 最終報告

応急緊急措置が完了した後、15日以内に報告する。

(エ) その他の報告

災害の報告は、イ及びウによるほか、法令等の定めにより、それぞれ所要の報告をする。

エ 報告の方法

災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行う。

(4) 被害状況判定基準

被害状況判定基準は、（資料編 5-15）のとおりである。

(5) 地域連絡員

災害情報伝達のため地域連絡員を置き、町民に対する災害情報等の連絡並びに災害を感知した場合は、災害対策本部に連絡する。

地域連絡員は各自治会会長をもって充てるが、その名簿は毎年度、別に調整する。

第4章 災害広報計画

被災町民等に対して、正確な情報を迅速に提供することによる混乱の防止、適切な判断による行動がとられるよう行う広報に関する計画は、次のとおりである。

第1節 実施責任者

災害情報等の伝達・広報は、広報広聴班が行う。

1 本部長の承認

広報は、本部長の承認を得て行う。

2 一般職員への周知

広報担当者は、災害情報及び被害状況の推移を、庁内放送等を利用して一般職員にも周知する。

第2節 災害情報等の発表及び広報の方法

1 報道機関に対する情報の発表

(1) 報道発表

収集した被害状況、災害情報等は、その都度報道機関に対し発表する。

ア 災害の種別（名称）及び発生年月日

イ 災害発生の場所又は被害地域

ウ 被害状況

エ その他判明した災害の情報

オ 応急対策の状況

カ 本部の設置又は廃止

キ 救助法適用の有無

(2) 独自の取材活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、新聞、ラジオ、テレビ放送等各報道機関が行う独自の取材活動に対して、積極的に情報、資料の提供を行い協力する。

2 町民及び被災者に対する広報

(1) 広報方法

町は、防災関係機関等と連絡を密にし、広報車、掲示板、ホームページ等あらゆる広報媒体を利用して、迅速かつ適切な広報を行う。

また、誤報等には、十分注意を払い、混乱を招くことのないよう報道を行う。

高齢者、障がい者等要配慮者への伝達には十分配慮し、必要により町民、民生委員等の協力により迅速に伝達を行う。

(2) 広報事項

- ア 洪水等災害に関する情報、及び注意事項
- イ 避難場所等（避難所の位置、経路、危険区域等）
- ウ 火災状況（発生箇所、避難指示等）
- エ 交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、通信途絶区域、開通見込日時）
- オ 医療救護所の開設状況
- カ 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- キ 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- ク 電気、水道、ガス等施設状況（被害状況、復旧状況、注意事項等）
- ケ 道路、橋梁、河川等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- コ 災害応急対策及び復旧事業の実施状況
- サ 町民の心得等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

3 道及び各関係機関等に対する情報提供

北海道（オホーツク総合振興局）及び町内の公共機関、各種団体、重要な施設の管理者等に対し、必要に応じて災害情報資料等を提供し、災害状況の周知に努める。

4 記録ビデオ・写真帳等の策定

災害に関する写真等を収集し、災害状況により必要がある場合は、災害記録ビデオ、災害写真帳等の作成を行う。

第3節 広聴活動

1 相談窓口の設置

被災者等からの相談、問合せ、要望、苦情等に対応するため、災害発生後速やかに相談窓口を設置する。

相談窓口を設置した場合には、速やかに広報車等により町民へ周知する。

2 広聴内容の処理

町民からの災害に関する要望事項は、直ちに所管部署又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切に処理がなされるよう努める。

第4節 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、町民への広報を実施する。

特に、町民の生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を町民に広報するとともに、災害対策本部に対し情報の提供を行う。

第5章 応急措置実施計画

災害時における応急措置の実施事項を定め、その総合的な推進を図るための計画は、次のとおりである。

第1節 実施責任者

法令上、実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- 1 町長、町の各委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等（基本法第62条）
- 2 北海道知事（基本法第70条）
- 3 警察官（基本法第63条第2項）
- 4 指定地方行政機関の長（基本法第77条）
- 5 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長（基本法第80条）
- 6 消防長又は消防署長等（消防法第29条）
- 7 水防管理者（町長）、消防機関の長（水防法第17条、第21条）
- 8 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条第3項）

第2節 町の実施する応急措置

町長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者は、法令及び町の計画に定める所要の措置を講ずる。また、町長は必要により、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

1 応急公用負担の実施

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき本町区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、樹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合、基本法施行令第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置をとる。

(1) 工作物及び物件の占有等に対する通知

町長は、当該土地、建物、その他の工作物又は土石、樹木、その他の物件（以下「工作物等」という。）を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者、使用者その他当該工作物等の権原を有する者に対し、次の事項を通知する。

- ア 名称又は種類
- イ 形状及び数量
- ウ 所在した場所
- エ 処分の期間又は期日
- オ その他必要な事項

(2) 損失補償

町は、当該処分により通常生ずる損失を補償する。

2 障害物の除去

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第 64 条第 2 項の規定に基づき現場の災害を受けた工作物等で当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとることができる。また、除去したときは当該工作物等を保管する。

なお、保管したときは、基本法第 64 条第 3 項又は第 6 項の規定に基づき、それぞれ次の措置をとる。

(1) 当該工作物等の返還方法等

当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等の権原を有する者に対し、当該工作物等を返還するための公示は、次に掲げる事項及び方法による。

ア 公示事項

- (ア) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (イ) 保管した工作物等の所在した場所及びその工作物等を除去した日時
- (ウ) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (エ) その他保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

イ 公示の方法

公示に当たっては、次に定める方法によるほか、公告式条例を準用する。

- (ア) 公示期間は保管を始めた日から起算して 14 日間とする。
 - (イ) 公示の期間が満了しても、なおその工作物等の占有者、使用者その他工作物等の権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を町の広報紙又は新聞に掲載する。
 - (ウ) 前 2 号の方法による公示を行うとともに保管工作物等一覧簿を総務課に備え付け、かつ、これをいつでも関係者が自由に閲覧できるように対応する。
- ### (2) 当該工作物等の売却

保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、次に掲げる手続きにより当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

ア 保管した工作物等の売却、競争入札

保管した工作物等の売却は、競争入札に付す。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、随意契約により売却することができる。

- (ア) 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある工作物等
- (イ) 競争入札に付しても入札者がいない工作物等
- (ウ) 前 2 号に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当でない認められる工作物等

イ 一般競争入札

競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札日の前日から起算して少なくとも5日前までに、工作物等の名称又は種類、形状、数量その他必要な事項を公示する。

ウ 指名競争入札

競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、できるだけ3人以上の入札者を指名し、かつ、それらの者に工作物等の名称又は種類、形状、数量その他必要な事項をあらかじめ通知する。

エ 随意契約

随意契約によるときは、できるだけ2人以上の者から見積書を徴す。

(3) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用

工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その徴収は、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第5条及び第6条の規定に基づいて実施する。

(4) 保管期限を経過した工作物等の所有権

公示の日から起算して6ヶ月を経過してもなお保管した工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は本町に帰属する。

3 町民等に対する緊急従事指示等

(1) 応急措置を実施

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の町民又は当該応急措置を実施すべき現場にいる者を当該応急措置の業務に従事させることができる。(基本法第65条第1項)

(2) 水防のためやむを得ない措置

水防管理者及び消防機関の長は、水防のため必要があるときは、本町区域内に居住する者、また水防の現場にいる者を水防に従事させることができる。(水防法第24条第1項)

(3) 消火活動中の緊急措置

消防吏員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にいる者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助、その他の消防作業に従事させることができる。(消防法第29条第5項)

(4) 救急への協力要請等

救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にいる者に対し、救急業務への協力を求めることができる。(消防法第35条の10)

(5) 負傷、疾病、障がいの状態となったときの補償

町長は、前各号の応急措置等の業務に協力援助した町民等が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、別に定める額の補償を行う。(基本法第84条第1項)

第6章 避難対策計画

災害時において町民の生命及び身体の安全、保護を図るための避難対策計画は、次のとおりである。

第1節 実施責任者

1 町長（基本法第60条、水防法第29条）

災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告又は指示するとともに、立退き先を指示する。

また、町避難所の開設、避難者の収容等を行い、その旨を速やかにオホーツク総合振興局に報告する（避難解除の場合も同様）。

なお、町長が立退き指示をすることができない場合は、警察官にその指示を要請する。

2 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

町長から要請があったとき、又は町長が立退き指示ができないと認めるときは、立退き指示、立退き先指示等を行い、その場合直ちに町長に通知する。

3 知事又はその命を受けた道職員（基本法第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

地すべり、洪水等により危険が切迫していると認められるときは、立退きを指示する。

また、災害発生により、町長が避難のための立退きの勧告及び指示ができない場合は、町長に代わって実施する。

4 自衛隊（自衛隊法第94条、基本法第63条、第64条、第65条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、町長、警察官がその場にはいないときは、次の措置をとる。その場合、直ちにその旨を町長に通知する。

- (1) 町民等の避難等の措置等
- (2) 他人の土地等への立入り
- (3) 警戒区域の設定等
- (4) 他人の土地等の一時使用及び被災工作物等の除去等
- (5) 町民等への応急措置業務従事命令

第2節 避難の勧告・指示区分の基準

1 事前避難（勧告）

次の場合において、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促すために発する。

- (1) 大雨、暴風、洪水等の警報等が発令され、避難準備又は事前避難を要すると判断されるとき
- (2) 河川が警戒水位を突破し、なお水位が上昇するおそれのあるとき
- (3) その他諸般の状況から避難準備又は事前避難が必要と認められるとき

2 緊急避難（指示）

勧告よりも拘束力が強く、津波、火災、洪水等により危険が目前に切迫し、事前避難のいとまがないと判断されるときに発し、至近の安全な場所に避難させる。

資料 5-16 避難情報の種類

3 避難勧告・指示の伝達方法

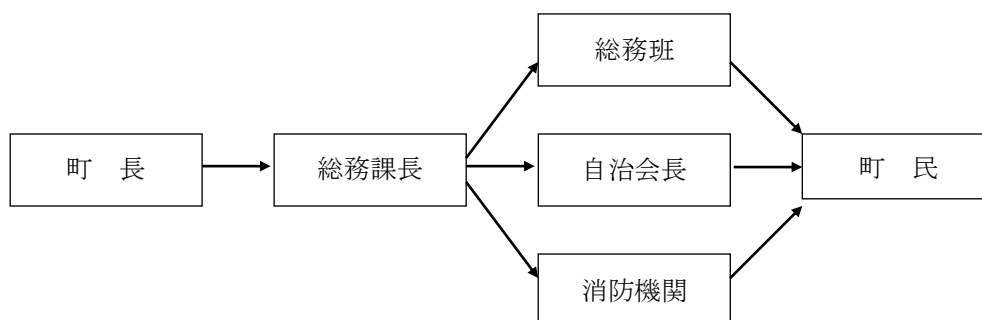
(1) 勧告・指示事項

- ア 避難先
- イ 避難路
- ウ 避難勧告、指示の理由
- エ 携行品等その他の注意事項

(2) 伝達方法

避難の勧告又は指示の伝達は次の方法による。

■ 避難勧告・指示伝達経路



また、次に掲げる事項のうち、地域の実情を考慮し、2以上の方法を併用して伝達する。

ア 放送、電話等による伝達

日本放送協会、民間放送局に対し、勧告、指示を行った旨を連絡して、関係町民に伝達すべき事項を提示し放送するよう協力を依頼するとともに、電話等を通じ、伝達する。

イ 広報車による伝達

町、消防機関、警察署等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

ウ 戸別訪問による伝達

避難を勧告・指示したときが、夜間、停電時等により全家庭への完全周知が困難と予想されるときは、町職員、消防職員及び消防団員等で班を編成し、個別訪問により伝達する。

4 避難誘導

避難誘導は、町職員、消防職員・消防団員、警察官、災害派遣を命ぜられた自衛官等が当たる。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定など、発生時の具体的な避難・受け入れ方法を含めた手順の制定に努める。

(1) 避難の順位

高齢者、乳幼児、傷病者、身体障がい者及び妊産婦等自力避難の困難な要配慮者は、事前に援助者を定めておく等支援体制を整備するとともに、避難の場合は優先的に避難させる。

(2) 移送の方法

避難は、避難者が自ら行うことを原則とするが、自力による避難が不可能な場合には、町車両又は消防署等の車両により移送する。

なお、被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、本町のみにおいて措置できないときは、町は道に対し応援を求めて実施する。

(3) 避難誘導員の安全確保

避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

(4) 学童生徒等の保護者への引渡し

町は、学校等が保護者との間で災害発生時における児童生徒の引渡しに関するルールを定めるなど、発災時に備える。

(5) 就学前の子ども達の避難

町は、就学前の子ども達の安全で確実な避難のために、保育所などの施設と町、関係施設間の連絡、連携体制の確立に努める。

第3節 避難場所等

1 避難場所、避難所

町は、緊急時に町民等が速やかに避難できるよう、特に高齢者、障がい者等の要配慮者の利用に十分配慮して避難場所、避難路、案内標識を整備するとともに、平常時から、町民に対し避難場所等を記した地図等を配布する等により避難場所を周知する。

緊急時におけるそれぞれの避難場所等の指定は、災害の種別、規模、避難人口その他の情勢を判断し、あらかじめ定める避難場所及び避難所の中から定める。

(1) 避難所の位置及び施設の周知

避難所は、指定緊急避難場所（資料編 5-18）と避難所等（資料編 5-17）に区分し、災害の種別、規模、避難人口その他の状況を判断し、あらかじめ定められている避難所の中から指定する。なお、災害の状況等により必要と認めた場合、他の公共施設、地域の会館等についても避難所として指定する。

ア 避難所等の周知

避難所を指定した場合、地区町民に対する次の事項の周知徹底に努める。

- (ア) 避難所の名称
- (イ) 避難所の所在地
- (ウ) 避難対象の地区割
- (エ) 避難所への経路
- (オ) その他必要な事項

イ 避難のための知識

町民に対して次の事項の普及を図る。

- (ア) 平常時における避難のための知識
 - (イ) 避難時における知識
 - (ウ) 避難後の心得
- (2) 施設管理者の避難計画の策定

学校、病院、福祉施設、幼稚園、保育所、工場等防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難計画を策定し、災害時における避難の万全を期すものとする。

2 避難所の開設

町は、災害発生時に、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、町民等に対し周知を図る。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置、維持することの適否を検討する。

(1) 避難所開設の報告と記録

避難所を開設したときは、次の事項を記録する。（資料編 5-19）

- ア 開設の日時
- イ 施設名及び住所
- ウ 開設数及び収容人員名簿等
- エ 開設期間の見込み及び炊出し等の状況

3 避難所の仮設

避難所に適する施設がない地域、予定した避難所が使用不能となったとき又は避難所に収容しきれなくなったときは、天幕を設営する等臨時の措置を講ずる。

4 避難所の運営

避難所の運営は、関係機関の協力のもと町が適切に行う。

- (1) 町は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等は、避難者、町民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。
- (2) 町は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行う。
- (3) 町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好とするよう努める。
そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。
また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。
このほか、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (4) 町は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女におけるニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (5) 町は道とともに、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (6) 町は道とともに、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。
- (7) 要配慮者に配慮した避難所の開設運営を図る。

第4節 警戒区域の設定（基本法第63条）

1 設定の基準

(1) 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる。

(2) 警察官による警戒区域の設定

警察官は、町長（権限の委任を受けた町の職員を含む。）が、現場にいないとき、又は町長から要求があったときは警戒区域を設定することができる。

この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。

(3) 自衛官による警戒区域の設定

災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。

2 規制の内容及び実施方法

(1) 退去又は立入禁止の措置

町長は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。

(2) 防犯・防火のためのパトロール

町長は、町民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

第5節 道への報告

町長が避難の勧告又は指示を発令したときは（町長以外の者が発令したときは町長経由）、「避難所設置及び収容状況」に記録し、速やかに知事に報告（オホーツク総合振興局経由）する。（解除の場合も同様）（資料編 5-20）

- 1 発令者
- 2 発令日時
- 3 発令の理由
- 4 避難対象地区及び対象人口
- 5 避難先

第7章 救助・救出計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長等避難の実施責任者が必要と認められた町民等に対し、生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の救助・救出に関する計画は、次のとおりである。

第1節 実施責任者

町、消防機関及び北海道警察が協力して救出活動に当たる。

第2節 負傷者等の措置

負傷者は、所要の措置を施し、速やかに医療機関又は救護所に収容する。

町内医療機関又は救護所では治療が困難な重傷者は、運送車両あるいはヘリコプターを要請し後方医療機関へ搬送する。

第3節 関係機関への応援要請

特に多数の死傷者がある場合において、町、消防機関及び北海道警察のみでは救出困難なときは、医師会、他の消防機関に協力を依頼するとともに、必要に応じて、自衛隊の派遣を要請する。

また、救出に要する機材が不足のときは、関係機関の協力を要請する。

第4節 救出活動

町は、北海道警察、消防署、災害派遣を命ぜられた自衛官との緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、速やかに救助・救出を要する者の発見に努める。救助・救出を要する者を発見した場合は、救助関係機関及び町民の協力を得て、被災者の救助・救出を実施する。被災者救出活動を実施したときは、救出した者の名簿を作成するとともに「被災者救出状況記録簿」に記録する。（資料編 5-23）

第8章 災害警備計画

公共の安全と秩序を維持するため、災害時に行う警戒、警備についての計画は、次のとおりである。

第1節 実施責任者

町及び北海道警察が協力して災害時における警戒、警備に当たる。

第2節 北海道警察との連携

町は、北海道警察と緊密な連携のもと、北海道警察の実施する災害警備諸対策への協力を
行うほか、風水害等各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制
を整備するよう努める。

また、北海道警察との連携のもとで、災害情報の収集及び町民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たる。

第3節 諸活動

1 災害の予警報の伝達に関する事項

(1) 津波に関する予警報の連絡

網走警察署は、原則として津波に関する予警報を町長に連絡し、警備上必要と認められる範囲の予警報についても町長に伝達するよう協力する。

(2) 予警報の伝達と連携

網走警察署長は、気象台及び水位等観測所並びに町等の関係機関と、災害に関する予警報の伝達に関して平素より緊密な連絡をとる。

(3) 警察官による異常な現象を発見した旨の通報

警察官は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、災害情報通信計画により処置する。

2 事前措置に関する事項

(1) 応急措置の実施に必要な準備を要請

町長が、基本法第58条に基づき警察官の出動を求め、応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、次の事項を記載した文書(緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。)により、網走警察署長を経て北見方面本部長に対して行う。

ア 出動を要する理由

イ 出動を要請する職員の職種別人員数

ウ 出動を必要とする期間

エ その他出動についての必要事項

(2) 網走警察署長の事前措置

網走警察署長は、町長からの要請により基本法第 59 条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知する。この場合、町長は当該措置の事後処理を行う。

3 災害情報の収集に関する事項

(1) 災害警備活動上必要な災害に関する情報の収集と連絡

網走警察署長は、町長その他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集し、必要と認められる場合には、関係機関に連絡する。

(2) 災害情報収集報告責任者の指定

網走警察署長は、災害情報の収集及び報告を迅速に処理するため、あらかじめ災害情報収集報告責任者を指定する。

4 避難に関する事項

(1) 町長と網走警察署長との協議

町長は、あらかじめ網走警察署長と、避難の指示、避難路、避難場所について協議し、その方法を定める。

(2) 警察官による避難の指示又は警告

警察官が基本法第 61 条又は警察官職務執行法第 4 条の規定により避難の指示又は警告を行う場合は、避難対策計画に定める避難先を示す。

ただし、災害の種別、規模、態様、現場の状況等により避難対策計画によりがたい場合は、適宜措置を講ずる。この場合、当該避難先の借上げ、給食等は、町長が行う。

(3) 警察官の避難誘導

警察官は、避難誘導に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、避難した地域に対しては、状況の許す限り、警ら、検問所の設置等を行い、遺留財産の保護、その他犯罪の予防に努める。

第9章 交通応急対策計画

各種災害時における道路の混乱防止、消防、避難、救助、救護等の迅速な応急対策活動を図るための計画は、次のとおりである。

第1節 実施責任者

町及び北海道公安委員会（北海道警察北見方面本部）が協力して災害時における交通応急対策に当たる。

第2節 交通応急対策の実施

1 町

- (1) 町が管理している道路で災害が発生した場合、町は道路の警戒に努める。
- (2) 交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限する。
- (3) 迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。
- (4) 国道・道道に関してもその管理機関との連絡を密にし交通の確保と危険防止に努める。
- (5) 町が管理している緊急通行用車両のガソリン等の確保に努める。
- (6) 道路、橋梁等の被害状況及び危険箇所を速やかに把握し関係機関に連絡する。
- (7) 道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。

2 網走警察署

- (1) 北海道警察による通行の禁止及び制限

網走警察署長は、その管轄区域内の道路について、災害による道路の決壊等危険な状態が発生し、また、その状況により必要があると認めるときは、道路交通法第5条第1項の規定に基づき、歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限する。

- (2) 緊急措置による通行の禁止及び制限

警察官は、災害発生時において、緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき一時的に歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限する。

- (3) 緊急輸送の確保が必要な場合

網走警察署長は、災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、基本法第76条の規定に基づき区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

ア 理由の通知

緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

イ 標章の掲示

車両の使用者の申し出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行い、「緊急通行車両確認証明書」（基本法施行規則別記様式第4）及び「標章」（同規則別記様式第3）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

資料編 5-24 緊急通行車両確認証明書（基本法施行規則別記様式第4）参照

資料編 5-25 「標章」（同規則別記様式第3）参照

3 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官

災害派遣を命じられた自衛官は、警察官がその場にはない場合に限り、通行禁止区域等において、基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。

ア 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施する。

イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去を命ずる。

ウ 現場の被災工作物等の除去等を実施する。

4 消防吏員

消防吏員は、警察官がその場にはない場合に限り、通行禁止区域等において、基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。

(1) 消防職員・消防団員は、警察官がその場にはない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められたときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

(2) 消防職員・消防団員は、前号の措置を命じられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

5 東京航空局女満別空港出張所

(1) 空港施設及び保安施設の損壊等により航空機の運航に危険がある場合には、必要に応じ空港の使用を禁止又は制限するほか、飛行経路等を指定する。

(2) 緊急輸送に従事する航空機の運航を優先する。

6 道路管理者

道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

7 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察北見方面本部）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況を把握する。

- ア 損壊し、又は通行不能となった道路名及び区間
- イ 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- ウ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察北見方面本部）は、次の方法により交通規制を実施する。

- ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- イ 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察北見方面本部）が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。

8 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めたときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(1) 通知

北海道公安委員会（北海道警察北見方面本部）は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後直ちに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続

ア 知事（オホーツク総合振興局長）又は北海道公安委員会（北海道警察北見方面本部）は、車両の使用者等の申出により、当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行う。

イ 確認場所

緊急通行車両の確認は、北海道（オホーツク総合振興局）又は北海道警察北見方面本部網走警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標証の交付

緊急通行車両であると確認したものは、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標証を掲示させる。

エ 緊急通行車両

(ア) 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で、次の事項を行うものとする。

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項

- c 被災者の救難、救助その他の保護に関する事項
- d 災害を受けた児童・生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生への防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること

(3) 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会（網走警察署長）は、業務の性質上、町民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められた車両は、緊急通行車両の運行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

ア 確認手続

(ア) 北海道公安委員会（網走警察署長）は、車両の使用者等の申出により、当該車両が規制対象除外車両であることの確認を行う。

(イ) 確認場所

規制対象除外車両の確認は、北海道警察北見方面本部、網走警察署及び交通検問所で行う。

(ウ) 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものは、各車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

イ 規制対象除外車両等

(ア) 傷病者の救護又は医師が緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

(イ) 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

(ウ) 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

(エ) 次に掲げる車両のうち、規制対象除外車両として標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中の車両

a 道路維持作業用自動車

b 通学通園バス

c 郵便物の集配のため使用する車両

d 電報の配達のため使用する車両

e 廃棄物の収集に使用する車両

f その他公益上又は社会生活上特に通行させる必要があると認められる車両

第3節 緊急輸送道路ネットワーク計画

災害発生時においては、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要となる。その際には、それらの道路について耐震性が確保されているとともに、ネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路株式会社北海道支社等の道路管理者と、北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路（以下「緊急輸送道路」という。）を定めている。また、同協議会は、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。各道路管理者は、本計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進する。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は以下のとおりとする。

1 計画内容

(1) 対象地域

北海道全域

(2) 対象道路

既設道路及びおおむね平成22年度までに供用した道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路を含めている。

2 緊急輸送道路の区分

緊急輸送道路は既設道路及びおおむね五箇年以内に供用予定の道路を対象とし、災害発生後の利用特性により、以下のとおり区分する。（資料編5-26）

(1) 第1次緊急輸送道路

道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

(2) 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路

(3) 第3次緊急輸送道路

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

第10章 輸送計画

災害応急対策、復旧対策等に万全を期するため、町民の避難、災害応急支援要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速、確実にを行うための計画は、次のとおりである。

第1節 実施責任者

災害時輸送は、災害応急対策は町が行う。

第2節 輸送の方法

災害時の輸送は、災害応急対策実施機関が保有する車両、船艇、航空機等を使用し、実施する。また、輸送の方法は、災害の程度、輸送物資等の種類・数量・緊急度及び現地の交通施設等の状況を勘案して最も適切な方法により行う。

1 道路輸送

第一次的には、自己機関の所有する車両等を使用し、不足の場合は他の機関に応援を要請し、又は民間の車両の借上げを行う。

2 鉄道輸送

道路輸送が不可能な場合等鉄道輸送が適切なときは、町長は、北海道旅客鉄道株式会社（網走駅）に輸送を要請する。

3 航空輸送

地上輸送が不可能な事態のとき、又は、救急患者輸送及び山間へき地等で緊急輸送が必要なときは、知事に消防防災ヘリコプター又は自衛隊ヘリコプター等の出動を要請する。

(1) ヘリコプター発着場所

本町におけるヘリコプターの離着陸可能地（道総務部危機対策局危機対策課防災航空室で選定した場所）は、資料編 4-11 のとおりである。

(2) 物資投下指定地点

避難場所として指定する各小、中学校及び道立高校の校庭とし、その都度定める。

4 湖上輸送

湖上輸送の必要が生じたときは、関係機関の協力及び船舶の借上げによって行う。

5 人力輸送等

車両による輸送が困難なときは人力輸送を行い、また、積雪時には雪上車による輸送を行う。

第3節 輸送の範囲

- 1 被災者を避難させるための輸送
- 2 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- 3 被災者救出のために必要な人員、資機材等の輸送
- 4 給水のための輸送及び給水に必要な人員、資機材等の輸送

- 5 救援物資等の輸送
- 6 その他本部が行う輸送

第4節 輸送状況の記録

輸送を実施した場合は、輸送記録簿（資料編 5-27）により記録する。

第 11 章 食料供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者に対する、主要食料及び副食等の供給並びに炊出し等に関する計画は、次のとおりである。

第 1 節 実施責任者

食料等の供給の実施責任者は、町長とする。

救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第 30 条第 1 項の規定により委任された場合は町長が行う。

第 2 節 供給対象者

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、被災者、救助作業従事者、災害の防止及び応急復旧作業に従事する者に対して給食を必要とする場合に行う。

第 3 節 食料の調達

1 調達方針

災害時に備えて食料を備蓄するほか、あらかじめ食料関係機関及び保有事業者等に食料調達に関する協力を求める等、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努める。

2 調達方法

(1) 米 穀

ア 知事への要請

被災者等に対して応急配給が必要と認められるときは、町の備蓄品を供給し、又は町内の業者から調達するが、町内で調達できないときは、近隣の販売業者から調達するものとし、それでも必要数量を確保できないときは、オホーツク総合振興局長を通じて知事に要請する。

イ 食料の受領

救助法が適用された場合、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」（平成 19 総食第 1369 号）の定めにより、手続きを行い、知事の指示に基づいて政府米販売等業務の受託事業者から食料を受領し、被災者等に配給する。

(2) 副食、調味料

缶詰、インスタント食品等の副食及び調味料は、必要に応じて町内の業者から調達する。

また、町内で調達できない場合は、近隣の販売業者から調達するものとし、それでも必要数量を確保できないときは、オホーツク総合振興局長を通じて知事に要請する。

(3) 乳幼児の食料

乳幼児の食料となる粉ミルク等は、必要に応じて町内の業者から調達する。

(4) 緊急調達計画

災害時に速やかに対応できるよう、事前に町内業者と協議し、調達先を定めておくとともに、調達可能な数量を把握しておく。

第4節 炊出し計画

1 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者に対する炊出しは、町長が行うが、必要に応じて各団体の協力を求めて行う。

2 炊出し協力団体

日本赤十字奉仕団、女性団体連絡協議会、農業協同組合女性部、商工会女性部等の団体に協力を依頼する。

3 炊出し施設

町教育委員会が管理する学校給食センターのほか、給食設備を有する施設で行う。

(1) 施設名 女満別学校給食センター

所在地 女満別夕陽台1丁目1番1号

電話番号 74-3603

(2) 施設名 東藻琴学校給食センター

所在地 東藻琴379番地の32

電話番号 66-2063

(3) 施設名 女満別研修会館

所在地 女満別西3条3丁目1番4号

電話番号 74-2483

(4) 施設名 メルヘンカルチャーセンター

所在地 女満別昭和96番地の1

電話番号 75-6160

(5) 施設名 東藻琴農業振興センター

所在地 東藻琴87番地の5

電話番号 66-2255

(6) 施設名 東藻琴農村環境改善センター

所在地 東藻琴360番地の1

電話番号 66-3547

4 業者からの購入

町において炊出しが困難な場合、必要量を満たし得ない場合又は配給量が小規模な場合は、弁当等を業者から購入し配給する。

第5節 食料の配給

食料の配給は以下の事項を考慮して実施する。

- 1 被災者に対する食料は、原則として避難所において配給する。
- 2 食料を必要とする自宅残留者等は、最寄りの避難所において配給する。
- 3 食料の配給は、自治会、自主防災組織等の協力により公平かつ円滑に実施する。

第6節 個人備蓄の推進

防災週間や防災関連行事等を通じ、町民に対し、3日分の食料の備蓄に努めるよう広報する。

第12章 給水計画

災害により給水施設が被災したとき、又は飲料水が枯渇あるいは汚染して飲料水の供給が不可能となったとき、町民に必要な最小限の飲料水の供給及び給水施設の応急復旧を図るために必要な事項に関する計画は、次のとおりである。

第1節 実施責任者

給水計画の実施は町長が行い、救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が行う。

町は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、町民の生活用水及び医療機関並びに応急救護所の医療用水を確保するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

第2節 給水施設の復旧

災害により給水施設が被災したときの復旧は、町民に必要な飲料水の確保、避難所、医療施設、消火栓等の緊急を要するものを優先的に行う。

第3節 給水の実施

1 個人備蓄の推進

町民に対し、飲料水及び生活用水を災害発生後3日分は、個人において備蓄しておくよう啓発する。

2 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、浄水場、配水池の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、湧水等の水）等をろ過、滅菌して供給する。

3 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、給水人口に応じ給水車、散水車及びろ水器等を所有機関から調達して、給水に当たる。

第4節 給水の方法

1 輸送による給水

近隣市町村から補給可能な場合は、給水車（散水車、消防タンク車等）により町内被災地区へ輸送し、町民に給水する。この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

2 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資機材を用いてこれを浄化し、飲料水として町民に供給する。

3 家庭用井戸等による給水

町内の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めるときは、所有者の協力を得て、その付近の町民に飲料水として供給する。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

第5節 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はそれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

第6節 広報活動

給水の実施に当たっては、給水時間、給水場所、給水方法等の周知を図る。

第7節 給水資機材

資料編 5-28 給水資機材参照のこと。

第13章 上下水道施設対策計画

各種災害時における、上下水道施設に関する事項及び応急復旧対策についての計画は、次のとおりである。

第1節 実施責任者

上下水道施設の応急復旧対策は、建設班が行う。

第2節 上水道施設の応急措置

町は、被災した上水道施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定め、災害発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、速やかに応急復旧に努める。

- 1 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定
- 2 要員及び資機材の確保等復旧体制の確立
- 3 被害状況により他市町村等へ支援の要請

第3節 下水道施設の応急措置

町は、被災した下水道施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定め、災害発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、速やかに応急復旧に努める。

- 1 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定
- 2 要員及び資機材の確保等復旧体制の確立
- 3 被害状況により他市町村等へ支援の要請
- 4 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等による、排水機能回復

第4節 広報活動

町は、災害により上下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第14章 衣料、生活必需物資供給計画

被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の迅速、確実な供給を行うための計画は、次のとおりである。

第1節 実施責任者

町長は、被災者に対して被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を実施する。

なお、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、災害救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

第2節 物資供給の範囲

被災者の生活を確保するため、町長が実施する物資供給の範囲は、次のとおりとする。

- 1 寝具
- 2 外衣
- 3 肌着
- 4 身の回り品
- 5 炊事道具
- 6 食器
- 7 日用品
- 8 光熱材料

第3節 実施の方法

- 1 災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与する。
- 2 社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。
 - (1) 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。
 - (2) 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

第4節 生活必需物資の確保

- 1 第2節で掲げる物資の供給に必要な数量の確保を図るものとし、関係する業者に対し協力を要請し、又はあつせんを求める。
- 2 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておくなど、迅速に調達できる方法をとる。
- 3 物資供給に必要な数量の確保ができない場合、知事に生活必需品の確保のための協力要請又はあつせん依頼を行う。

第5節 救助法が適用されない場合

救助法が適用されない場合でも、町は特に必要があると認めるときは災害の実態に応じて救助法が適用された場合の基準に従って、り災者に対し生活必需品物資の給与、又は貸与を行う。

1 給（貸）与の対象者

物資の給（貸）与の対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 災害により住家が全壊・全焼・流出・半焼・半壊又は床上浸水の被害を受けた者
- (2) 被服・寝具・その他生活必需物資がないため日常生活を営むことが困難な者
- (3) 被服・寝具・その他生活に必要な最小限度の家財を喪失した者

第15章 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の円滑な供給を図るための計画は、次のとおりである。

第1節 実施責任者

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給は、町、道及び関係機関の協力体制のもとで実施する。

第2節 対策内容

1 町

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関又は福祉施設における暖房用燃料の確保に努める。

- (1) 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握する。
- (2) 地域内において、調達が不能になったときは、道に協力を求める。
- (3) 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定める。
- (4) LPGは、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

2 北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行う。

また、町等の要請に備え、北海道石油協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

第16章 医療救護計画

災害のため医療機関の機能が停止し、又は著しく不足し、あるいは混乱したため被災地の町民が医療の途を失った場合における応急医療又は助産の実施に関する計画は、次のとおりである。

第1節 実施責任者

実施責任者は町長とする。なお救助法が適用された場合は、町長が知事の委任を受けて実施する。又は、知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

第2節 医療及び助産救護活動の対象者

1 対象者

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- (2) 災害発生の日前後1週間以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者

2 対象者の把握

対象者は、所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し町長に報告する。報告を受けた町長は、直ちに救護に関し、医師・助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等に必要な措置を講ずるよう関係部、班に指示する。

第3節 応急救護所の設置

応急救護所は、町内医療機関を原則とするが、災害の状況により公共施設等を使用することとし、町長は直ちに保健師及び救護所連絡員を派遣させるとともに、情報の収集、関係機関との連絡調整を図る。

第4節 出動要請

町長は、災害の規模等により、応急医療の必要があるときは、美幌医師会長、日本赤十字社北海道支部大空分区長に対し、出動要請を行う。

なお、要請する場合には、次の項目を通知する。

- 1 災害発生の日時、場所
- 2 原因及び患者の状況
- 3 出動の時期及び場所
- 4 出動を要請する人員及び資機材
- 5 その他必要な事項

第5節 医療及び助産救護活動の実施

1 医療班の編成

- (1) 日本赤十字社北海道支部大空分区長は、町長の要請に基づき、日本赤十字社救護規則による現地医療班（総合病院北見赤十字病院）をもって応急医療に当たる。
- (2) 美幌医師会長は、町長の要請に基づき医療班を編成し、応急医療に当たる。

2 医薬品等の確保

医療、助産に必要な医薬品、衛生材料及び医療資機材の医療班常備以外の確保は、原則として町内の薬局等から調達するが、災害の状況等により町内で確保できない場合は、知事及び他市町村に調達を要請する。

3 関係機関の応援

町長は、災害規模等必要に応じ、知事に対し、医療班（DMAT（災害派遣医療チーム）を含む。）の支援を要請する。

第6節 輸送体制の確保

1 医療班及び災害派遣医療チーム（DMAT）

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段は、それぞれの機関等で行うが、道路の損壊等により移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、ヘリコプター活用計画に基づき、関係機関に要請する。

2 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として網走地区消防組合が実施する。
ただし、消防機関の救急車両が確保できないときは、町、道又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊等により搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、ヘリコプター活用計画に基づき、関係機関に要請する。

第7節 町内における医療機関の現状

医療機関の現状は、資料編5-29のとおりである。

第17章 防疫計画

各種災害時における、感染予防や家畜等の対処を考慮した防疫計画は、次のとおりである。

第1節 実施責任者

町長は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、道及び関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

第2節 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、防疫班を編成する。

- (1) 防疫班はねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等を実施する。
- (2) 防疫班は、おおむね3名程度をもって編成する。

第3節 防疫の種別及び方法

1 消毒活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項及び第29条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、同法施行規則第14条及び第16条の規定に基づき必要な薬剤を確保し、速やかにこれを実施する。

- (1) 浸水家屋、下水その他の場所の消毒を被災後直ちにクレゾール又は石灰等により実施する。
- (2) 避難所その他の場所の消毒を1日1回以上、クレゾールを用いて実施する。
- (3) 井戸の消毒を実施する。

井戸の消毒は、その水1m³当たり20ccの次亜塩素酸ソーダ溶液(10%)を投入し、十分攪拌した後2時間以上放置する。

なお、水害等で汚水が直接入ったような場合、又は病毒に汚染されたおそれが強いときは消毒のうえ、井戸替えを施さないと使用させない。

- (4) ねずみ族、昆虫等の駆除について、速やかにこれを実施する。

2 被災世帯における家屋等の消毒

- (1) 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール、クローラ石灰等の消毒剤を配布して、床、壁の洗浄、便所の消毒、手洗設備の設置、汚染度の強い野菜の投棄等、衛生上の指導を実施する。
- (2) 家屋内の汚染箇所の洗浄、手洗水、便所の消毒は、クレゾール石鹼液3%水溶液にて実施する。

3 臨時予防接種

被災地の感染症発生を予防するため必要があるときは、知事の指示を受け予防接種を実施する。

4 避難所の防疫指導

避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施する。

(1) 検病調査等

避難者に対しては、検病調査を実施し、調査の結果必要がある場合は、オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室に連絡する。

(2) 消毒

避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導するとともに、必要があるときはクレゾール等による消毒を行い、便所、炊事場、洗濯場等を消毒するほか、クレゾール石鹼液、逆性石鹼液を適当な場所に配置し、手洗いの励行等について十分に指導を徹底する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従させる。また、配膳等の衛生保持及び残廃物、厨芥等の衛生的処理についても十分に指導を徹底する。

(4) 飲料水等の管理

飲料水は、水質検査を実施するとともに、消毒を行う。

5 家畜、畜舎の防疫

被災地における家畜は、畜舎、堆肥場等から発生する病原菌により汚染され、感染症が集団的に発生するおそれがあるので、危険地区、準危険地区及び一般地区に区分して消毒を実施する。

第4節 防疫用資機材の調達

災害時において、町が所有する防疫用資機材に不足をきたした場合は、オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室及び他市町村より調達する。

第5節 患者等に対する措置

感染症法に規定する一類から三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、知事が感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施する。

1 町の措置

感染症患者が発生し、又は保菌者が発生したときは、オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室と協議し、速やかに隔離収容の措置を講ずる。

2 収容場所

隔離病舎に収容することが困難な場合は、オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室と協議し適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。

第18章 廃棄物等処理計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の実施に関する計画は、次のとおりである。ただし、住居又はその周辺に運ばれた土石、木材等の除去は、障害物除去計画による。

第1節 実施責任者

1 ごみ及びし尿の処理

被災地における清掃は、町が実施する。

2 死亡獣畜の処理

(1) 死亡獣畜の処理に当たっての指示

死亡獣畜の処理は、所有者がオホーツク総合振興局又はオホーツク総合振興局保健環境部保健行政室の指示に基づき実施する。

(2) 所有者が判明しないとき又は所有者で処理が困難な場合

所有者が判明しないとき又は所有者で処理することが困難なときは、町長が実施する。

第2節 廃棄物等の処理方法

実施責任者は、次の定めにより、廃棄物等の処理業務を実施する。

1 ごみの収集、処理の方法

(1) 収集

被災地の町民に協力を要請し、台所の生ごみ類を優先的に収集し、感染症の源となる汚物から順に収集する。一般的なごみは、その後に収集する。また、災害の状況により本町の清掃能力では完全に収集することが困難な場合は、民間車両の出動を要請し、被災地のごみの収集に万全を期する。

(2) 処理

町の廃棄物処理場を使用し、災害の状況により埋立て、又は処理場付近に一時貯蔵し、後日処理場で処分する。

2 し尿の収集、処理の方法

(1) 収集

被災地の完全収集に当たるが、災害の状況により収集能力が及ばない場合は一時的に便槽内量の20～30%程度の収集を全戸に実施し、各戸のトイレの使用を早急に可能にする。

(2) 処理

「網走市二見ヶ岡クリーンセンター」を使用し、完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は一時貯留し、後日処理施設で処理する。

(3) 仮設トイレの設置

トイレ、浄化槽等に被害を受け、水洗トイレが使用できない世帯がある場合は、状況に応じて野外に仮設公共トイレを設置する。

3 死亡獣畜等の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において行う。ただし、運搬することが困難な場合は、オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室の指導を受け、次により処理することができる。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。
- (2) 移動できないものは、オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室の指導を受け臨機の処置を講ずる。
- (3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあつては、1 m以上覆土する。

ごみ処理施設

名 称	一般廃棄物最終処分場
所 在 地	女満別住吉 680 番地の 1
処理能力 (破砕)	4.2 t / 5 h
埋 立 容 量	34,900 m ²

名 称	一般廃棄物焼却処理施設
所 在 地	東藻琴780番地の2
処 理 能 力	6 t / 18 h

第 19 章 飼養動物対策計画

災害時における被災地の飼養動物の取扱いに関する計画は、次のとおりである。

第 1 節 実施責任者

町は、被災地における逸走犬等の管理を行う。

第 2 節 飼養動物の取扱い

1 動物の健康及び安全保持

動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年条例第 3 号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。

2 動物の避難

災害発生時における動物の避難は、条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。

3 逸走犬等の収容

災害発生時において、関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲・収容をする等適切な処置を講ずるとともに、町民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

第20章 文教対策計画

学校施設の被災により、児童・生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策計画は、次のとおりである。

第1節 実施責任者

町立小、中学校（幼稚園を含む。）における応急教育及び町立文教施設の応急復旧対策は、町教育委員会が行い、道立高校は、北海道教育委員会が行う。

なお、救助法を適用した場合の児童・生徒に対する教科書、文房具等の給与は、知事が行い町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等の体制を整備する。

(2) 児童・生徒等の安全確保

ア 在校(園)中の安全確保

在校(園)中の児童・生徒等の安全を確保するため、児童・生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童・生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童・生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童・生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 町・北海道

救助法を適用した場合の児童・生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が知事の委任により実施する。

第2節 応急対象実施計画

1 被害状況等の把握

応急対策計画策定のため、次の事項について被害状況を速やかに把握し、本部との連絡を密にする。

- (1) 学校施設の被害状況
- (2) その他の教育施設の被害状況
- (3) 教職員の被災状況
- (4) 児童・生徒の被災状況
- (5) 応急措置を必要と認める事項

2 応急教育施設の確保及び予定場所

被害の程度	応急教育実施の予定場所
校舎の一部が使用できない場合	特別教室、屋内体育館、講堂等使用できる施設を利用する。
校舎の全部又は大部分が使用できない場合	(1) コミュニティセンター等公共施設を利用する。 (2) 隣接学校の校舎を利用する。
特定の地域が全体的に相当大きな被害を受けた場合	(1) 町民の避難先の最寄りの学校、無災害の最寄りの学校、公共施設を利用する。 (2) 応急仮校舎を建設する。

3 教育の要領

(1) 授業の確保

災害状況に応じた特別教育計画をたて、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下防止に努める。

(2) 特別教育計画による授業の実施

特別教育計画による授業の実施に当たっては、以下の点に留意する。

ア 児童・生徒の過度の負担に配慮

教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童・生徒の過度の負担にならないようにする。

イ 児童・生徒の保健等に留意

教育活動の場所が寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童・生徒の保健等に留意する。

ウ 通学の安全に配慮

通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、町民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)

エ 避難収容所に充てられた場合の授業への支障に配慮

学校が避難所に充てられた場合には、児童・生徒の管理に注意し、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。

オ 児童・生徒の心理的な障がい配慮

教育活動の実施に当たっては、被災によって児童・生徒に生じやすい心理的な障がいに十分配慮する。

(3) 災害復旧

災害復旧は、教育活動に支障のない限り可能な協力をする。

4 教職員の確保

被災学校の教職員は、学校長の指示により授業を実施する。学校長は当該被災学校の教職員のみでの実施が困難と認めるときは、オホーツク教育局と連絡を密にして、近隣学校の教職員を動員配置し、教育に支障をきたさないようにする。

5 授業料等の減免、修学・育英制度の活用援助

高等学校等の生徒が被害を受けた場合は、道又は町教育委員会は必要に応じ、以下の措置を講ずる。

- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- (2) 保護者又は本人の申請に基づく学資金の貸付
- (3) 日本育英会に対する育英資金貸与特別枠の申請

6 学校給食等の措置

(1) 給食の継続

給食施設・設備が被災したときは応急修理を行い、できるかぎり給食の継続を図る。

(2) 物資の応急調達

給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、及び牛乳について、関係機関と連絡のうえ、直ちに緊急配送を受け、その他の物資は応急調達に努める。

(3) 衛生管理には特に留意し、食中毒等の事故防止に努める。

7 衛生管理対策

学校が被災者収容施設として使用される場合は、以下の点に留意をして保健管理をする。

(1) 水飲み場、便所

校舎内、特に水飲み場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期する。

(2) 収容場所との隔絶

校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶する。

(3) 清掃及び消毒

収容施設として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行う。

(4) 児童・生徒の健康診断

必要に応じて児童・生徒の健康診断を実施する。

8 学用品の給与

(1) 学用品給与の対象

住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を失い、又は損傷し、就学に支障のある児童・生徒に対し、支給する。

(2) 学用品の品目

教科書、教材、文房具及び通学用品とする。

(3) 学用品の給与状況記録

学用品を給与したときは、学用品給与状況記録簿（資料編 5-30）に記録する。

9 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例による文化財及び町の文化資料は、教育委員会においてその保全、保護に当たる。

第21章 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理に関する計画は、次のとおりである。

第1節 実施責任者

実施責任者は町長とする。救助法が適用されたときは、知事が行い町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行う。

第2節 実施の方法

1 公共施設等の利用

住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、必要に応じ、公共施設等を利用する。

2 公営住宅等のあっせん

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

3 応急仮設住宅建設

災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、次の基準により、必要に応じ応急仮設住宅を建設する。

(1) 入居対象者

- ア 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家のない者であって、生活保護法の被保護者及び要保護者等自らの資力で住宅を確保できない者
- イ 応急仮設住宅の入居者は、高齢者、障がい者等災害時要援護者を優先

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は、町が行う。

(3) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模

応急仮設住宅の標準規模は、一戸（室）につき29.7㎡を基準とする。

構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6連戸以下の連続建て、若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間

応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3ヶ月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅は、さらに期間を延長することができる。

ウ 費用

費用は、救助法及び関係法令の定めるところとする。

(4) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

4 住宅の応急修理

災害のため住家が半壊又は半焼した被災者の一時的な居住の安定を図るため、必要に応じ、住宅の応急修理を行う。

(1) 応急修理対象者

ア 住家が半壊又は半焼し、日常生活を営むことが困難な者であって、自らの資力で応急修理ができない者

イ 応急修理は、高齢者、障がい者等災害時要援護者を優先

(2) 修理の範囲と費用

ア 応急修理

応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用

費用は、救助法及び関係法令の定めるところとする。

第3節 建築資材の確保

町長は、建築資材等の調達先を別に定めておく。なお、建築資材等の調達が困難な場合、道及び関係機関にあっせん等を依頼する。

第4節 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化などの状況を熟慮し、町外への避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、次に従って協議を進める。

(1) 道内の市町村への受け入れについては、町が当該市町村と直接協議を行う

(2) 道外の市町村へお受け入れについては、当該地の都道府県との協議を求める

また、町は他市町村から被害者を受け入れることが出来るよう施設等をあらかじめ定めるなどの対応に努める。

第22章 被災宅地安全対策計画

災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合の、被災宅地の安全対策に関する計画は、次のとおりである。

第1節 実施責任者

町は、道及び関係機関と密接に連携のもと、被災宅地の安全対策を講ずる。

第2節 危険度判定の実施

町は道との連携を図り、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）による被災宅地危険度判定を実施し、被害状況の迅速かつ的確な把握と二次災害の発生を防止・軽減し、住民の安全を図る。

1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

2 判定の結果の表示及び周知

被災宅地危険度判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：青色）を当該宅地の所有者・居住者だけでなく、第三者にも容易に分かるように宅地等の見やすい場所に表示する。

3 判定士の業務

(1) 判定の基準

「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに判定する。

(2) 判定の区分

宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。

(3) 判定の表示

判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

■ 判定の内容

危険	建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高く、使用及び立入りができない場合
要注意	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入りが可能な場合
調査済	建築物の損傷が少ない場合

■ ステッカーの表示方法

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する。
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する。

4 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であり、余震等で被害が進んだ場合又は適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

5 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

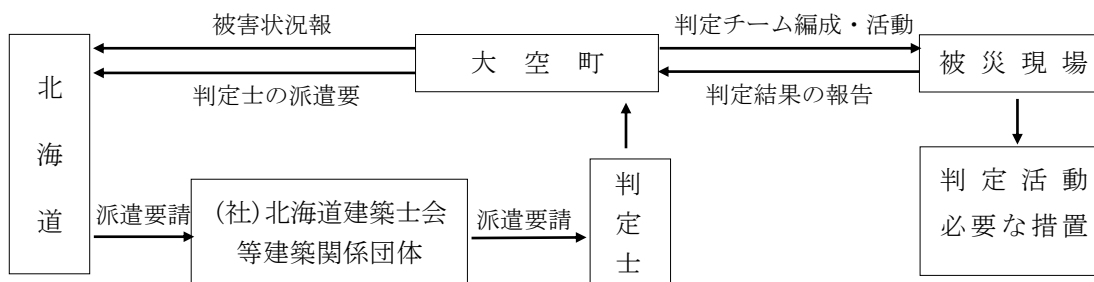
- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の策定
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに町民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第3節 平常時の備え

町及び道は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次の事項に努める。

- (1) 相互支援体制を充実し、連絡体制を整備
- (2) 危険度判定に使用する資機材を備蓄

■ 判定活動体制



第23章 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画

行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理に関する計画は、次のとおりである。

第1節 実施責任者

実施責任者は町長とする。

また、救助法が適用されたときは、町長が知事の委任により行うが、遺体の処理のうち洗浄等の処置及び検案は、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

第2節 実施の方法

1 行方不明者の捜索

(1) 捜索の対象

捜索の対象は、災害により現に行方不明の状態にある者とする。

(2) 捜索の実施

町長は、捜索に当たり、警察官、消防機関等の協力を得て実施し、被災状況によっては、各種機関・団体及び町民に対しても応援を依頼する。

ア 応援要請等

本町において被災し、町のみでは捜索の実施が困難であり、他市町村の応援を要するとき、又は他市町村に移動していると考えられるときは、遺体漂着が予想される市町村等に対し、捜索の応援を依頼する。

応援要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(ア) 行方不明者数、氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等

(イ) 応援に要する機械器具

イ 自衛隊派遣要請

行方不明者の捜索のための自衛隊派遣要請は、第5部第29章「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

2 遺体の収容処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者とする。

(2) 処理の範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存（町）

ウ 検案（道）

エ 遺体見分（警察官）

(3) 処理の実施

遺体の収容・処理は、福祉班が必要に応じ医師等の協力を求めて実施する。

(4) 遺体の発見

遺体を発見したときは、速やかに警察官の検視及び医師の検案を受け、次により処理する。

ア 遺体の引き渡し

身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。

イ 記録及び所持品の保管

身元確認が困難な場合、又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒及び一時保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品を保管する。

(5) 遺体の収容

遺体を安置所に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を遺体処理台帳に記録する。

なお、遺体の収容は、町内の寺院、公共建物等遺体の収容に適切な場所を選定するが、適切な建物等がない場合は、天幕等を設置して遺体の収容所とする。

資料 5-31 遺体処理台帳参照

3 遺体の埋葬

災害の際に死亡した者で、町長が必要と認めた場合は、共同墓地に応急的な埋葬を行う。遺体の埋葬に当たっては、次の点に留意する。

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で、その遺族が災害のため埋葬を行うことが困難な場合、又は遺族のいない場合とする。

(2) 埋葬の方法

ア 棺、骨つぼ等の現物給付

町長は、遺体を火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。

イ 身元不明の遺体

身元不明の遺体は警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。また、埋葬に当たっては火葬にする。

ウ 町が埋葬実施できないとき

埋葬の実施が町において実施できないときは、関係機関の協力を得て行う。

エ 事故死等による遺体

事故死等による遺体は、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

オ 被災地以外に漂着した遺体で身元不明のもの

被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人取扱いとする。

(3) 埋葬の実施

遺体の埋葬は、必要に応じ医師等の協力を求めて実施する。

(4) 埋葬台帳への記録

埋葬を行ったときは、埋葬台帳により記録する。

資料 5-32 埋葬台帳参照

第24章 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の保護を図るための計画は、次のとおりである。

第1節 実施責任者

1 障害物の除去の実施者

障害物の除去は町長が行う。救助法が適用された場合は、知事が行い町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

2 道路、河川その他公共施設の障害物の除去

道路、河川その他公共施設に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者が行う。

3 鉄道等の障害物の除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法令により当該施設の所有者が行う。

第2節 障害物除去の対象

災害によって道路・住宅又はその周辺に運ばれた土砂・樹木等の障害物の除去は、町民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行う。その概要は次のとおりとする。

- (1) 町民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3節 障害物の除去の方法

町は自治会・町民・消防機関の協力を得て必要な機械器具を利用し、実施する。

1 速やかな障害物の除去

実施責任者は、自らの応急対策機器を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物を除去する。

2 応急的な除去

障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限定する。

第4節 除去した障害物の集積場所

それぞれの実施機関において、付近の遊休地又はグラウンドを利用して集積する。

第5節 放置車両の除去

町及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるとき、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両の移動等の措置をとる。

資料 5-33 障害物除去状況調書参照

第25章 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の応急土木対策に関する計画は、次のとおりである。

第1節 実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者に替わる者により実施する。

第2節 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次のとおりである。

1 応急措置の準備

(1) 調査

所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定める。

(2) 施設の巡回監視

災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策に万全を期する。

2 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずる。また、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、当該施設が災害を受け他の施設に重大な影響を与える場合、又は町民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施する。また町は、道、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

3 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により前記(1)(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施する。

第26章 応急飼料計画

各種災害時における家畜飼料の応急対策に関する計画は、次のとおりである。

第1節 実施責任者

実施責任者は町長とする。

第2節 実施の方法

被災農家が家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子について、次の事項を明らかにする文書をもって、オホーツク総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請する。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量（再播用種子は、種類、品質、数量）
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法（預託、附添等）
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

第27章 労務供給計画

災害時における応急対策のための労務供給に関する計画は、次のとおりである。

第1節 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体への協議依頼は、町長が行う。

第2節 民間団体への協力依頼

1 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合は、まず自治会の動員及び被災地区以外の町民の協力を得て、次に日本赤十字奉仕団を動員し、特に必要な場合に作業従事者を雇用する。

2 動員の要請

本部の各班において自治会等の労力を必要とするときは、次の事項を示し、総務班を通じて要請する。

- (1) 動員を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 作業場所
- (4) 就労予定期間
- (5) 職種別所要人員数
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

3 自治会等の要請先及び活動

自治会等の活動内容は、次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- (1) 避難所に収容された被災者の世話
- (2) 被災者への炊出し
- (3) 救援物資の整理、配送及び支給
- (4) 被災者への飲料水の供給
- (5) 被災者への医療、助産の協力
- (6) 避難所の清掃
- (7) 町の依頼による被害者状況調査
- (8) その他災害応急措置の応援

第3節 作業従事者の雇用及び作業範囲

活動要員数が不足し、又は特殊作業従事者が必要なときは、作業従事者を雇用する。

1 作業の種類

- (1) 被災者の避難誘導、支援等
- (2) 医療、助産のための移送
- (3) 被災者救出のための機械器具、資材の運搬、操作
- (4) 飲料水の供給のための運搬、操作、浄水用薬品の配布
- (5) 救援物資の支給
- (6) 行方不明者の捜索及び遺体の処理
- (7) 土木作業、清掃作業
- (8) その他災害応急対策等に必要な作業

2 公共職業安定所への要請

町において作業従事者の雇用ができないときは、次の事項を明らかにして公共職業安定所長に求人の申し込みをする。

- (1) 職種別及び性別所要人数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要な事項

3 雇用費用

労務者に対する雇用費用は、その求人を行ったものが負担する。賃金の基準は、非常時における民間の雇用賃金に災害時の事情を勘案して定める。ただし、救助法が適用された場合は救助法の規定に準ずる。

4 作業従事者雇用の記録

作業従事者を雇用した場合は、次の作業従事者雇用台帳(資料編 5-36)により記録する。

第28章 ヘリコプター等活用計画

各種災害時におけるヘリコプター等活用に関する計画は、次のとおりである。

第1節 実施責任者

災害応急対策に必要なヘリコプター等活用は、町長が行う。

第2節 基本方針

町内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動を行うため、ヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施する。

第3節 ヘリコプター等の活動内容

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査等の情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

3 火災防御活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第4節 町の対応等

1 緊急運航の要請

町長は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」（資料編 5-37）に基づき知事に対し要請する。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力等では災害応急対応策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 要請方法

知事に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（資料編 5-38）を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

3 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・ TEL : 782-3233 ・ FAX : 782-3234
- ・ 総合行政情報ネットワーク電話 : 6-210-39-897、898

4 報告

町長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（資料編 5-39）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告する。

5 緊急患者の緊急搬送手続等

(1) 応援要請

町長は、知事に対して救急患者の救急輸送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領（資料編 5-40）に基づいて実施する。

(2) 救急患者の緊急搬送手続

ア 消防防災ヘリコプターの出動要請

町長は、医療機関等から救急患者の救急輸送のために消防防災ヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後オホーツク総合振興局及び網走警察署にその旨を連絡する。

イ 救急患者の緊急搬送情報伝達票の提出

消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（資料編 5-41）を提出する。

ウ 安全対策と救急車等の手配

町長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行う。

エ 依頼医療機関等への連絡

町長は、知事から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡する。

6 受入体制等の確保

町長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

(2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずる。

7 ヘリコプターの離着陸可能地

本町におけるヘリコプターの離着陸可能地は、資料編 4-11 のとおりである。

第29章 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

災害に際し、人命又は財産の保護のため自衛隊（指定部隊等の長）の災害派遣要請に関する計画は、次のとおりである。

第1節 実施責任者

自衛隊派遣要請は、町長又は知事が行う。なお、非常時は自衛隊の判断により部隊が派遣される場合がある。

第2節 災害派遣要請

1 災害派遣要請基準

- (1) 被害状況の把握のために応援を必要とするとき
- (2) 避難の援助のために応援を必要とするとき
- (3) 遭難者の捜索活動のために応援を必要とするとき
- (4) 水防活動のために応援を必要とするとき
- (5) 消防活動のために応援を必要とするとき
- (6) 応急医療、救護及び防疫のために応援を必要とするとき
- (7) 人員及び物資の緊急輸送のために応援を必要とするとき
- (8) 炊飯及び給水のために応援を必要とするとき
- (9) その他の応援を必要とするとき

2 災害派遣要請要領

- (1) 町長は、自衛隊の災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした文書（資料編5-42）によりオホーツク総合振興局長に要求する。

この場合において、必要に応じてその旨及び災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、後日速やかに文書を提出する。

 - ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
- (2) 町長は、人命の緊急救助に関し、オホーツク総合振興局長に自衛隊の派遣要請を依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等によりオホーツク総合振興局長と指定部隊との連絡が不能である場合等は、自衛隊の派遣要請を**する**ことができる。この場合、直接指定部隊等の長に通知し、上記(1)の手続きを行う。

3 要請先（指定部隊等の長）

陸上自衛隊

指定部隊等の長	担 当 部 課	所 在 地	電 話 番 号
美幌駐屯地司令 (第6普通科連隊長)	第6普通科連隊 第3科	網走郡美幌町字田中	01527-3-2114 (内線 235)

第3節 派遣部隊の受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町の担当者、連絡先を明確にする。また、避難支援等大部隊の派遣を受ける場合に備え、あらかじめ多数の車両、施設等が展開できる場所を定める。

1 部隊本部設置場所

部隊本部の設置場所は、本部内におく。

2 宿泊所、車両、器械等保管場所

町所有の施設を提供する。

3 連絡責任者及び連絡員

派遣部隊との連絡責任者は本部総務班長を充て、連絡員は本部総務班員を充てる。

4 作業計画の樹立

町長は、所要人員、各種資機材等の確保、その他必要な計画を本部会議で樹立し、派遣部隊到着と同時に作業が開始できるよう準備する。

5 派遣部隊到着後の措置

(1) 作業計画等の協議

町長は、関係各対策班長及び派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、必要な措置をとる。

(2) 知事への報告

町長は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、次の事項をオホーツク総合振興局長に報告する。

ア 派遣部隊の長の官職氏名

イ 隊員数

ウ 到着日時

エ 従事している作業内容及び進捗状況

オ その他必要な事項

第4節 経費等

1 費用の負担

次の費用は、派遣部隊の受入側（町、施設等の管理者等）において負担する。

- (1) 資材費及び機器借上料
- (2) 電話料及びその施設費
- (3) 電気料
- (4) 水道料
- (5) くみ取料

2 その他必要経費

その他必要経費は、自衛隊及び関係機関において協議のうえ定める。

3 関係機関又は民間からの提供

派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第5節 自衛隊の自主的な災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、以下のとおりとする。

- 1 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
- 2 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
- 3 航空機事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること
- 4 その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること

第6節 自衛隊との連携強化

1 総合調整

自衛隊の災害派遣計画の策定と連携して、適切な役割分担の調整等を行い、自衛隊の活動が円滑に行われるよう調整を行う。

2 連絡体制の確立

町長は、災害時に派遣部隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請依頼（通報）手順、連絡方法を定めるなど、情報収集、連絡体制の確立に努める。

3 連絡調整

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切に行われるよう、災害派遣要請をした指定部隊等の長と密接な連絡調整を行う。

第7節 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、内閣府令及び訓令の規定に則る。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令による。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合には、この限りではない。

- 1 町民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- 2 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- 3 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- 5 町民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- 6 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

第8節 派遣部隊の撤収要請

町長は、派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（資料編5-43）をもって、オホーツク総合振興局長に報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で報告し、後日文書を提出する。

第30章 広域応援計画

大規模な災害が発生し、本町のみでは十分な災害応急対策が実施できない場合、災害応急対策を円滑に実施するため他市町村又は道等への応援要請等、広域の応援活動に関する計画は、次のとおりである。

第1節 実施責任者

町及び網走地区消防組合により実施する。

第2節 実施内容

1 応援の要請

町長は、大規模災害が発生し、町単独では被害者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、道及び他の市町村に応援を要請する。

町はあらかじめ、道への要請手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有など必要な準備を整えておくようにする。

2 受入体制の確立

町長は、他の市町村との応援が円滑に行われるよう、平常時から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村との応援の受入体制を確立しておく。

3 消防機関への応援要請

網走地区消防組合管理者は、大規模災害が発生し単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

4 応援受入体制の確立

網走地区消防組合管理者は、他の消防機関との応援が円滑に行われるよう、平常時から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関との応援の受入体制を確立しておく。

第3節 応援の種類

応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 1 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- 2 被災者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- 3 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- 4 災害応急活動に必要な職員の派遣
- 5 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- 6 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

第4節 防災関係機関相互の連携体制

大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間において、協定締結などを検討する。

また、必要に応じて被災時に周辺市長が後方支援を担える体制を構築するために、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれ後方支援基地として位置づけられる準備を整える。

第5節 応援隊の活動状況の把握

応援隊の活動についての折衝には、直接関係のある班が当たるが、各班長は応援の日数及び応援隊の食料、宿舎等必要に応じ総務班長を通じて本部長に報告し、本部長は応援隊の活動を事前に把握する。

資料5-44 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

資料5-45 北海道広域消防相互応援協定

第31章 職員応援要請計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため、指定地方行政機関の長又は指定公共機関等に対する職員応援要請に関する計画は、次のとおりである。

第1節 実施責任者

要請は、町長又は町の委員会若しくは委員（以下本章において「町長等」という。）が実施する。

第2節 要請手続等

1 職員の派遣を要請

町長は、職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

2 職員の派遣のあっせん

町長は、職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行う。

なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

第3節 派遣職員の身分

1 派遣職員の身分取扱い

派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）を適用する。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

2 派遣職員の給料等の双方の負担区分

派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員は、基本法第 32 条第 2 項及び同法施行令第 18 条の規定により、また地方公共団体の職員は地方自治法第 252 条の 17 の規定による。

3 派遣職員の分限及び懲戒

派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣は、双方協議のうえ決定する。

4 派遣職員の服務

派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用する。

第 4 節 派遣職員の活動状況の把握

派遣職員はその活動内容を、派遣側及び受入側双方に報告する。

第32章 防災ボランティアとの連携計画

災害発生後の応急・復旧活動において、奉仕団及び各種ボランティア団体・NPO等との連携を図るための計画は、次のとおりである。

第1節 実施責任者

実施責任者は、町が行う。

第2節 ボランティア団体・NPO等の協力

町（総務班）、道及び防災関係機関等は、奉仕団又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第3節 ボランティアの受入れ

町（福祉班）、道及び関係団体（大空町社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部大空分区分、各種ボランティア団体）は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受付体制の整備に努める。

町、道及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たって、高齢者介護や、外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第4節 ボランティア団体・NPO等の活動

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として以下のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の支援、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資材の輸送、仕分け及び配付
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動

- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第5節 ボランティア活動の環境整備

町及び道は、日本赤十字社北海道支部大空分区、大空町社会福祉協議会及びボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、町（住民班）にボランティア連絡部、大空町社会福祉協議会に防災ボランティア現地対策本部を必要に応じて設置し、その活動を支援するとともに、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

第33章 災害義援金募集（配分）計画

災害による被災者を救援するため、災害義援金の募集及び配分を必要とするときには、日本赤十字社北海道支部及びその他協力団体により組織する北海道災害義援金募集（配分）委員会がこれに当たる。

その運営方法等は、北海道災害義援金募集（配分）委員会会則に定めるとおりとする。

第1節 実施責任者

災害義援金の募集及び配分に関する事務は総務班が行う。

第2節 義援金の受け入れ

町は、日本赤十字社等の義援金収集体との配分委員会を組織し、義援金の使用については十分協議を行った上で、配分等を決定する。

町は、義援金の基本的な配分方法をあらかじめ決定しておく等の対策を検討し、迅速な配分に努める。

第34章 救助法の適用と応急救助活動計画

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動計画は、次のとおりである。

第1節 実施責任者

救助法による救助の実施は、知事が行う。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの責任において実施する。

第2節 救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した場合、当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して行う。

■ 救助法の適用基準

区分	被害区分	町単独の場合	被害が相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり 12,000世帯以上の住家 が滅失した場合等
		住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
	大空町 (5,000人以上15,000人未満) (平成22年国勢調査人口7,933人)	40	20	町の被害状況が特に 救助を必要とする状 態にあると認められ るとき
摘要	1 住家被害の判定基準			
	(1) 滅失 (全壊、全焼、流失)	住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの		
	(2) 半壊、半焼 (2世帯で滅失1世帯に換算)	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20~70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの		
	(3) 床上浸水 (3世帯で滅失1世帯に換算)	床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの		
	2 世帯の判定	(1) 生計を一にしている実態の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に則し判断する。		

第3節 救助法の適用手続

1 町

(1) 救助法の適用に関する報告

町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨をオホーツク総合振興局長に報告しなければならない。

(2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合

災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行う。そして、その状況を直ちにオホーツク総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受ける。

第4節 救助の実施と種類

知事は、救助法適用の町に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

■ 救助法の適用基準

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町設置～道 (ただし、委任したときは町)
炊出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部(ただし、委任したときは町)
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
被災者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1ヶ月以内	町
学用品の給与	教科書等1ヶ月以内	町
	文房具等15日以内	町
埋葬	10日以内	町
行方不明者の搜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町

(注) 期間は、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

第6部 特殊災害対策計画

第1章 航空機災害対策計画

町内及び女満別空港において、航空機の事故等が発生した場合の災害対策に関する計画は、次のとおりである。

1 災害発生時における町の業務

町長は、町内及び女満別空港において、航空機の事故等が発生し、又は発生のおそれがある場合に災害対策本部を設置し、関係機関と協力、連携しながら応急活動を実施する。

2 災害対策本部の設置及び廃止

(1) 設置

災害対策本部は、基本法第23条第1項の規定により、次に掲げる事項の一に該当し、町長が必要と認めた場合に設置する。

ア 町内に航空機が不時着した場合

イ 着陸の指示を受けた航空機が予定時刻を相当経過し、通信に応答が無く、町の区域内で事故発生のあるとの通報を受けた場合

ウ 空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合

エ 空港内施設において重大事故が発生した場合

オ その他必要があると認めた場合

(2) 廃止

町長は、災害の発生するおそれが解消したと認めた場合、又は災害対策活動が完了した場合に災害対策本部を廃止する。

3 災害対策本部の組織及び業務分担

災害対策本部の組織及び業務分担は、第5部第1章「防災組織」に基づく。

4 災害対策本部会議

本部会議は、第5部第1章「防災組織」により運営する。

なお、状況により空港管理事務所、警察、その他防災関係機関の協力参加を求めて開催する。

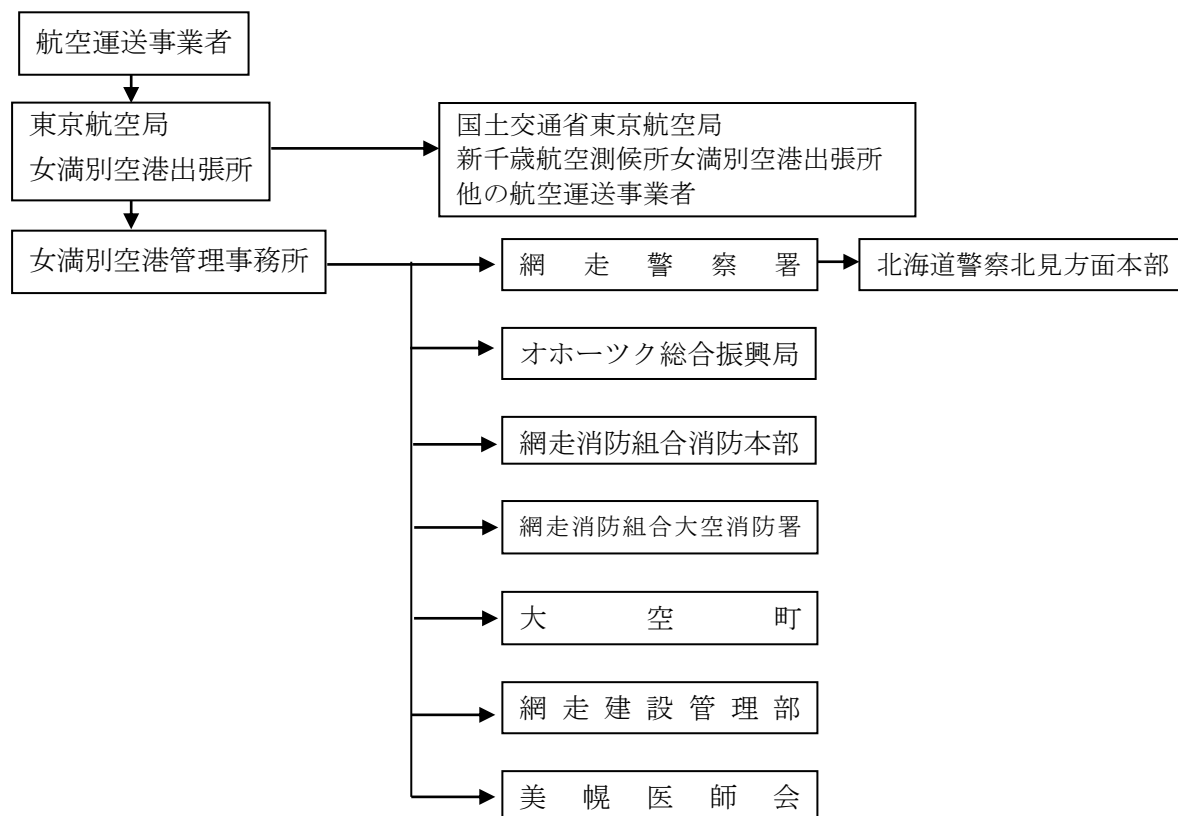
5 情報通信

航空機災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次による。

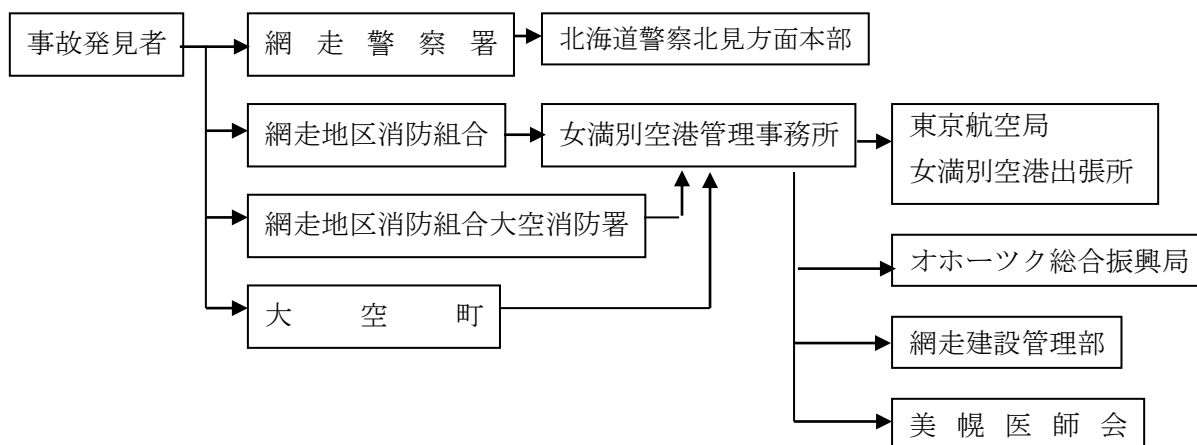
なお、空港周辺における災害発生時の対策は、空港関係機関及び消防機関と緊密な協議のうえ実施する。

緊急連絡体制

(1) 空港内で発生の場合



(2) 空港周辺で発生の場合



6 消防活動

航空機災害時における網走地区消防組合の消防活動は、「航空機災害活動警防計画(平成12年2月14日施行)」、「女満別空港緊急計画(平成12年2月24日施行)」及び「女満別空港及び園周辺における消火救難活動に関する協定(平成11年9月1日締結)」の定めによる。

7 負傷者の救護活動

網走地区消防組合特殊救急出動計画によるほか、町長は、状況により本部員を災害現場に派遣して救護活動を行うほか、第5部第16章「医療救護計画」による応急活動を実施する。応急救護には町内医療機関に医師の派遣を要請し、さらに必要により美幌医師会・網走地区救急医療協議会に医師の派遣を要請する。

8 その他

次の事項は、第5部「災害応急対策計画」の項目に定めるところに準じて行う。

- ・ 職員の動員計画
- ・ 他機関に対する応援要請計画
- ・ 衣料・生活必需品等物資供給計画
- ・ 給水計画
- ・ 清掃計画
- ・ 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画
- ・ 障害物除去計画
- ・ 労務供給計画
- ・ 輸送計画
- ・ 応急土木対策計画
- ・ 災害警備計画
- ・ 自衛隊の災害派遣要請計画

9 災害発生想定及び対策

航空機災害発生想定に基づき、次により対策を講ずる。

(1) 空港内事故

女満別空港内で事故が発生した場合、消火活動及び避難路の確保は、消防機関、空港消防が当たるが、次の対策は、女満別空港緊急計画に基づき災害対策本部が関係機関と協議のうえ、対策を講ずる。

ア 交通規制

事故発生後、一般車両が現場に殺到することが予想され、災害対策車両の通行を確保するため、空港周辺道路の交通規制をしなければならないが、網走警察署から警察官が現場に到着するまでは、災害対策本部より交通指導員を出動させ交通整理を行う。

イ 現地合同本部

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じ女満別空港緊急計画に基づき航空機事故対策現地合同本部を設置する。

ウ 情報収集連絡員の派遣

各関係機関との活動調整を行うため、航空機事故対策現地合同本部に情報収集連絡員を派遣し、被災状況等の把握、報告をさせる。

エ 被災者の親族等の対応

被災者の親族等の対応は、災害対策本部が関係機関と緊密な連絡を取り対応する。被災者の親族等の仮設休憩所の設置及び状況により宿泊所の確保に当たるとともに、災害現場への輸送手段等について関係機関と協議して万全を図り、仮設休憩所に本部員を配置する。

オ 負傷者の搬送先の対応

現地対策本部は、消防救急隊及び他機関により負傷者を医療機関へ搬送するときは、連絡を密にして記録する。

資料編 6-1 救急医療状況調書

資料編 6-2 記録集計表

カ 遺体収容所の設営

航空機事故は多数の死傷者が発生することが予想され、災害対策本部は、網走警察署及びオホーツク総合振興局網走建設管理部と協議して、町公共施設に遺体収容所を設営する。

キ 警戒、広報の実施

航空機搭載燃料の流出、機体の飛散等警戒区域の立入り禁止などを付近町民に対して広報を実施し、警戒を呼びかける。

(2) 密集地（市街地）における事故

密集地で航空機事故が発生した場合、町は直ちに災害対策本部を設置する。

消防活動は網走地区消防組合で実施するが、搭乗者の救助救出のほか家屋等の被害に伴い被災町民の救助救出にも同時に着手しなければならない。

さらに火災延焼の警戒、避難誘導等に当たるが、次の対策は、災害対策本部が関係機関と協力して、被害の軽減を図る。

ア 交通規則

事故発生時、主要道路の通行規制を行い、迂回路を指示し、一般車両の災害現場接近を禁止する。警察官のみでは整理は難しく、交通指導員及び本部員の協力が必要となる。また、消火活動の防火水槽を確保するため、違法駐車車両の撤去等の指導を行う。

イ 消火活動

消火活動は、網走地区消防組合で実施するが、応援が必要となった場合、近隣消防機関に消防組合を通じて出動要請を行う。

ウ 救助救出活動

救助救出活動は空港内事故に準ずるほか、第5部第7章「救助・救出計画」により実施する。

エ 救護所の設置

現場の状況により現場付近の安全な公共施設を救護所として指定し、本部員を派遣して負傷者等の記録（救急医療状況調書、記録集計表）に努める。

この場合、航空機の乗客、乗員と町民負傷者をできるだけ区別する。

オ 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請は、第5部第29章「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」による。事故発生と同時に自衛隊を要請することを原則とするが、現場状況を把握するため、情報収集を迅速に行い、要請要件を明確にする。

カ 休憩所の設置

現場付近の公共施設を救護活動に従事する者の休憩所とし、災害対策本部が設置する。また、長時間の活動を要することが予想される場合、炊出し給食を準備する。

キ 被災者の親族等の対策

被災者の親族等の対応は、災害対策本部が関係機関と緊密な連絡をとって対応し、事故現場に近い公共施設を親族等の待機場所とし、本部員を配置する。また状況により関係機関と協議して宿泊所の手配等に万全を図る。

ク 報道機関等への対応

報道機関対応は、役場会議室を開放することを検討する。

災害対策本部発表は本部長とし、総務班長が同席する。

ケ 負傷者の搬送先の対応

負傷者の搬送先医療機関に本部員を出向させ、搬入負傷者の住所、氏名、性別、年齢等を調査して記録（救急医療状況調書、記録集計表）する。

コ 警戒区域の設定

密集地における事故は、警戒区域を設定するとともに、その後も二次災害の危険性があるため消防機関、警察及び本部員により警戒に当たる。

サ 遺体収容所の設置

町内寺院等と協議し、遺体の収容場所を明確にして受入窓口の一本化を図り、搬入者の住所、氏名、性別、年齢を記録する。

シ 避難誘導

事故機体飛散は、おおむね半径100m程度に及ぶものと推定され、事故機から200m以内の町民に対し避難勧告を行い、避難施設まで誘導する。

ス 搭載燃料等流出対策

密集地における事故の際の事故機搭載燃料等の流出は、排水溝に流入して爆発燃焼による火災延焼の最大要因となる。また、排水溝から河川、網走湖への流入は、環境汚染となるため、土のうによる燃料拡散防止を実施する。

セ その他の対策

事故現場周囲の状況により、関係機関と緊密な連絡を取り、必要によっては近隣市町村の応援を要請する。

(3) 網走湖内においての事故

網走湖内で航空機事故が発生した場合、直ちに災害対策本部を設置して、水上における人命救助のため船舶の手配及び燃料等の拡散防止、水面火災の対策を図り、さらに水上においては特異な救助救出活動となるため、災害対策本部は関係機関と緊密な連絡を取り、協力して被害の軽減を図る。

ア 船舶の協力依頼

関係機関保有船舶数が少なく隊員輸送及び資機材輸送は難しいため、西網走漁業協同組合に対して、組合員所有の船舶及び操縦者の応援協力を災害対策本部から要請する。

イ 燃料等の拡散防止対策

航空機搭載燃料等の拡散防止は保有のオイルフェンス(50m 2組)の使用によるが、事故状況により不足する場合は、近隣市町村及びオホーツク総合振興局及び網走開発建設部に対し、借受けを要請する。

ウ 現地対策本部の設置

事故現場に最も近い位置で、道路状況が良好で空き地等が確保でき、船舶の接岸可能な位置に現地対策本部を設置して本部員を外向させ、情報等の収集に当たらせるとともに、消防機関及び関係機関との調整に当たらせる。

エ 仮設救護所の設営

現地対策本部直近に仮設救護所を設営して、救助者の収容に努めるとともに、負傷者の手当てに当たり、救助者の住所、氏名、性別、年齢及び負傷部位、程度等を記録する。

オ 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣要請は、第5部第29章「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」による。事故発生と同時に情報の収集を迅速に実施して現場状況を把握し要請要件を明確にする。

カ 休憩所の設置

消火、救助救出活動が長時間を要することが予想される場合、活動隊員の休憩所を設営、状況により暖房設備を準備する。また、長時間の活動を要することが予想される場合、炊出し給食を準備する。

キ 被災者の親族等の対応

被災者親族等の対応は、災害対策本部が関係機関と緊密な連絡を取り対応する。被災者の親族等の仮設現地休憩所を設置し、状況により宿泊所の確保に当たるとともに、災害現場への輸送手段等について関係機関と協議して万全を図る。

ク 報道機関等への対応

報道機関等への救助救出情報の発表は、原則として災害対策本部が発表するが、状況により現地対策本部も発表する場合は予想され、この場合、本部長及び関係機関と十分な協議を得た後、発表する。

ケ 負傷者の搬送先

現地対策本部は、消防救急隊及び他機関により負傷者が医療機関に搬送される際、連絡を密にして記録する。

コ 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、消防機関又は警察で設定するが、本部長が必要と認めた場合、本部員により機体飛散箇所から半径 100m の範囲を警戒区域として関係者以外（報道機関を含む。）の立入りを禁止する。

サ 遺体収容所の設営

災害対策本部は、遺体収容所を設置するが、死者が多数となった場合あるいは搬送に時間を要する場合には、現地対策本部は仮収容所の設営を行う。

シ 警戒及び広報

航空機搭載燃料等の流出及び警戒区域等の立入りなどの危険は、付近町民に対して広報を実施する。

(4) 山間部においての事故

山間部で航空機事故が発生した場合、直ちに災害対策本部を設置し、事故現場の特定に着手する。また、現場確認後の救助救出活動を実施するため、関係機関と緊密な連絡をとる。山間部の事故は事故現場の発見が困難な場合が予想されるため、捜索に対して直ちに自衛隊の派遣を要請する。

ア 道路及び通路の確保

事故現場に至る道路及び通路の確保は、林道の交通規制を実施し、現場に至る通路等の特定及び立木等の除去の検討を山林所有者及び関係機関と緊密に連絡を取って行う。

イ 救助救出隊員の確保

山間部の場合、機動力による救助救出活動は災害現場の位置、状況により大きく異なるため、活動隊員を多数導入しなければならず、直ちに自衛隊の要請を行う。

ウ 林野火災の警戒

事故現場付近の立木、下草が事故機搭載燃料等流出により火災の発生が考えられ、林野火災対策及び山火事警戒を実施する。

エ 現地対策本部の設置

現地対策本部を事故現場林地内に、網走湖内においての事故に準じて設置する。

オ 仮設救護所の設営

負傷者の搬送は、最悪の条件となるため、事故現地直近の平坦地を選び一時救護所を設営、車両による搬送可能地に仮設救護所を設営して町内医療機関医師等の臨場を要請し、トリアージ活動を行う。

カ 消火、救助用資機材の調達及び現場搬送

資機材の現場搬送は人力によるところが大きく、消防その他の関係機関と緊密な連携のもと搬送する。

キ 救助救出者の搬送手段

山間部事故による負傷者の搬送は、状況によりヘリコプター搬送が有効となるが、ヘリコプターの出動要請は、第5部第28章「ヘリコプター等活用計画」により、北海道消防防災ヘリコプターに出動要請を行う。

ク 自衛隊の派遣要請

事故発生の通知を受けた場合は、直ちに第5部第29章「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により自衛隊の派遣を要請する。書面による要請に時間を要する場合、口頭によりオホーツク総合振興局長に要求し、事後自衛隊派遣要請書を提出する。

ケ 現場活動隊の休憩所の設営

コ 給食及び飲料水の確保

サ 被災者の親族等の対応

シ 報道機関等への対応

ス 負傷者の搬送先

セ 警戒区域の設定

ソ 遺体収容所の設置

タ 警戒及び広報の実施

上記対策は、密集地（市街地）及び網走湖内事故対策を準用する。

チ 搭載燃料等流出対策

山間部事故の場合、地形が平坦でなく流出燃料の拡散防止は難しく、沢などに流入する危険性が大きいとため、土のう又は土盛等により拡散防止を実施しなければならず、機材搬送を緊急に実施する。

第2章 鉄道災害対策計画

鉄道における衝突等の事故により多数の死傷者を伴う災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し被害の軽減を図るための計画は、次のとおりである。

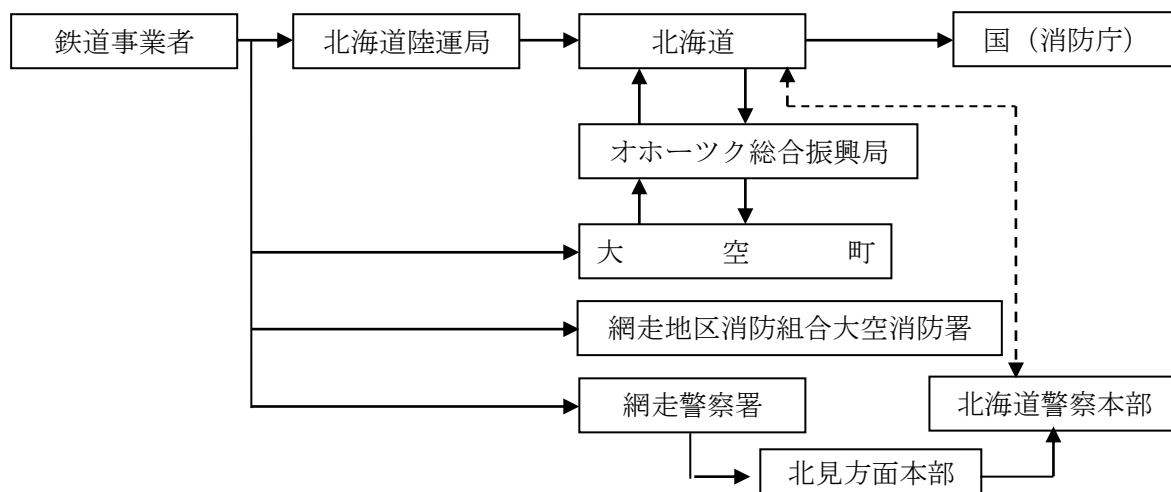
1 災害応急対策

(1) 情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 町は、災害発生時直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 町は、災害情報等の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 町は、他の関係機関と相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認及び共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客及び町民等に対して行う災害広報は、第5部第4章「災害広報計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

鉄道事業者、大空町（消防機関を含む）、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

町は、被災者の家族及び町民等からの問い合わせに対応する体制を整えるほか、被災者の家族、旅客及び町民等に対して行う災害広報は、正確、適切に行う。

ア 鉄道災害の状況

イ 旅客及び乗務員等の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関等の災害応急対策に関する情報

オ 施設等の復旧状況

カ 避難の必要性等、地域に与える影響

キ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害応急対策

町長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 災害（事故）現地対策合同本部の設置

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて関係機関と協議のうえ、現地対策合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動は、第5部第6章「避難対策計画」に定めるほか、町は、鉄道災害発生直後、鉄道事業者に可能な限り協力する。

5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動は、第5部第16章「医療救護計画」の定めにより、実施する。

6 消防活動

鉄道災害時における町及び消防機関の消防活動は、次により実施する。

(1) 消防機関は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

(2) 鉄道災害による火災が発生した場合、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町は、第5部第23節「行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」の定めにより、実施する。

8 危険物流出対策

町は、鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、危険物による二次災害の防止に努める。

9 広域応援

町は、災害の規模により単独では災害応急対策が実施できない場合は、第5部第30章「広域応援計画」の定めにより、応援を要請する。また消防機関は、北海道広域消防相互応援協定の定めにより、応援を要請する。

第3章 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救助活動や消火活動等が必要な災害(以下「道路災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るための計画は、次のとおりである。

1 災害予防

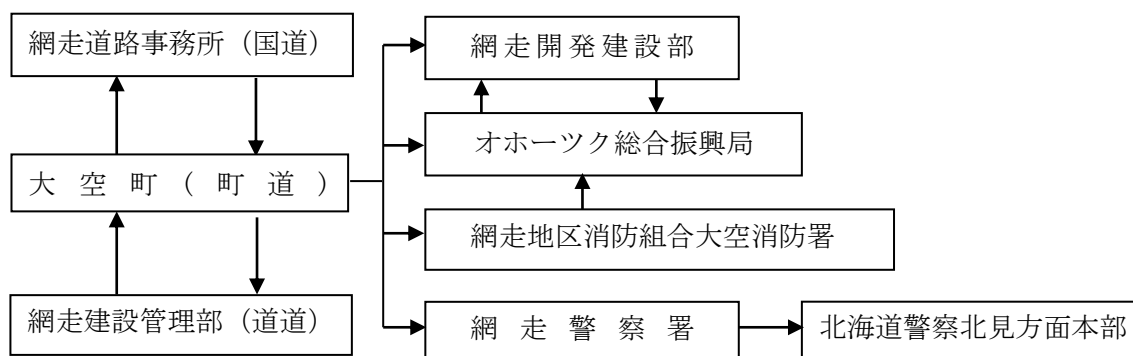
町は、関係機関と協力して道路災害を未然に防止するため、次の予防対策を実施する。

- (1) 道路施設及び橋梁等の点検体制を強化し、道路施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を行うための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合、道路利用者とその情報を迅速に提供するための連絡体制の整備を図る。
- (2) 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全確保に努める。
- (3) 職員の非常招集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急対策の体制を整備する。
- (4) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害時の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じて体制の改善措置を講ずる。
- (5) 道路災害時に施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため体制、資機材を整備する。
- (6) 道路利用者に対して道路災害時対応等の防災知識の普及・啓発を図る。
- (7) 道路災害の原因を究明し、再発防止対策を実施する。

2 災害応急対策

(1) 情報通信連絡系統図

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。



(2) 実施事項

ア 町は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 町は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 町は、他の関係機関と相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

3 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び町民等に対して行う災害広報は、第5部「災害応急対策計画」第4章「災害広報計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

道路管理者、町、消防機関、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

町は、被災者の家族及び町民等からの問い合わせに対応する体制を整えるほか、被災者の家族、旅客及び町民等に対して行う災害広報は、正確、適切に行う。

ア 道路災害の状況

イ 被災者等の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関等の災害応急対策に関する情報

オ 施設等の復旧状況

カ 避難の必要性等、地域に与える影響

キ その他必要な事項

4 応急活動体制

(1) 町の災害応急対策組織

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 災害（事故）現地対策合同本部の設置

町は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて関係機関と協議のうえ、災害対策現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

5 救助救出活動

町は、道路災害時における救助救出活動は、第5部第7章「避難対策計画」に定めるほか、町は道路災害発生直後、関係機関と迅速かつ的確な初期活動が行われるよう協力する。

6 医療救護活動

町及び関係機関は、第5部第16章「医療救護計画」の定めにより、実施する。

7 消防活動

町及び消防機関は、道路災害時における消防活動を次により実施する。

(1) 町

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

(2) 消防機関

ア 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 消防機関は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、第5部第23節「行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

9 道路規制

町が管理する道路において災害が発生した場合、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な道路規制を行う。

10 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

11 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では災害応急対策が実施できない場合は、第5部第30章「広域応援計画」の定めにより、応援を要請する。また消防機関は、北海道広域消防相互応援協定の定めにより、応援を要請する。

第4章 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るための計画は、次のとおりである。

1 危険物の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの。（ガソリン・灯油・軽油・重油等の石油類など）

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの。（火薬、爆薬、火工品など）

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの。（液化石油ガス、アセチレン、アンモニアなど）

(4) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの。（シアン化水素、ホルムアルデヒド、塩素など）

2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵、取扱いを行う事業者（以下「事業者」という。）及び町、消防機関・関係機関が取るべき対策は次のとおりとする。

(1) 危険物等災害予防

ア 事業者

(ア) 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物の保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

(イ) 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに流出及び拡散の防止、危険物の除去、その他災害の発生防止のための応急措置を講ずるとともに、消防機関、警察署へ通報する。

イ オホーツク総合振興局、網走地区消防組合

(ア) 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消し等の措置命令を発する。

(イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

ウ 網走警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等の実態を把握する。

(2) 火薬類災害予防

ア 事業者

- (ア) 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の策定等自主保安体制の確立を図る。
- (イ) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類の安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官等に届け出る。

イ オホーツク総合振興局

- (ア) 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消し等の措置命令を発する。
- (イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の策定、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

ウ 網走警察署

- (ア) 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握する。
- (イ) 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要なときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等、運搬による災害発生の防止対策を講ずる。
- (ウ) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害発生の通報があったときは、速やかに知事に報告する。

エ 網走地区消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、危険物保安監督者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 高圧ガス災害予防

ア 事業者

- (ア) 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の策定等自主保安体制の確立を図る。
- (イ) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、災害が発生したときは、知事又は警察署に届け出る。

イ オホーツク総合振興局

- (ア) 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消し等の措置命令を発する。
- (イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の策定、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。

ウ 網走警察署

- (ア) 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握する。
- (イ) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になり、又は災害発生の通報があったときは、速やかに知事に報告する。

エ 網走地区消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、高圧ガス製造保安統括者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(4) 毒物・劇物災害予防

ア 事業者

- (ア) 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物・劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- (イ) 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署、町、消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずる。

イ オホーツク総合振興局

- (ア) 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消し等の措置命令を発する。
- (イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取り扱い責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導する。

ウ 網走警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等の実態を把握する。

エ 網走地区消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、毒物劇物取り扱い責任者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

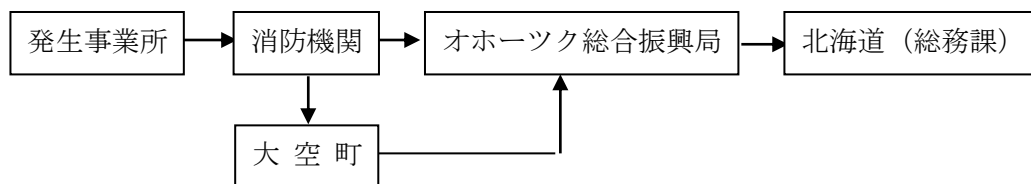
3 災害応急対策

(1) 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次の定めにより、実施する。

ア 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

- (ア) 町は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (イ) 町は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (ウ) 町は、他の関係機関と相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び町民等に対して行う広報は、第5部第4章「災害広報計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

ア 実施機関

事業者、町、消防機関及び危険物等取扱規制担当機関

イ 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確・適切に提供する。

- ・ 災害の状況
- ・ 家族等の安否情報
- ・ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- ・ 医療機関等の情報
- ・ 関係機関等の実施する災害応急対策の概要
- ・ その他必要な事項

(イ) 町民等への広報

町は、報道機関を通じ、又は広報車・掲示板の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ・ 災害の状況
- ・ 家族等の安否情報
- ・ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響

- ・ 医療機関等の情報
- ・ 関係機関等の実施する応急対策の概要
- ・ 避難の必要性等地域に与える影響
- ・ その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町の災害応急対策組織

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 災害（事故）現地対策合同本部の設置

町は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて関係機関と協議のうえ、災害対策現地合同本部を設置し、災害対策を実施する。

(4) 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次の定めにより、実施する。

ア 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

イ 町及び取扱規制担当機関

危険物等の流出・拡散の防止、流出危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずる。

(5) 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

ア 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等は、その延焼拡大を最小限度に抑えるなど消防活動に努める。

イ 町、消防機関

(ア) 町は、事業者及び消防機関と連携を図り、消防活動が円滑に実施できるよう努める。

(イ) 消防機関は、事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知機等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消火活動を実施する。

(ウ) 消防機関は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(6) 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため第5部第6章「避難対策計画」の定めにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

(7) 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、第5部第16章「医療救護計画」の定めにより、被災者の救助救出及び医療救護活動等を実施する。

また、第5部第23章「行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

(8) 自衛隊派遣要請

町長は、第5部第29章「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した災害情報から判断して必要がある場合には、知事に自衛隊の派遣を要請する。

(9) 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合、第5部第30章「広域応援計画」の定めにより、応援を要請する。また、消防機関は、北海道広域消防相互応援協定の定めにより、応援を要請する。

第5章 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るための計画は、次のとおりである。

1 災害予防

町及び消防機関は、関係機関とそれぞれの組織を通じて相互に協力して大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

(1) 町、消防機関

ア 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

イ 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

ウ 予防査察の実施

多数の者が出入りするホテル、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の設置促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

エ 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の策定、消防訓練の実施等について指導する。

オ 防火思想の普及

年2回（春・秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、町民の防火思想の普及、高揚を図る。さらに、高齢者宅の防火訪問を実施する等災害時要援護者対策に十分配慮する。

カ 自主防火組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等、自主的な火災の予防を実践、推進する。

キ 消防水利の確保

同時多発火災に備えて、防火水槽の配置、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

ク 消防体制の整備

消防職員・消防団員の非常召集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

ケ 防災訓練の実践

町及び関係機関と地域の町民等と相互に連携して、実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じて体制等の改善を行う。

コ 火災警報

町長は、オホーツク総合振興局長から火災気象通報を受け、火災予防上危険であると認めるときは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条に基づく火災警報を発令する。

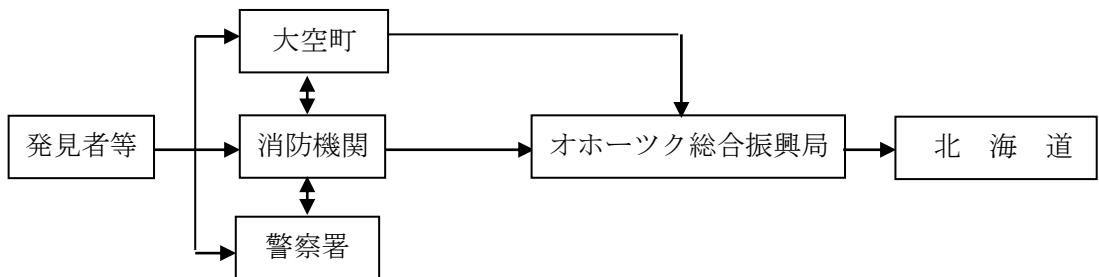
2 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

- (ア) 町は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (イ) 町は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (ウ) 町は、他の関係機関と相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町が被災者の家族等及び町民等に対して行う広報は、第 5 部第 4 章「災害広報計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

この場合、町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確・適切に提供する。

ア 災害の状況

イ 家族等被害者の安否状況

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関等の実施する災害応急対策の概要

オ 避難の必要性等、地域に与える影響

カ その他必要な事項

(3) 応急活動体制

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。また、円滑・迅速な災害応急対策の実施を図るため、必要に応じて関係機関と協議のうえ、災害対策現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

町及び消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次の定めにより、消防活動を行う。

ア 現場活動情報等の整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

イ 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

ウ 消火、飛火警戒等は、近隣の町民、自治会等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

(5) 避難措置

町及び関係機関は、町民の安全を確保するため、第5部第6章「避難対策計画」及び第7章「救助・救出計画」の定めにより、必要な避難措置及び救出活動を実施する。

(6) 医療及び救護活動等

町及び関係機関は、被災者等の医療等について第5部第16章「医療救護計画」の定めにより、医療救護活動を実施する。また、第5部第23章「行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

(7) 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合、第5部第30章「広域応援計画」の定めにより、応援を要請する。また消防機関は、北海道広域消防相互応援協定の定めにより、応援を要請する。

3 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと第7部「復旧・復興対策計画」の定めにより、迅速かつ円滑に災害復旧を進める。

第6章 林野火災予消防計画

林野火災を予防し、又は消火による森林資源の保全に関する計画は、次のとおりである。

1 実施機関

(1) 実施機関

町、網走地区森林組合、オホーツク総合振興局、網走南部森林管理署、網走地区消防組合大空消防署、北海道旅客鉄道株式会社

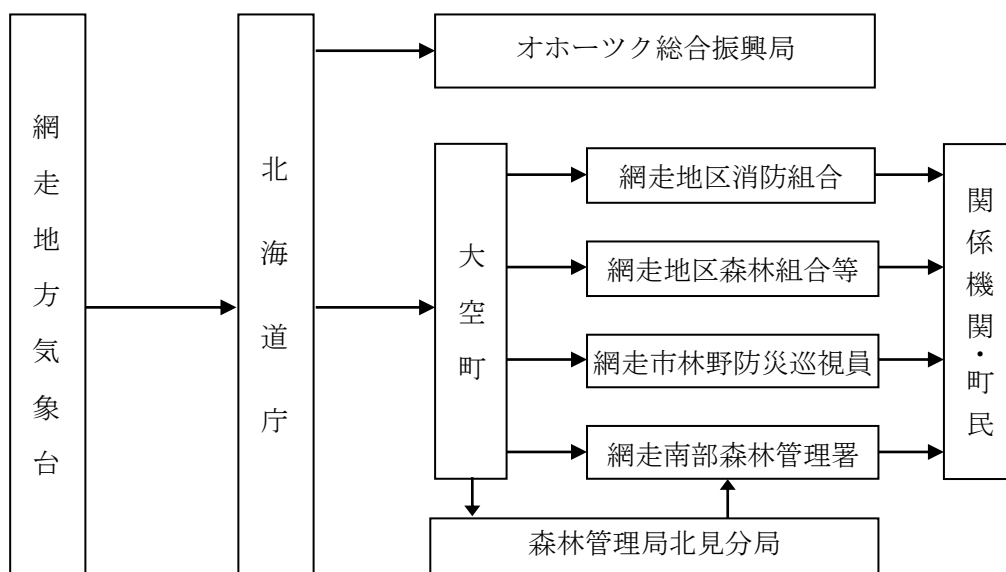
(2) 協力機関

大空町教育委員会、町内各学校、網走警察署女満別駐在所、網走警察署東藻琴駐在所、女満別町農業協同組合、オホーツク網走農業協同組合東藻琴支所、オホーツク大空町観光協会、自治会等

2 気象情報対策

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となることにかんがみ、気象予警報を的確に把握し、予防の万全を期すため、気象情報の連絡体制を確立する。

林野火災気象通報伝達系統



(1) 関係機関の措置

ア オホーツク総合振興局

網走地方気象台より林野火災気象通報を受けたときは、通報内容を町へ通報する。

イ 網走地区消防組合消防本部

網走地方気象台より通報を受けたときは、大空消防署に通報内容及び措置等を伝達する。

ウ 大空消防署

町民に広報車等により通報内容及び措置等の周知を図る。

エ 町

オホーツク総合振興局又は大空消防署から通報を受けた町は、通報内容及びとるべき措置等を消防並びに関係機関へ通報するとともに、町民に周知徹底を図る。

オ 関係機関

町から通報を受けた関係機関は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、通報内容及び措置を下部機関に伝達する。

3 林野火災予防対策

林野火災の発生のほとんどの原因が人為的によるものであるため、町、道、国は次により予防対策を講ずる。

(1) 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取、魚釣等の者に対し、入林中の焚火や喫煙を禁止するとともに、掲示板等を設置し防火思想の啓発を図る。

(2) 火入対策

林野火災危険期間中（4月1日から6月30日まで。以下「危険期間」という。）の火入れは、特殊な場合を除き避けるようにし、できる限り夏期又は秋期に行うよう指導するとともに、火入対策として、次の事項の推進及び大空町火入れに関する条例（平成18年条例第155号）の遵守を励行させる。

ア 火入方法の指導を行う。

イ 火災警報発令中又は気象状況の急変時及び人員不足等の際は、火入れを中止させる。

ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者の厳重なる確認により、状況に応じて1日～5日位の監視を励行させる。

(3) 民有林野対策（林内事業者対策、不在地主対策）

林内において事業を営む者は、林野火災危険期間中、次の体制をとる。

ア 林内事業者は火気責任者を定め、事業区域内の巡視人を配置すること。

イ 事業箇所に火気責任者が指定する喫煙所を設け、標識及び消火設備を完備すること。

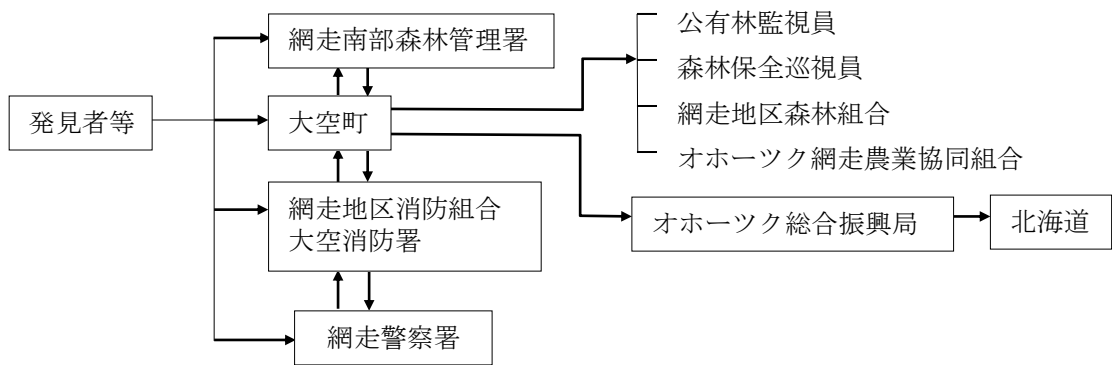
ウ 作業従事者は、チェーンソー、刈払機の給油時はエンジンスイッチを切り、安定状態となるのを待って給油器具を使い給油すること。

エ 林業用機械等の油類は、火災予防上安全な箇所に貯蔵すること。

4 林野火災消防対策

町及び消防機関は、あらかじめ林野火災に即応する体制及び装備の万全を期すため、次の事項に留意する。

(1) 山火事発生通報の系統確立



(2) 消火資機材の整備

(3) 消防出動体制の確立

(4) 前進基地（ヘリポート）の設定

(5) 林野火災消火訓練

林野火災発生の際は、各自治会及び関係機関の協力を求め、早期消火を図るものとし、消防機関等で消火困難となったときは、第5部第29章「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき町長は知事に自衛隊の派遣を要請する。

5 林野火災警防思想の普及

町、消防機関及び関係機関は、林野火災警防思想の普及を図るため、次の事項を実施する。

(1) 町広報紙、新聞、テレビ等による啓発

(2) ポスター、チラシ、ステッカー、看板による啓発

第7章 火山噴火災害対策計画

火山現象による災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における応急対策計画は、次のとおりである。

1 火山の概況

本町に最も近い活動的な火山は、「アトサヌプリ」である。

(1) アトサヌプリの概要

約3.5～2.5万年前に形成された、屈斜路カルデラ(東西26km、南北20km)の中央部に位置するカルデラ(アトサヌプリカルデラ、直径約4km)を有する安山岩質外輪山と、約2万年前にカルデラ形成が完成した後に1.5万年前以降に(長谷川・他, 2009)その内外に噴出した10個のデイサイト(SiO₂量は63.3～72.6 wt.%)の溶岩ドーム群からなる。溶岩ドーム群は、約7000年前の摩周カルデラ形成期よりも古いものと新しいものに大別される。古い溶岩ドームには、ヌプリオンド・丸山・274m山・ニフシオヤコツ・トサモシベ・オプタテシュケがあり、新しい溶岩ドームには、マクワンチサップ・サワンチサップ・リシリおよびアトサヌプリがある。アトサヌプリは別名「硫黄山」と呼ばれ、溶岩ドームには昇華硫黄を主体とした硫黄鉱床が多数形成され、1963年まで採掘されていた。現在も噴気活動が続いている。(勝井・他, 1986 ; 弟子屈町, 2001)。

(2) 噴火活動史(過去1万年間)

約1.5万年前以降、多数の溶岩ドームを形成した(長谷川・他, 2009)。約5500年前にはカルデラ南東部で火砕流を伴う噴火が発生し、リシリドームを形成した。その後、約5500～1500年前にはマクワンチサップ・旧アトサヌプリドームを形成し、約1500年前にはアトサヌプリ火口で水蒸気爆発を起こし、約1500～1000年前には新アトサヌプリドームを形成した。最新の噴火は数百年前に「熊落し」の爆裂火口を形成する水蒸気爆発である。(弟子屈町, 2001)

(3) 有史以降の火山活動

1980(昭和55)年	5月15日に有感地震が4回、川湯、仁伏で震度3程度
1981(昭和56)年	3月仁伏で有感地震、池の湯で震度3程度 4月は川湯で震度3程度
1982(昭和57)年	5月2日に有感地震が4回、川湯で最大震度4程度
1988(昭和63)年	3月、6月、8月、12月に屈斜路湖東岸からアトサヌプリ付近を震源とするM3程度の有感地震が約10回 川湯や仁伏で最大震度2程度
1994(平成6)年	3月～10月に屈斜路湖東岸からアトサヌプリ付近を震源とするM2程度の有感地震が計18回 最大地震は6月13日に発生したM3.2 川湯、仁伏、砂湯で最大震度3程度

2 想定される噴火と被害

(1) 想定される噴火

アトサヌプリが将来活動期に入った場合に予想される活動としては、以下に掲げる噴火の場合が考えられる。

ア 水蒸気爆発

アトサヌプリで近い将来に噴火が再開されるとすれば最も可能性が大きいのは、現在旺盛な噴気活動を続けているアトサヌプリ新期溶岩円頂丘とその周辺で、小規模な水蒸気爆発が発生することがある。

イ 新しいマグマによる噴火

アトサヌプリ火山はデイサイト質溶岩からなっており、将来噴火した場合にはアトサヌプリ火山で新しいデイサイト質マグマによる溶岩円頂丘の形成が考えられ、噴火はアトサヌプリ火山群の範囲で起こり、おそらく活動初期に水蒸気爆発及び軽石噴火などを伴うと思われる。

(2) 想定される被害

噴火による本町への影響は、アトサヌプリから本町まで約 30km という距離にあり、火山岩塊等による被害はないものと考えられるが、大規模噴火発生時には降灰等による山林、農作物等への被害、交通障害及び大気・水質・土壌汚染等が想定される。

3 防災組織

火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合は、第 5 部第 1 章「防災組織」による災害対策本部を設置し、関係市町村、道及び防災関係機関等の協力を得て、応急活動を実施する。

4 災害予防対策

(1) 警戒区域の把握

過去の噴火の状況等に基づき災害が予想される地区を把握するとともに、その内容を当該地区の町民に対し周知する。

(2) 防災教育

災害時における防災思想の普及と周知徹底を図るため、第 4 部第 14 章「防災訓練計画」により防災訓練を実施する。

5 災害応急対策

(1) 火山現象に関する警報及び予報

火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 13 条の規定により発表される「火山現象警報」及び「火山現象予報」である。

(2) 噴火警報・予報の種類

ア 噴火警報

札幌管区気象台火山監視・情報センターが、噴火に伴って発生した生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲（影響範囲）を付して発表する。

警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」（略称は「火口周辺警報」）として発表する。

イ 噴火予報

札幌管区気象台火山監視・情報センターが、噴火警報の解除を行う場合等に発表する。

ウ 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもので、噴火警報・予報に含めて発表する。

噴火警戒レベルは、各火山の火山防災協議会において、発表基準や避難対象地域等の共同検討を通じて、導入や改善を行う。

噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等の一覧

（噴火警戒レベル導入火山の場合）

	名称	略称	対象範囲	発表基準等	噴火警戒レベル (警戒事項等)
噴火警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)
				居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (避難準備)
	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまでに重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)
				火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合
噴火予報	噴火予報	—	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる	レベル1 (平常)

アトサヌプリ（噴火警戒レベル未導入火山の場合）

	名称	略称	対象範囲	火山活動状況等	警戒事項等
噴火警報	噴火警報 (居住地域*)	噴火警報	居住地域*又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域** 嚴重警戒
	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺 警報	火口から居住地域*近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険
			火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺 危険
噴火予報	噴火予報	—	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。	平常

* 「居住地域」が不明確な場合は、「噴火警報（山麓）」と記載

** 「居住地域」が不明確な場合は、「山麓嚴重警戒」と記載

エ 降灰予報

噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報

オ 火山ガス予報

火山ガスの放出が継続している場合であって、住民等に火山ガスの影響が予想されるときに発表する予報

(3) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を知らせるための情報で、札幌管区気象台火山監視・情報センターが発表する。

ア 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動回数、噴火の状況等を取りまとめたもので、必要に応じて発表する。

イ 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて発表する。

ウ 週間火山概況

過去一週間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月金曜日に発表する。

エ 月間火山概況

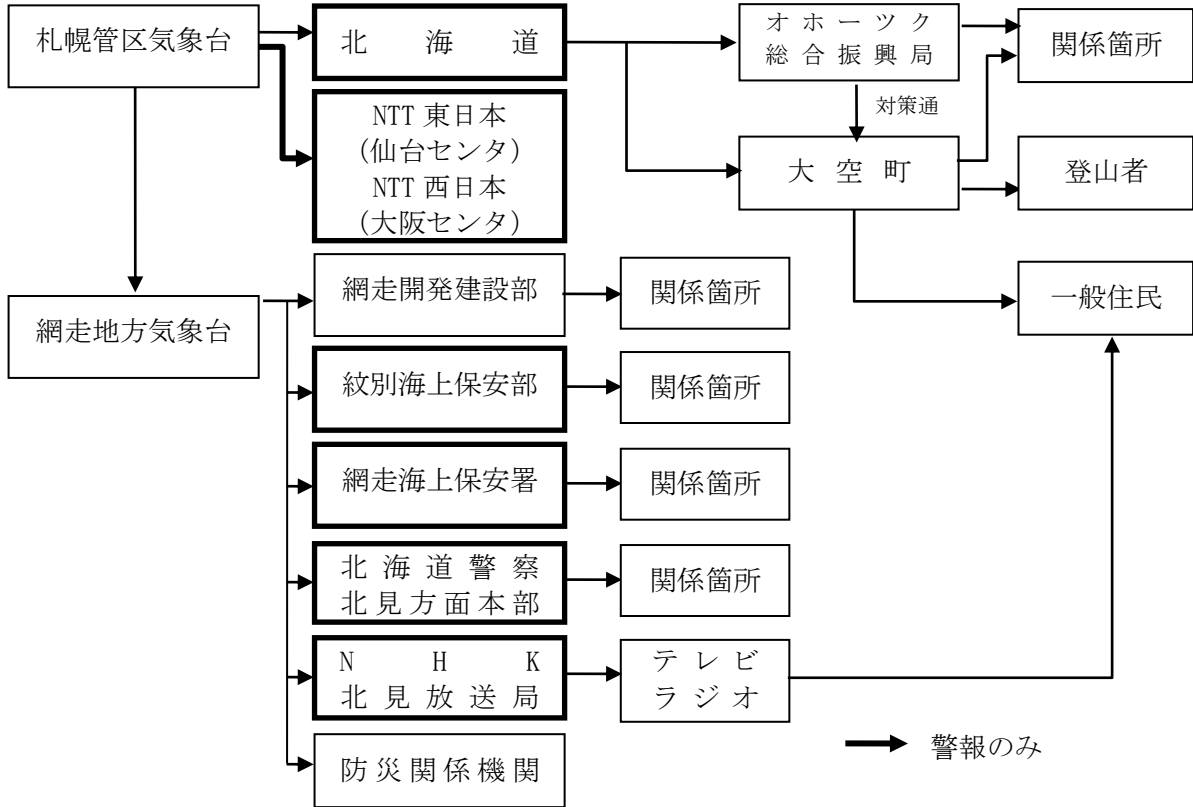
前月一ヶ月の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

オ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生した場合に、その時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

(4) 火山現象警報等の伝達

火山現象警報等を受けたときの伝達は、第5部第3章「災害情報通信計画」の定めを準用する。



※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1号の規定に基づく法定伝達先

(5) 異常現象発見時の通報義務及び通報先

火山の異常現象の通報を受けたときは、第5部第3章「災害情報通信計画」第4節「災害情報等の報告・収集及び伝達計画」の定めるところにより、気象庁及びその他の関係機関へ通報する。

(6) 通信連絡対策

通信連絡の方法は、第5部第3章「災害情報通信計画」に定めるところによる。

(7) 警戒避難対策

町長は、噴火警報を受理し、住民の生命及び身体に危険が切迫していると判断したときは、第5部第7章「救助・救出計画」の定めにより、速やかに避難先を明示して立退きを勧告又は指示する。

6 災害復旧対策

災害復旧対策は、第7部「復旧・復興対策計画」に定めるもののほか、過去のアウトサプリー噴火の態様からみて、軽石や降灰被害による農業関係被害が多くを占めることが予測されるので、速やかに被害状況を把握して、被災農家の再生産に関して万全の対策を講ずる。

第7部 災害復旧計画

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金又は被害者の生活又は生業の維持、回復のための資金の確保等に必要な事項を定め、災害復旧の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

第1章 災害復旧

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は、単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図る。

第1節 実施責任者

町長及びその他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施責任を有するものが実施する。

第2節 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次のとおりとする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川
 - (2) 砂防設備
 - (3) 林地荒廃防止施設
 - (4) 地すべり防止施設
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (6) 道路
 - (7) 下水道
 - (8) 公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画

第3節 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律の定めにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、おおむね資料編 7-1 のとおりである。

第4節 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町及び道は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）による激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第5節 町の援助制度

町は大空町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 18 年条例第 104 号）及び大空町災害に伴う住家被害見舞金支給条例（平成 18 年条例第 105 号）に基づく次の資金の支給又は貸付けを行う。

- 1 災害弔慰金の支給
- 2 災害障害見舞金の支給
- 3 災害援護資金の貸付け
- 4 災害見舞金の支給

第2章 被災者の生活再建等への支援

町は、被災者の自立的な生活再建を支援するため、災害援護資金や被災証明の発行等積極的な措置を講ずる。

第1節 生活確保のための資金の融資等

被災者等の生活再建のため、次の事業資金その他貸付金等の資金導入に努める。

1 生活保護

町は、生活保護法による被生活保護世帯が災害にあい、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・生活維持費等を支給するよう道に要請する。

2 災害援護資金

町は、災害救助法による救助の行われる災害により被害を受けた世帯に対し、その生活の建て直しに資するため災害援護資金の貸付を行うものとし、また、この貸付制度を広く周知するとともに、事務を適切かつ速やかに実施する。

3 母子及び寡婦福祉資金

町は、道との緊密な連携をもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度を広く周知する。

4 生活福祉資金

社会福祉協議会等生活福祉に関わる機関を通じ、被災者に対して生活福祉資金の災害援護資金を予算の範囲内で貸付ける。

貸付対象世帯は、災害により住宅や家財道具に被害があったときや、生計の手段である工場、作業所、倉庫等に被害を受けた世帯で次の条件に適合する世帯とする。

- (1) 低所得世帯であること
- (2) 生活福祉資金の借受けにより独立、自活できる世帯であること
- (3) 他から資金を借受けすることができない世帯であること

5 一般住宅復興資金の確保

町は、必要に応じ道との協調により住宅復興資金の融資に対する利子補給等の処置を講ずる。

第2節 被災証明書の発行

町は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかに被災証明を交付する。

被災証明は、災害救助法による各種施策や町税の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度を、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、町長及び消防署長が確認できる程度の被害を証明する。

1 り災証明の対象

り災証明は、基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋を対象に、以下の項目の証明を行う。なお、家屋以外のものがり災した場合において必要があるときは、町長が行うり災届出証明で対応する。

- (1) 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
- (2) 火災による全焼、半焼、水損

2 り災証明を行う者

り災証明は、証明の対象となる家屋が所在する町長が行う。
ただし、火災によるり災証明は、申請者の家屋が所在する消防署長が行う。

3 り災証明書の発行

り災証明書は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、前記「2 り災証明を行う者」の町長若しくは消防署長が作成したり災証明書をこれらの者に発行することにより行う。ただし、1世帯1枚の発行とする。

4 被害家屋の判定基準

り災証明を発行するに当たっての家屋被害の判定は、「災害の被害認定基準の統一について」(昭和43年6月14日結審第115号内閣総理大臣官房審議室長)に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的な状況をもとに、「被害家屋損害割合判定表」により行う。

5 り災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

り災証明書発行に関する町民広報は広報広聴班が、地元紙やマスコミと連携し、被災者へ周知徹底を図る。

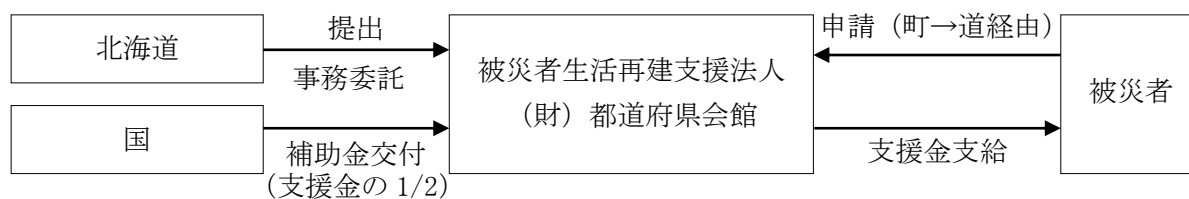
また、り災証明書発行の申請受付窓口とは別に、判定に不服のある場合に再調査等を受け付ける相談窓口を設置する。

第3章 被災者生活再建支援法に基づく支援

第1節 被災者生活再建支援法の活用

被災者生活再建支援法は、自然災害により居住する住宅、生活用品等その生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金等を活用して被災者生活再建支援金を支給する。こうした支援により、被災者の生活の居住安定を図り、自立した生活の開始を支援するものであり、町では災害が発生した場合には積極的に活用を図る。

第2節 支援金支給の仕組み



第3節 支援金の種類

- 1 被災者生活再建支援制度（生活用品等の購入修理に関する支援）資料 7-2
- 2 居住安定支援制度（居住する住宅に関する支援金）資料 7-3

第4章 産業復興支援

農林水産業者や中小企業に対しての融資計画を定め、災害復旧を容易にするための事項を掲げる。

1 農林水産業融資計画

(1) 農業関係

被害農業者等に対し、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）の活用を図り、低利の経営資金の融通を円滑にして、農業経営の維持安定を図るよう推進する。また、農林漁業金融公庫資金の積極的な活用を図るものとし、農地等の災害復旧資金として土地改良資金の活用さらには被災施設の復旧資金として主務大臣指定施設（災害復旧）等積極的導入を指導し、災害復旧を容易にする。

(2) 林業関係

被害林業者に対し、天災融資法の活用を図り、低利の経営資金の融通を円滑にし、林業経営安定を図るよう推進する。また、早期復旧を図るため農林漁業金融公庫による融資制度の活用を図り、災害復旧資金としての林道その他林業用共同施設等長期低利資金を積極的に導入するよう指導する。

(3) 水産業関係

災害の早期復旧を図るため、被害漁業者の施設（漁船・漁具等）漁業用資材等の被害に対しては、天災融資法の活用を図るとともに、農林漁業金融公庫の制度金融さらには、北海道信用漁業協同組合連合会の系統資金の積極的活用を指導する。

2 中小企業融資計画

振興資金等融資制度の充実を図るほか、国、政府系金融機関、道、信用保証協会及び地元金融機関に対し、災害融資枠の確保と融資及び信用保証の円滑化を要請し、かつ商工会及び関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。

3 財政金融措置

町は、あらかじめ災害対策基金の積立てを行うとともに、災害応急対策及び災害復旧対策を実施するために必要な財政金融措置に対し、次により万全を期する。

- (1) 道と協力し、国に対し「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害指定の働きかけを行う等国の財政援助等が積極的に講ぜられるよう要請
- (2) 起債の特例及び一時借入れ等の特別措置を要請
- (3) 政府系金融機関等の災害融資措置